

且つ留守宅ある場合は旅行中之れを宜しく頼む等、鄭重に挨拶することが禮であります。又自身訪問して挨拶することの出来ない事情のある場合は、代理人を遣はしてもよく、或は書翰を以つて挨拶しても宜しいのであります。但し此等は略式であります。猶一般の知友に對しては書翰で挨拶するか若しくは新聞紙上に廣告して挨拶に代へるのが普通であります。又長途の旅行から歸着した場合も同様に挨拶を行ふのが禮であります。然るに留守中世話になりながら歸宅後何等の挨拶をもしないのは非禮であります。

如上の挨拶を受けた場合は、之れに對して直ちに答禮を行ふのが禮であります。然るに此等の挨拶を受けた儘で何等の答禮をも行はないのは非禮であります。旅行者に對して餞別の物品を贈る場合は、旅行者が途中携帯に不便ならざるもので且つ旅行中必要なものとか又は其の旅情を慰めるに適するやうなものを贈ることが肝要であります。

(二五)親戚恩人その他親しき知友が長途の旅行をなす場合は、其の出發及び歸着に際して之れを停車場若しくは波止場等、適當な場所に送迎するのが禮であります。一寸した旅行をなす者に對して送迎したり、又は左程關係の深

からざる人々までがお祭り騒ぎを呈して送迎したりするが如きは虚禮であります。

近來は停車場、波止場等に於ける送迎が頻繁に行はれ、一寸した小旅行をなす者に對してもわざわざ之れを送迎したり、又は旅行者と關係深からざる者が多數送迎してお祭り騒ぎをしたりする爲め、停車場や波止場は大混雑を來たして一般の乗客は之れが爲めに甚だ迷惑を感ずるのであります。斯くては送迎の禮も虚禮に流れる虞れがありますから、之れを矯正して、停車場、波止場等に於ける送迎は關係深き者に對する場合に限ること、關係深き者に對しても一寸の旅行をなす場合は送迎を行はざることを方針を取り、送迎の禮を有意義に實行することが肝要であります。但し我が國家を代表して外國に赴く者及び外國より來朝された國賓其の他外國の代表的人物に對しては、知るも知らざるも熱誠を籠めて盛大に之れを送迎するのが禮であります。停車場、波止場等に送迎の場合花束を贈る時は生花の花束が宜しく、白色のみの花束若しくは花輪等は避くべきであります。又停車場、波止場等に於ける送迎の挨拶は簡単に誠意を籠めて行ふべきであります。斯かる場合くどくどと長々しい挨拶を述べるとは、旅行者及び他の送迎者に對

して不作法であります。

自身が此等の送迎を受けた場合、之れに對して答禮を忘つたり、又は送迎者の氏名を漏して答禮を行つたりする等は、共に非禮であります。送迎者に對しては、一々先方の名刺を請ふか又は氏名を記入し置き、速かに答禮を行ふは勿論、長く其の厚意を記憶し感謝するのが禮であります。故に多數の送迎者ある場合は、其の氏名を漏さぬ爲め停車場、波止場等に受付を設けて置くことが便利であります。之れは又送迎者側から言つても便利なのであります。

(二六) 旅の恥はかき捨てと心得るのは誤りであります。

昔は旅に出たならばどんな無禮不作法も勝手次第と心得たものであります。現代では旅行中は一層其の言語動作に注意を拂ひ、過失がないやうにと考へるやうになりました。殊に外國等に旅行した際は、其の言語動作に慎みを加へなければ、一個人の不作法と雖もこれを國民一般若しくは國家の不名譽と見做されることとなります。故に旅行は内地に於て外國に於ても我が郷里に居るより諸事に周到なる注意を拂ひ自愛自重を怠らぬやうにすることが肝要であります。

(二七) 旅館・ホテル等に投宿した場合、宿帳に記入すべき住所・氏名・職業・年齢等を偽

つたり、虚書したりするのは不作法であります。

(二八) 航海中の船舶内に於いて人に面會を求めるとき、先方の船室を訪問するのは非禮であります。

船中で人に面會を求めるときは、使者に自分の名刺を持參させて先方の承認を乞ひ、先方が受諾されたならば、何處か一般の應接室で面會するのが禮であります。殊に婦人に對しては此の注意が必要であります。なぜならば船室は寢室、更衣室の向きに出來て居りますから、室内に訪問するのは不作法とされて居ります。(二九) 市街を通行する場合、車道歩道の區別を素したり、交通整理の指揮者の命令を無視したりするのは非禮であります。

市街を通行する場合は、必ず車道歩道の區別を正して規定の側を通行し、十字路に於ける交通信號は絶対に服従することが肝要であります。道路を横斷する場合は横斷歩道により先づ右側を、次に左側に注意して、横斷歩道のある場所ではこれによります。又道路を曲るには成るべく右に大きく曲ることが必要であります。然るに車道を歩行したり、交通信號の指圖を無視したり、通路を横斷する時斜めに横切つたりすると、其れは他に對して迷惑を掛け不作法となるばかりでなく、

自分の身の上にも危険を免かれないのであります。

(三〇) ステツキを振り廻したり又は新聞雜誌、其の他の書籍を読みながら市街を歩行するのは不作法であります。

此等は他の人に對して不作法なばかりでなく、自分にとつても危険を免かれませんが、殊に人込みに於けるステツキや傘の持ち方は、他人の迷惑にならぬやう注意することが肝要であります。

(三一) 三人以上横列を組んで市街を歩行したり、行列の先頭又は中間を濫りに横切することは非禮であります。

(三二) 船車の窓から痰唾を吐いたり、空瓶折箱果物の皮紙屑煙草の吸殻其の他の不用物を投げ捨てたりする等は不作法であります。

船車内で飲食した空瓶折箱其の他の不用物は、之れを一纏めにして一定の場所に置く(汽車では腰掛けの下)ことが肝要であります。此等の不用物を身邊に取り散らしたり、窓外に投げ捨てたりすることは不作法であります。しかも其の沿線に住居する人々が此の遺棄物の爲めに大變迷惑を蒙るものであります。

(三三) 自動車馬車人力車等に乘る場合、乘る前に行先の地名番地を正確に運轉手

御者車夫等に告げて賃金を取り定めないので、不注意であります。

自動車馬車人力車等に乘る場合は、乘る前に行先の地名番地を正確に告げて賃金其の他契約を取り結ぶことが肝要であります。若し何等の契約もしないで乗つた場合は、先方に着いてから不當の賃金を要求されるおそれがありますからです。又何等の契約もせず、先方に着いてから賃金を値切るが如きは、甚だ不合法非禮な行爲となるのであります。(可成車所有者の素性確かなる車に乗ること。)

(三四) 何等の用意なくして航空機飛行機飛行船に搭乗する時は不覺を取ることがあります。

現今航空機關に専ら使用されて居るものは飛行機飛行船であります。此等の航空機に搭乗するに身體か精神に異状ある場合をも顧みず輕卒に決行するのは、甚だ不注意なる行爲にして往々不覺を取る事がありますから、苟くも航空機に搭乗せんと欲せば相當の豫備知識を要すると共に第一に考へねばならぬことは心身が無病健全であるか否であります。故に航空機に搭乗するにはそれぞれの規程がありますから、それを一通り心得置くべきであります。猶詳細に亘る實際上の心得は其の係員に就いて聞くと共に總て係員の指圖に従ふことが肝要であり

ます。そして其の主なる心得の一二を挙げれば、(1)航空機に昇降するには、總て係員の指圖を待つて進退すると共に、係員の許可指圖を待たず航空中出入口の扉に手を觸れてはならぬこと。(2)喫煙は勿論、火氣は一切禁止されてあること。(3)耳に綿を挿入して置くこと。(4)通過する沿道の地理をよく研究し置くこと。(5)我が居住地より最近の航空機發着の場所及び時間等を正確に承知し置くこと。(6)内地のみの航空と國外への航空とは心得が多少異なること。(7)未成年者は法定代理人の作成した搭乗承諾書を航空券購入の際提示すること等であります。

### 一七、物品の取扱上間違つた作法

(一)總て物品の取扱ひに親切丁寧に缺くのは不作法非禮であります。

物品は自他公私を問はず如何なるものであつても、之れを愛重して大切に取扱ふことが禮儀であり作法であります。然るに物品を愛重せずして其の取扱ひに親切丁寧に缺く時は、其の物品の所有者又は寄贈者、製作者等の人格を尊重せず、且つ其の厚意を感謝せざると同一の趣旨になるのであります。而して其の人の物品に對する取扱方の注意態度の如何を見れば、其の人格品位等が自らうかがはれるものであります。故に日常身邊にある書籍を始め其の他の諸器具をよく整理、整頓して置くことから實行して、總ての物品を親切丁寧に取扱ふ習慣をつけることが肝要であります。

(二)祖先傳來の重寶、父母愛玩の物品、高貴若しくは師長より賜つた物品、其の他再び得難き記念品、形見品等の取扱方に鄭重を缺くのは非禮であります。

如上の物品は如何に高價を支拂つても金錢を以つて到底得らるべきものではありませんのに、其の取扱方に鄭重を缺き、之れを保存する方法宜しからずして、破損汚損、腐蝕等を生じ、或は保管方法を忽かにして、盜難水火災等に遭遇せしめ、又甚だしきは之れを濫りに他人に貸與したり賣却したり、するが如きは唯に非禮なばかりでなく、祖先崇拜の道德的觀念を養ふ上から言つても遺憾なきを得ぬのであります。然るに現今の青年は舊物を破壊し新寄を競ふの餘り、此等の物品の取扱ひに鄭重を缺き、且つ其の取扱方、保存法、保管法等を心得ざる不作法、無智識を以つて當然であるかのやうに、甚だしきはそれを新しい人物の表徴なるかの如く誤解して居る者が尠くないのであります。若き女子が他家に嫁し舅姑との折合宜しからずして家風に合はざるの故を以つて不幸にして破鏡の歎に陥ることが間々

ありますが、其の舅姑側の言分を聞きますと、嫁は當世の學問をして新智識は持つて居るかもしれないけれども、此の家を愛護する念に乏しく家風を尊重する風が更に無いやうである。故に此の嫁は我が家の家風に合はない人物である。といふ理由を以つて離縁談が續々實行されるのであります。更に進んで其の奥底の理由を聞けば、嫁は當家に嫁して以來、器具器物の取扱ひに意を用ひず、其の亂暴なことは言語に絶するばかりで、之れを破損することも一向平氣である。甚だしきに至つては祖先傳來の寶物にして金錢を以つて購ふことの出来ない貴重品を汚したり、損したりする事さへあつても陳謝しようとしません。それで斯くの如き嫁を將來我が家の主婦とすることは實に不安心であつて、或は家名を汚すことが無きやも計られないから、今のうちに斷然思ひ切つて家風に合はない理由を以つて離縁するのである云々。の語を聞くことが屢々であります。此等は實に極端な言葉であつて、結婚の本旨を脱線した間違ひの事柄でありますけれども、強ち一概にこれを排斥すべきではありません。其の極端な言葉の中には又大いに味ふべき意味も含んで居るのであります。

祖先傳來の重寶、父母愛玩の物品、高貴又は師長より賜つた物品、其の他再び得難

き記念品、形見品等に對しては特別の注意を拂つて鄭重に之れを取扱ひ、破損、汚損、腐蝕等することのないやう適當の方法を講じて保存すると共に、盜難、水火災等の憂ひ、妙き場所に保管し、非常の場合には第一に持ち出し得るやう平素から定め置くことが肝要であります。而して其の最も安全なる保管法としては、自宅内に特別の装置を施した保管室を設けるか、大銀行の地下室に於ける貸金庫及び其の他の貸倉庫に其の保管を依頼するか、博物館、遊就館、圖書館等のやうな場所に依託して保管するが如き方法があります。又如上の物品を濫りに他人に貸與したり、賣却したりすることは深く慎むべきであります。

總て物品の取扱ひ方法、保存方法、保管方法等と一通り心得置くことは禮儀作法上極めて大切なことであります。我が國に於いては夏季の土用中、家具一切の蟲干を行ふことが古來の習慣であります。夏季一度行つただけでは物品の保存上十分の効果を得られせんから、今一度秋季十月下旬より十一月上旬に於ける間の天氣快晴の日を選び、之れを行ふことが肝要であります。此の蟲干の方法に就いても一通りの心得を有し置く必要があります。

(三) 印章、名刺、寫眞等を粗末に取扱ひ、或は不注意に使用するが如きは誤りであり

ます。

印章(實印・検印を問はず)名刺・寫眞等は自他に拘はらず其の本人を代表するものでありますから、之れを鄭重に取扱ふことが禮であります。殊に印章は實印・検印共に我が責任ある意志を代表する表徴でありますから、之れを使用する上には細心の注意を要し、假令一印章たりとも輕卒に押捺してはならないのであります。而して如何なる場合でも濫りに之れを貸借すべきではありません。名刺は場合に依つては印章の代用ともなるものであり、寫眞も亦本人を代表する大切なものであります。故に此等の物品を粗末に取扱つたり、濫りに使用たり、又は輕々しく貸借したりするが如きは、自他の人格を輕視すると同様の非禮に陥るは勿論、種々の問題を惹起して自他共に迷惑を蒙ることが尠くないのであります。

(四) 他人の所有品及び公共物の取扱上に鄭重を缺くのは、不作法・不徳義であります。

總て物品は自他公私の區別なく之れを親切丁寧取扱ふことが禮であります。就中他人の所有品及び公共物に對しては一層此の注意が必要であります。然るに他人の所有品であるからと言つて之れを粗末に取扱つたり、公共物であるか

らと言つて之れを無責任に取扱つたりする等は、常に不作法・非禮なるのみならず不徳義であつて、斯くの如き行爲は自己の品位に關係するところが大であります。例へば他人から借用した物品を粗末に取扱つたり、劇場・寄席・活動寫眞館・其の他の集會所に於いて係員が客の履物・傘・其の他の預品を亂暴に取扱つたり、學生・生徒が教場の机・椅子等にナイフで傷をつけたり、共同便所を汚損したりするが如き、其の一例であります。殊に我が國民は公共物に對する愛重・保護の念に乏しく、神社・佛閣・官衙・學校・病院・公會堂等の如き公共の建築物を始め道路・橋梁・堤防等を汚損・破壊したり、公園の運道具・ベンチ等を破損したり、芝生・花壇に立入つたり、樹木・花卉を折り取つたり、街路樹を損じたり、制札・道標・測量標・郵便函・電柱・電線・常夜燈等を毀損したり、水道・水源・水溜池・用水桶等に濫りに汚穢物を投入したりする等極めて非文明的な恥づべき行爲をする者が尠くないのであります。斯くの如きは一個人としても又國家としても恥づべきことでありますから、速かに改善せねばなりません。

(五) 管理者ある公共物を無斷勝手に使用することは非禮であります。

公共物は誰れでも使用する権利があるからと言つて、管理者ある公共物に對しても其の管理者に一言の斷りもなく之れを使用するのは不作法であります。公

共物に管理者を設け置くのは、之れを使用する上に一定の秩序を保たしめんが爲めであります。故に之れを使用せんとする者は其の管理者に其の使用したき趣旨を述べて借用すると共に、其の使用上の注意規則等を訊ねてそれに従ふことが肝要であります。猶公共物の種類に依つては相當の手續きを履行して借用することが必要でありますから、此の心得が無い時は常に非禮を行ふに留まらず、之れを借用することが出来ないやうになることがあります。

卒業生が母校の一室で同窓會を開かんとする時又は會社員が會社の一室で懇親會を催さんとする場合等に、其の校長若しくは社長に一言の挨拶も無く無断で開催するが如きは非禮であります。斯くの如き場合は必ず前以つて其の旨を校長若しくは社長まで申し出で、其の承認を得て置くのが禮であります。我が母校であるから或は我が勤務せる會社であるから之れを借用するのは勝手次第と心得るが如きは、公私を辨へない大なる誤解であります。

(六) 近來新に採用行使されつつある新式の諸機械器具等の取扱ひ使用法を心得て居ない時は、思はぬ失策して失禮不作法をすることがあります。

例へば時計、瓦斯電氣器具の如き、蓄音機、電話、電燈、ラヂオの如き、自轉車、自動車各

種の器物等に就いては、一通り破損と危険とを防ぐに足るべき智識を養ひ置き、これを實際使用するに當つては禮儀作法の上に應用し、此等の器具、機械を各家庭にも使用して其の利益と愉快とを計り、以つて仕事の能率を高め、其の幸福を増進するやうに努めることが肝要であります。然るに若し新式器具、機械の使用法及び取扱方を心得ぬ時は、例へば西洋式便所に案内されてもこれを使用することが出来ず、西洋風呂に入つては湯加減の調節を自身ですることを知らぬ爲め手を叩いて人と呼ばひ、自動式電話器を借用して其の用を達する事が出来ない等の失態を演じ、或は其の取扱ひ及び使用法を誤つて、其の器具、機械を破壊したりするやうな失敗を演ずることになるのであります。

## 一八、物品の貸借上間違つた作法

(一) 他人の物品を濫りに借用することは無禮不作法であります。

我が國民が他人の物品を借用することを無禮とも不作法とも辨へず、當然のことのやうに誤解して濫りに貸借する風があるのは、慨歎の至りであります。歐米人は物品の種類如何に拘はらず他人の物を借用することは非常に氣兼ねして憚

るのであります。しかるに我が國民は其の物品の性質如何に拘はらず、無遠慮に他人の物品に對して借用を申込むのみならず、強ひて迫る者さへあるのは、無禮不作法の甚だしいものであります。故に如上の弊風を一掃する爲めには、他人の物品を借用することは、總て不作法無禮であると言ふ觀念を國民一般に涵養することが急務であります。而して他人の物品は止むを得ざる場合の外成るべく之れを借用せぬ方針を取つて實行することが肝要であります。

(二) 家族親戚若しくは親しき知友間に於いて物品を貸借することを情誼の厚い美しい行爲であるかの如く考へるのは、誤りてあります。

家族親戚其の他如何に親しき知友間に於いても、物品を貸借することは不作法であります。然るに我が國の習慣上此等の間柄に於いては、如何なる物品でも容易に借用出来、且つ借用しても差支ないと心得、甚だしきは所有者に一言の斷りもなく勝手に他人の物品を使用する者があります。しかも此等を情誼が厚い美しい行爲かのやうに稱揚するが如きは根本的の誤解であります。而して一個の手段を家族相互間に貸借使用したり、家族の履物を無斷で借用したりすることが、漸次知人友人間に廣められて諸種の貸借關係が生ずるやうになるのであります。

此の種の貸借は禮儀作法上のみならず、衛生上其の他にも種々の弊害を伴ふものでありますから、深く反省すべきであります。

(三) 止むを得ぬ事情の爲め他人に物品の借用を申し込む場合に、其の理由を述べて鄭重に挨拶しないのは非禮であります。又他人の物品を借用した場合並びに返戻する場合等に鄭重に其の厚意を謝して挨拶しないのは失禮不作法であります。

他人に物品の借用を申し込む場合は、其の理由を述べ、先方がよく諒解するやうに鄭重に挨拶することが肝要であります。先方の諒解承認を得て借用した場合は鄭重に其の厚意を謝すべきであります。又之れを返戻する場合も同様鄭重に謝意を表することが禮であります。然るに最初借用する場合は鄭重に禮を盡くしても、之れを返戻する時は左程鄭重に謝意を表さないやうなことは、非禮であります。

(四) 人から借りた物品を使用する場合に其の取扱上に鄭重を缺きこれを破損汚染等するのは非禮であります。

他人から借用した物品は其の取扱ひによく注意して、破損汚染等せぬやうに心



掛け、其の借用した時と變化のないやうにして返戻することが肝要であります。書籍の如きは之れに上被ひを施しなどして丁寧に取扱ひつゝ、閲覽する注意を拂ふことが禮であります。

(五) 他から借用した物品を其の使用が済んだ後速かに返戻しないのは非禮であります。

他から借用した物品は用の済み次第直ちに返戻するのが禮であります。又用が済まなくても約束した期限が来たならば、必ず一應返戻することが禮であります。然るに期限が約束してないからと言つて緩々と使用するのには不作法であります。借用物品の返戻が遅れて先方から催促を受けて後、始めて不精・無精に返戻するやうなことは、不作法非禮なるは勿論自己の品格を墜とし信用を害することになるのであります。他家を訪問中急に驟雨に遭つて傘を借るとか、時刻が夜に移つて提燈を借る等は、止むを得ぬ事情でありますから、先方の厚意を受けて借用したならば、傘も提燈も其の用の済み次第、翌日自身持參するか又は使の者を遣して速かに返戻するのが禮であります。然るに其の翌日から晴天となつた爲め或は自身の家に提燈を使用する場合が絶えて無い爲めに、遂に厚意を以つて貸與さ

れた傘提燈等の返戻を怠り、先方の催足を受けて始めて返戻するが如きは非禮の至りであります。

提燈を返戻する場合は必ず新しい蠟燭と取換へて返戻するのが禮であります。先方から借用した蠟燭の小さく減つた儘で返戻するのは無禮であります。

これと反對に自分が他人に物品を貸與する場合は、後日自分に入用な物を貸す時は、豫め返戻を乞ふべき時日即ち期限を定めて貸すことが肝要であります。然らざる時は先方の使用中不意に返戻を求めが如きことを生じ、先方に對しては不作法・無禮に陥るのみならず、自身も甚だ迷惑・困難を感ずるものであります。

(六) 他人の物品には、止むを得ぬ場合には借用しても差支無いものと、假令止むを得ぬ事情があつても借用を申し込むことが出来ぬものがあります。而して此の區別を辨へず、他人に對して如何なる物品でも借用を申し込むことは、非禮・非常識であります。

他人に對して絶対に借用を申し込むことが出来ぬ物品は、衣類及び其の附屬品、夜具類、食器類等であります。此等の物品は元來他人の所有品を借用すべき性質のものではないのであります。故に此等の物品を借用せんとするのは非常識な

行爲であつて、非禮となるのであります。然るに實際に於いては、他人の衣類、帽子、髪飾品、指輪、時計、杖、傘、手袋、下駄、靴、靴下、足袋等から夜具、布團、食器類に至るまで無遠慮に借用する者が尠くない弊風は速に改善すべきであります。

(七) 餘り懇意で無い知人、友人等から濫りに物品を借用したり、又假令懇意であつても金銭を借用することは非禮であります。

餘り懇意で無い知人、友人等から濫りに物品を借用することは慎むのが禮であります。又如何に親密なる間柄であつても金銭の借用を申し込むことは、非禮と心得ねばなりません。金銭は企業家が其の資本に借用する場合の外は絶対に借用しないのが禮であります。

(八) 他人に物品、金銭等の借用を申し込み、先方が之れに應じない場合、不平、不満の態度をなすのは、非禮であります。

他人に物品の借用を申し込んだ場合、先方の都合によつて承諾を得ることが出来なくても、決して不平、不満がましい言動をしてはなりません。殊に金銭の如きもの場合は、注意して慎重なる態度を取るべきであります。又自分が如何に借用を懇望する物品でも、所有者が貸すことを好まぬ様子ある場合は、借ることを遠慮するのが禮であります。それを強いて借用しようとするのは、無禮、不作法であります。

(九) 物品を貸借する場合、其の原品を十分點檢調査して授受することを怠ると、後日相互の間に誤りを生じ、非禮に陥ることがあります。

物品を貸借する場合は、其の原品を十分點檢調査して、度量衡によつて調査し得る物は可成之れによつて授受することが肝要であります。又場合に依つては借用證書を認めて、貸主に差出すか、或は貸借主相互間に契約書を交換するか等であります。如上の書類中には、期限、損害賠償、其の他契約事項を正確に記入し、且つ其の控へを寫し置くべきであります。斯くの如き手續、注意を怠る時は、後日間違ひを生じ、折角厚意的に貸與しながら、貸借兩主間に感情の圓滿を缺き、平素の交誼を破り、非禮に陥るやうな結果となることがありますから深い警戒を要します。

(一〇) 他家を訪問中書籍を示された場合、其の書籍中に自分が最も希望する物があつても、これを借り受けて自宅に持ち歸り、緩々閱覽せんとするが如き心持を抱くのは、誤つた考へであつて、無禮であります。

若し其の書中に如何なる事項が記載してあるかを知らうと思ふ時は、其の場所

に於いて、前後數頁を読み、其の大意を了解する程度のこととは、敢て失禮とはしないのであります。但しこれとても先方所有者の心よき承認を得た上でなくてはならないのであります。しかし所有者が全く厚意で、この書は自分には當分不用であるから自宅に持ち歸つて緩々一讀する様にと勧められた場合は、其の意志に従つて借り受けて持ち歸るのもあながち失禮とはしないのであります。この場合に於いて特に注意すべきは、期日を限つて必ず讀了すること、たとひ讀了しなくても其の期日を経過したならば、必ず返戻すると云ふことであります。然るに書物を借用して自宅に持ち歸り、暇ある毎に取り出して緩々と閲覽し、又甚だしきは之れを閲覽することを忘却して、半年も一年も返戻せず、貸主から催促を受けて始めて氣付いて返戻するが如きは、非禮であります。書物に於いては特に此の非禮を行ふ過失に陥り易いものでありますから、深く注意することが必要であります。借用した書物を閲覽する場合、或る時間或る頁まで讀んで、其の次ぎの頁を次ぎの時間に讀まうとする爲め、其の頁の紙を折つて他人の書物に折り目の疵をつけたり、又指頭に唾をつけて頁をめくつて書物を汚損するが如きは失禮であります。かつて我が國に滞在せる英國の一紳士が我が國の某倫理學者に書物を貸與しま

したのに某學者は其の書物を讀み了り數日の後英國人の宅に持參して返戻し、一應の挨拶を述べました時、英國人はこれを受取り、一々その書中を調べ、或る頁に折り型をつけた痕跡があつたことを發見して、某學者に向ひ、貴君は紳士であるかと云つた一言に、某學者は大いに赤面したと云ふ話があるのであります。

(一一) 如何に些細なものであつても、又如何に親密な同柄であつても、他人の物品を所有者の承認を得ずして無断で使用することは非禮であります。

(一二) 借用物品を汚損若しくは破損した場合、貸主に對して其の事情を詳かに述べて鄭重に陳謝しないのは非禮であります。

他から借用した物品を破損汚染等した場合、貸主に其の事情を詳かに告げ、懇に其の無禮、不法を謝すべきであります。而して其の實物を修繕するか場合によつては相當の辨償するのが當然のことであります。

如上の禮儀を怠るのは、皆に禮儀作法に反するのみならず不徳義であります。(一三) 他から借用した物品を其の所有者に無断で更に他に轉貸するのは、貸主に對して不徳義非禮であります。

己れが他から借用せる物品に對し、更に第三者から借用を請求された場合は、借

用物であるからと言つて之れを謝絶するのが禮儀作法に適つた仕方でありませぬ。然るに猶強ひて轉貸を請はれる時は、其の事情を有りの儘貸主に告げ、貸主の意見に従ふべきであります。決して貸主に無断で轉貸してはなりません。

(一四) 貸主の許可を得て第三者に轉貸した物品を第三者から直接貸主に返戻させることは非禮であります。

貸主の許可を得て第三者に轉貸した物品は、第三者から一應自分が受取り更に改めて貸主に返戻するのが禮であります。

### 一九、贈答上間違つた作法

(一) 贈答の本旨を誤つて、其の枝葉の形式體裁のみに拘泥するのは非禮であります。

贈答は相互の誠意、真情の發露として行はれるのが禮であります。故に人に物品を贈らんとする時は、誠意を表するを旨とし、其の物品は自己の身分に相當したものを選ぶことが肝要であります。然るに世間の實際は、一般に虚禮虚飾に流れ、外觀のみを飾つて身分不相應の贈答を行ふ風のあるのは、禮儀作法の精神に違反

するものであります。しかのみならず社交上にも徒らに煩雜を來たし、且つ失費を多からしめる等種々の弊害を伴ふものであります。我が國の風俗は餘りに物品の贈答が煩雜に過ぎ、殊に婦人の訪問等には必ず手土産を携ふべきものかのやうに誤解して、不經濟なるをも顧みず體裁のみを街ふ爲めに、贈物に誠意親切が籠らないやうになるのであらうと考へられます。故に之れを改善して、贈物は贈物、訪問は訪問と別々に區別して考へ、形式的で義理一片の無意義な贈答は断然止めることにして、經濟上の失費と無駄な手数とを省き、總ての能率を増進することが、禮儀作法の本旨とも合致することになります。

但しクリスマス、歳暮、年始等の贈答は、主として親戚、故舊、友人等の間に於いて行はれ、平素の恩義を感謝すると共に老人、幼少の者を慰安する意味を含み、其の間に一種の拘すべき温情が籠つてゐるものでありますから、此の美しい精神を損することなく、適當に之れを利用することが必要であります。然るに近來は其の精神の厚いと言ふ美風は捨てて、唯從らに莫大高價の物品を贈答して豪者を競ふ傾きに陥つて居るのは甚だ歎はしいことでもあります。

(二) 贈物は莫大高價な程鄭重であると考へるのは間違ひてあります。

人に物を贈る場合は、贈物する趣旨及び先方の地位嗜好並びに其の季節場合貧富の程度と自分との関係等を十分考慮した上、身分相當と思ふ物品を選択して贈ることが禮であります。然るに其の贈物する趣旨に反して、災害見舞に贅澤品を贈つたり、先方の地位が己れよりも上であるのに濫りに金錢を贈つたり、西洋趣味で洋館に住んで居る人に對して座布団を贈つたり、寒中見舞に清涼飲料を贈つたり、自己の身分不相應に莫大高價な贈物をしたりする等は、何れも非禮となり、誠意の籠つた贈物とは言はれません。

鄭重な贈物とは即ち如上の趣意に合致して贈る者の誠意が十分先方に通ずるやうに行ふことであつて、決して莫大高價なる物品であることを要さないのであります。人に物を贈る場合は、先方の趣味嗜好を考へて適當したものを選択することが肝要であります。若し之れを知ることの出来ない場合は、豫め先方の内意を尋ねて適當なものを選ぶのが宜しいのであります。歐米人間に於いては斯くすることが普通の例となつて居ります。

(三) 女兒の生れた始めての新年に其の女兒の前途を祝して贈る羽子板に俳優の似顔を作りつけたものを贈るが如きは非禮であります。

女兒の生れて始めて迎ふる新年には、其の親戚及び親しき知友より羽子板を贈つて其の女兒の前途を祝福することは、我が國古來の風習であります。此の場合贈る羽子板は、女兒の前途を祝福する意味を十分に表はして贈ることが禮であります。即ち其の押繪・焼繪・かき繪を問はず目出度き意味を表はせるもの教育指導的の意味を有するもの等の繪を作りつけた羽子板を選択して贈ることが肝



俳優の似顔の繪の羽子板

要であります。然るに近來は羽子板の繪に俳優の似顔を作りつけることが流行し、女兒の前途を祝する贈物にも盛んに之れが用ひられる風があります。これは、禮儀作法の趣旨に反するものであります。且つ羽子板が年々贅澤に流れ、高價品を出すことは、女兒に奢侈の風を養ふものであつて、喜ぶべきことではありません。又俳優の似顔繪を作りつけた豪華な羽子板を鄭重に座敷に飾り、女兒をして朝夕之れを觀賞せしめるが如きは、不作法・非教育の至りと云はねばなりません。これは同じく三月の雛の節句及び五月端午節句等に贈答する雛人形武者人形始め其の附屬品等についても、教育上作法上大いに研究を要すると思はれる點が

あります。

(四)理由なくして屢々贈物をするのは非禮であります。

人に物を贈る場合は其の理由目的を明かにして贈ることが大切な禮儀であります。但し平素世話になるとか、格別懇意の間柄等の場合は此の限りでないであります。人に手製自作の物品等を贈る場合は其の理由を述べ、又我が郷里の産物とか某地方から到來した特産物等を福分する場合には、其の事情を説明して贈ることが禮であります。斯くすれば我が厚意が十分先方に達し、先方も有意義に感じて喜ぶものであります。之れに反對して、其の事情を説明せず、贈る時は、此等の物品は往々先方に不審を抱かせて非禮となることがあります。

(五)金錢・自身の寫眞・武器・日常家計を助ける物品等を尊長に濫りに贈ることは非禮であります。

金錢・自身の寫眞・武器・日常家計を助ける物品等は、其の時と場合とにより、且つ先方の身分及び自己との關係等によつて、贈つてならぬ場合と贈つてもよい場合とがありますけれども、此等の物品を尊長に贈るのは非禮であります。

金錢は便利なものでありますから、適當な贈品を考へ付かぬ時は、之れを贈るの

も適宜であります。が、尊長・上輩に對して濫りに金錢を始め上記の物品を贈ることは失禮であります。但し凶事・災害・其の他特別の場合は此の限りではありません。近頃は商品切手を贈物とする風が流行して居りますが、之れは一種の便宜法として重寶な贈物とされて居ります。

自身の寫眞は、入學卒業・結婚其の他記念として撮影したものを人に贈るのは意義あることであります。が、其の他の場合は親密の間柄の外濫りに贈つてはならぬのであります。就中下輩より上輩に對して自身の寫眞を贈るのは禮でありませぬ。上輩から其の寫眞を贈られても、自己の寫眞は先方から請はれるまでは贈らないのが普通の例であります。又青年男女間に於いて父母・長者の許諾なくして寫眞の贈答をなすのは、非禮であります。

刀劍砲銃其の他武器の類を特別の理由なくして贈るのは非禮であります。斯くの如きものは先方が特に之れを愛玩する場合とか、軍人が出征する場合の餞別とか、得難き由緒ある貴重品であるとかいふ理由あつて贈る場合に限り、之れを非禮としないのであります。日常家計の助けとなる品物を目上に對して贈るのは失禮であります。但し災害等の場合は却つて之れを喜ぶのであります。

(六) 贈物の體裁ばかりを心掛けて内實の吟味を缺くのは、非禮であります。

人に物品を贈る時は、其の物品をよく改めて破損腐敗等の有無を確め、宜しいと思つたならば始めて之れを包装すべきであります。特に食物には此の注意が必要であります。他所から貰つたものを更に他家に送るやうな場合は、必ず一應其の包装を開き内容を改めることが肝要であります。然らざる時は折詰の菓子腐敗して居たり、其の他どんな失禮をすることがあるか分かりません。近來都會地の商店では、飲食物の新鮮を證明する爲め、月日を記入して販賣するやうになつて來ましたから、贈答の場合月日の遅くれた物を贈ることは、假令それが腐敗して居なくても失禮となります。又贈物に正札が付いたままで贈るのは不禮裁且つ失禮でありますから、商店で求める場合其の包装を頼む時に「進物ですから」と断つて注意して貰ふことが必要であります。殊に盆暮等の時期は如何に周到な注意を拂ふ信用ある店に於いても此の失敗をすることがあります。なほ進物の表書を依頼するのも同様其の誤りをまぬがれませんから、これだけは成るべく自書する方が安心であります。

又子供に玩具を贈る場合は、壊れ易くないもの、書めて色の剝げないもの、其の他危険を與へぬ安心なものを選ぶ注意が必要であります。贈物の内實に對して過大な包装をすることは、先方に對して失禮なのは勿論、自己の心底を見透かされることになるのであります。例へば菓子箱、雞卵箱等の底を上げて外見を大ならしめたり、内實に比して箱だけを立派にしたるが如きこととであります。總て贈物の包装は内實に適當調和することが禮であります。

(七) 贈物は其の縁起及び數量等に相當の注意を拂はないと、先方の感情を害して非禮となります。

贈物は真情の發露として當方の真心が先方によく通ずるやうに贈ることが最も肝要であります。それには、先方に不吉な感や不快な氣持を起ささないやうに其の物品の縁起や數量に注意することが必要であります。而して縁起や數量は其の地方の習慣に従ふのが宜しいのであります。例へば結婚祝に壊れ易い物や色の褪め易い物等を贈つたり、奇數の數を贈つたりすることや又病人に四の數を贈つたり、線香や蠟燭を贈つたりすること等は、何れも先方に不吉、不快の感と與へて、非常識の進物で失禮となるのであります。數量は普通の場合には奇數、凶事には偶數、吉事には一對、一組等を喜び、西洋風では一個、一對、半ダース、一ダース等

よしとするのであります。歐米では特に十三の数を忌みます。

(八)如何に簡便を尙ぶ現代と雖も、人に進物をするのに何等の包装もせず水引もかけず熨斗もつけず、唯其の物品のみを贈るのは非禮であります。

何事でも簡便なのが宜しいといつても、人に進物をするには相當の形式と體裁が必要であります。普通或る物品を進物とする場合は、相當の包紙即ち奉書糊入



贈答物送つた通間

等で之れを適當に包み、其の上に水引か、ボン掛け、熨斗を附ける例になつて居ります。然るに進物を何等の包装も施さず、其の儘差出したり、或は水引や熨斗の何れか一方を附けなかつたりするのは、失禮であります。又包紙の被せ方が違つたり、水引の掛け方が違

つたり、熨斗の附け方が違つたりする等のことも失禮であります。進物の包紙は通例奉書、檀紙、杉原糊入等の白紙を二枚重ねて用ひるのを正式とします。其の紙の合せ方は裏面と裏面とを合せて兩面に表面が出るやうに注意すべきであります。凶事の場合は二枚重ねることを忌み、一枚で包ふこともあります。形状の小

なるものは一枚の紙を二つ折りにして包んで宜しいのであります。

進物を包む場合は、物品を包紙の相當の位置に置き、先に左の方を折り、次ぎに右の方を折つて、左の上に被せるのであります。之れを間違へて左を右の上に被せてはなりません。但し凶事の場合はわざと反對に被せることもあります。

物品の代りに金子を贈る場合は、其の散亂遺失等を防ぐ爲めに、下包みをするか又は一度袋に入れるかして更に上包みをするのであります。

水引は普通の場合及び吉事の場合等には、紅白金銀・紅金等を用ひ、蝶結とし、凶事の場合には黒白若しくは黒か白のみを用ひて短く結び切りにするのであります。そして紅白金銀・紅金等は白・銀・紅等を左に、黒白は白を左にして結びます。婚禮・縁組等の場合には水引は一本か又は夫婦水引と二本合せたものを用ひ、結び切りにして其の端を切らずに長い儘にして置くのが普通であります。凶事の場合や婚禮・縁組等の場合に水引を結び切りにするのは、同一のことを再び繰返して行はぬやうにとの意味を含めたものであります。

世間には婚禮の祝には紅金・金銀等の水引を限定して用ふべきもののやうに考へる風があるのは誤りであります。婚禮の場合でも紅白を用ひれば事足るので



あります。リボンで贈物を結ぶ場合は、普通の場合及び吉事の場合には紅白凶事には黒白か又は黒か色を用ひるのが通例であります。

遺物には必ず熨斗を附けるものであります。但し魚類及び凶事の贈物に限り熨斗を添へないのが普通の例となつて居ります。又慶事の場合には長熨斗を添へるのが普通の例であります。熨斗及び水引には大小長短等種々ありますが、其の遺物に相當したものを選ぶことが肝要であります。但し書熨斗、捺熨斗印刷せる熨斗紙、熨斗袋等は皆略式であります。

包紙、水引、熨斗等に一度使用した汚れたもの、皺の寄つたもの、色の剥げたもの等を用ひるのは失禮、不作法であります。又水引の掛け方を下手にすると、糊がとれてしまつて、新しいものを用ひても古いものを用ひたかのやうに見えますから、此等の點には十分注意することが必要であります。

水引は物品の包装の中央に當る處に掛け、熨斗は其の右方の中央より上部に附けるのが普通の例であります。熨斗を中央より下に附けるのは失禮であります。又贈物の表書は包装の中央上部に認め、自分の氏名は中央下部か左側の下部に書くのが例であります。

(九) 遺物の表書を認めなかつたり、表書が宜しきを得なかつたりするのは不作法失禮であります。

遺物の表書は其の贈るべき場合の目的により相當に意志を表はすやうに書くべきであります。又先方の身分、地位及び自己との關係により呈上、進呈、進上等とも書きます。或は唯粗品と記したり、物品の品名を其の儘認めることもあります。

吉事の場合—御祝、御祝儀、壽。

凶事の場合—御靈前御花料(以上二ツは一般的)、御玉串料、御神料、御神前(以上三ツは神式)、御佛前、御香奠、御香料(以上三ツは佛式)、御花輪料(基督教) 其の他一般の場合。

慰問の場合—御見舞。

謝禮の場合—御禮、薄謝、寸志、謝儀。

其の他の場合—御中元、中元の場合、御歳暮、歳暮の場合、御年賀、御年玉、御年始、年始の場合、御餞別、御贖(餞別の場合)、土産、土産の場合。

遺物の表書に、目上に對して進呈、進上等と書くのは失禮であります。なぜならば、進呈及び進上は同輩及び其の以下に對して多く用ひる語であるからでありま

す。即ち目上に對しては呈上、隨呈等と認め、同輩には進呈、目下には進上と認めるのが普通の例であります。又高貴の方には奉呈、献上等と認むべきであります。而して表書の文字は楷書で謹書するのが禮であります。又表書には自分の氏名を認めます。自分の氏名を認める代りに名刺を貼付しても宜しいのであります。鄭重な進物には別に目錄を添へることがあります。金子を贈る場合は内部(下包)みの表か上包みの裏に其の金額を記入し置くべきであります。

(二〇)進物を使者に持参させる場合、之れに自己の名刺を添へぬのは略式であり、且つ失禮であります。

進物を使者に持参させる場合は、自己の代表として名刺を添へることが禮であります。又使者には其の進物の趣旨を認め、た書状を持参させるか或は口上を授けて先方に至つて適當に挨拶させることが必要であります。これは又先方に對する禮儀を盡くすことになるのであります。

(二一)進物を使者が持参した場合、之れを受け放しにして何等の挨拶もしないのは非禮であります。

進物を使者が持参した場合はよく其の口上を聞き、鄭重に挨拶して之れを受け

取ると共に、受取りに代用する簡単な禮狀か又は名刺に其の意味を認め、たものを使者に渡して歸へすことが禮儀であります。又其の後鄭重な禮狀を認めて差出すか或は自身先方を訪問して挨拶を行ふのは一層鄭重な仕方であります。進物を持参した使者に對しては、凶事の場合を除く外相當の心附を與へることが普通の例であります。特に慶事の場合には此の心得が必要であります。然るに先方の使者が進物を持参した場合、之れを受け取つた儘で先方に對して何等の挨拶状をも差出さないのは非禮であります。

(二二)贈物を受けて、先方の風呂敷、袱紗、臺等を返へす場合、移りを入れないのは不注意失禮であります。

贈物を受けた場合、先方の風呂敷、袱紗、臺等を返へす時には、必ず移りを入れて返へすのが我が國古來の慣例とする禮であります。此の移りは交際を長く續ける意味で入れるものであります。故に此の作法上の慣例に反することは、先方に對して失禮であります。移りに用ひる品物は地方の慣例によつてちがひますが、普通白紙、ワッチ、付木等を用ひます。又魚類、鳥類等を贈られた場合は移りを入れないのが例であります。海魚に限つて鹽を入れます。但し結婚祝の贈物及び凶事

の場合の贈物には移りを入れないのが普通の例であります。

(一三) 花卉を贈る場合、其の贈るべき場合と花卉の種類とに注意しないと、思はぬ失態となるのみならず、先方に對しては非禮となります。

近來は西洋風の花卉の贈答が流行して居りますが、往々之れが選擇を誤つて居ることが多いのであります。例へば慶事の場合に、凶事の場合に使用する花輪と類似の花輪を贈つたり、或は凶事の場合に紅白のリボンで飾つた花束を贈るが如き何れも非禮であります。一般に慶事の場合には生花の花束、或は生花若しくは造花の花籠等を贈り、凶事の場合には造花の花輪又は生花の花輪等を贈るのが普通の例となつて居ります。

青年男女間に於ける花卉の贈答は、往々他の誤解を招くことがあるのみならず、先方に對しては非禮となります。殊に桃色、紅色等の花は深き愛情を意味しますから、計らずも先方に迷惑をかけることが尠くありませんから、深く注意を要します。其の他此等の色彩の物品贈答には總て注意すべきであります。

(一四) 青年男女子が自筆の圖畫、手作りの織物、手藝品等を贈答することは、往々世の批評を招くことがあつて先方に對しても失禮となるのであります。

(一五) 贈物を輸送する場合、單に物品だけ送つて、別に書状を發送しないのは非禮であります。商店に託して届けさせる時も同様であります。

贈物を輸送する場合は必ず送り状を添へるのが禮であります。なぜならば、之れを受け取つた方では其の贈物を受けた理由がはつきりしないからであります。假令其の理由が明瞭であつても、一言の挨拶もなしに人に對して物を贈るのは失禮であります。近來は百貨店等に贈物の配達を託する傾向が益々盛んであります。此の場合、贈物だけは託して自ら訪問するといふ時は差支ありませんが、然らざる時は別に書状を以つて其の旨を申し送るのが禮であります。それに就いては次の様な話があります。某夫人が或る時三越からの配達で其の夫人が書つて世話をしたことのある人から贈物を受けました。ところが贈物が届けられたきり、先方の人自身が挨拶にも來なければ、書状もよこしません。そこで其の夫人は一方には先方の失禮な態度を快からず思ひ、一方には何の理由で其の贈物が届けられたのか分からないので、如何に返事をしたものかと考へた結果、斯々の品右正に御預り申し候といふ意味を申し送つたといふことであります。此の夫人の態度は一面皮肉を含んで居りますが、又多分の道理をも有して居ることと思

ひます。

(一六) 他から贈送によつて物品の贈與を受けた場合、これに對して禮状を差出すことが遅れたり、或はを書状を差出さなかつたりするのは、無禮不作法であります。

人から贈物を贈送によつて受け取った場合は、速かに禮状を差出して、物品が確かに着いたことと其の謝禮とを述べ送ることが禮儀であります。然るに先方から着否の問合せを受けて後、始めて其の禮状を出す等は非禮であります。

(一七) 贈物を受けた時、形式的に謝禮を述べたのみで、其の贈物の何であるかを確かめて衷心から喜ばしく思ふといふ情を表はさないのは日本人の多くが隔つて居る弊であります。

贈物を受けた時は、成るべく其の場で開いて一見し、贈主の厚意を喜ぶのが禮であります。歐米人は贈る方でも日本人のやうに「粗品」とか「つまらぬものですが」とか云はないで、「これは私の最も受するものでありますから、貴方に差上げます。」とか、「これは私がつとも心を籠めて作ったものであります。」とか述べますから、これを受け取る方も其の場で開いて、「これは結構な物です。これは大變私の氣に入

つたものでうれしうございます。」とか、「私が前から大變ほしく思つて居た品です。」等と喜びの情を表はすのが普通であります。(歐米人に對して「粗品です。」等と云つて贈つたならば、「悪いものだから贈るとは失禮である。」と云つて憤慨するのであります。) 然るに我が國人中には贈物を受けてもわざと手をつけず何時までも

ほふつて置く者さへあるのは、改善すべきことであります。そして飲食物ならば早速これを賞味し、身に付けるものならばこれを身につけて其の厚意に報いることが大切な禮であります。

(一八) 贈物の取次ぎを他の客の前ですることは失禮であります。

客が進物を玄關口等に於いて取次人にまで差出し、之れを主人に取次ぐやう託した場合に、取次人がそれを他の客の面前で主人に對して取次ぐことは、他の客に對しても失禮であり、又贈主の迷惑となることになります。

故に他の客ある場合は、進物の取次ぎを差控へ、他の客が辭去した後か、又は其の贈



一人の客の物進の人数の客の前で贈るす

主の客が辭去する際主人が玄関口に於いて行ふのが宜しいのであります。

(一九)人から進物を受けた謝禮を第三者の面前で悪に述べることは、總ての人々に對して失禮であります。

人から進物を受けたことに對する謝禮は、之れを第三者の面前で述べないのが、作法上肝要な心得であります。若し止むを得ぬ場合は、結構な頂戴物を致しまして有難う存じます。等と云はず、唯、先日は有難うございました。と他人には進物の謝禮であることが分らないやうに挨拶すべきであります。此の注意となる時は、贈主に迷惑を掛け、且つ第三者に對して失禮になります。

(二〇)進物の運搬を考へるのは非禮であります。

進物は其情の發露でありますから、返報を豫想して贈るやうなことは言語の外であります。

(二一)進物を受けたことに對して、直ちに運搬的に物品を贈るのは非禮であります。

進物する方は答禮を豫想しないのであります。これを受けた方では適當の時機を見計つて其の厚意に對する答禮を行ふのが禮であります。然るに進物を受

けたから返しをしなければならぬと言つて直ちに答禮の物品を贈るやうなことは、餘りに交換的で宜しくありません。即ち適當な機會を見計ふ必要が有ります。又目上に對しては受けたものより輕少なものと、目下に對しては受けたものより多大なものを以つてするのが普通の例であります。猶吉凶及び慰問等の答禮は必ず行ふべきであります。吉事の答禮は三四週間以内に、凶事の答禮は忌明け後、病氣見舞の答禮は全快後に、災害の答禮は事件の落着き次第に行ふのが普通の例となつて居ります。

(二二)吉凶の場合他から受けた贈物に對し答禮をする代りに、之れを贈禮の意義を事業、公共事業等に寄附することは、禮儀作法上考慮すべき問題であります。

斯くの如き場合は、其の金品を贈與せられた人々に對しては、一々其の旨を報告して謝意を表すべきは云ふまでもありませんが、此の如き寄附行爲を行ふことは死者の爲めにはよい供養、追善となるべきは申すまでもないことであります。一方此の行爲は徳義上及び作法上の趣旨に反することはないか深く研究を要する問題であります。

## 二〇、集會上間違つた作法

(一)講演會演說會其の他各種の集會に於いて寒氣激烈なるにも拘はらず、暖房の設備なき場合でも、聴衆は必ず外套着きコート等を脱ぐのが作法であるかのやうに窮屈に心得て居るのは、因はれた作法であります。

集會場に於いて着席する場合は、帽子外套着きコート襟巻肩掛等を脱ぐのが普通の例であります。併し寒氣激烈にして会場に暖房設備なき場合は外套着きコート襟巻肩掛等は之れを着用してゐても不作法ではありません。此のやうな場合は司會者側から聴衆に向つて「どうか外套を御着用下さい。」といふ注意を與へるのが適當な所置であります。尤も何か厳格な儀式を行ふとか、高貴のお方の御臨席とか、御講演を承るとか云ふ様な場合は勿論、此等の外套着きコート襟巻肩掛等を取るのが禮であります。

寒國に於いて嚴寒の折、學校の教室内に暖爐等の設備なき場合は、教師は外套を着して教授するも差支ないことになつて居ります。申すも畏れ多い事ではありますが、昭和二年二月新宿御苑の葬場股に於いて御大葬儀を御舉行あらせられました

た場合、特別の思召しを以つて其の參列員に對し、式場に於いて外套を着用することを御差許しになりましたことがございます。此等特別の御恩典は我が國に於いては曾てない特典であります。唯、上陸下の御拜あらせら給ふ時と、御誦詞を御朗讀あらせられる時とは、參列員一同外套を脱いで起立、敬意を表し奉つたのであります。此の有り難き思召しを拜し奉つて參列員一同御洪恩の優渥なるに感泣せざる者はなかつたのであります。著者も其の際參列の光榮を蒙つた一人でありましたが、何とも恐懼の至りに堪へなかつたのであります。それであるのに冬季嚴寒の折、スタیشنとか、停留所とか、其の他の場所に於いて知人友人等を送迎する場合に於いて、外套着きコート等を脱いだり、襟巻肩掛手袋等を取つたりするのは、一種の形式に拘はれた作法に過ぎないのでありますから、一般に今少し作法の形式に拘泥することを止め、其の精神を廣く應用すべきであります。

(二)式場に於いては式辭にせよ演說にせよ長辭冗辭を弄するのは非禮であります。

總て儀式の要は最も嚴肅に最も簡潔に舉行すべきであります。然るに式場に於いて祝詞を陳べるか演說等とする場合、其の嚴肅なる式場たる場所柄をも打忘

れ長辯冗辯を弄するが如きは、儀式豫定の時間に變動を興へるのみならず、式場の  
嚴肅を破り、秩序を亂すの非禮を演ずる事になります。深く慎むべきであります。  
故に式場に於ける式辭祝詞演説挨拶等は、注意して最も簡潔に其の要點を陳べる  
に止め置く位にすることが肝要であります。

(三) 來賓に出しぬけに其の場で祝詞演説等を強制するのは非禮であります。

來賓に祝詞演説等を請ふ場合は、前以つて其の宅を訪問し、篤重に懇請して其の  
承認を得て置くのが禮であります。若し其の餘裕が無い場合でも、式場會場等で  
即座に請ふことなく、豫め控室に於いて懇請して許諾を得るのが禮であります。  
然るに式場會場等に於いて突然來賓に對して其の祝詞演説等を請求し、先方が辭  
拒せらるるにも拘はらず強いて請ふが如きは、非禮であります。深く注意せねば  
なりません。

(四) 集會の席上着席する場合姿勢態度を崩すのは不作法であります。

式場其の他嚴肅なる場所殊に男女同席の場合に於いて着席するには、足は必ず  
床に卸し、手は必ず膝の上に正しく置くのが宜しいのであります。然るに此の如  
き場合に正しく着席せず兩足は組んで高く上げ、人の面前で靴其の他の履物の裏



(圖だん組を足) 姿勢の綺麗なくし正上席會集

を見せることは人に最も不愉快を興へますか  
ら慎むべきであります。又前後左右殊に後方  
を見廻はすなどは不作法であります。

我が國で紳士・淑女と稱せられる方も歐米に  
行つて此の如き不作法を行つて彼の國人に擯  
斥されたことも少くないのであります。

總て集會の席上着席する場合は、姿勢態度を  
正しくして、終始容儀を亂すことなく、紳士・淑女  
としての品位を保つことが肝要であります。

(五) 集會の席上誰が代の演説又は勸語の奉讀などある場合等に、起立して隨つて  
之れに對して敬意を表することのないのは非禮であります。

(六) 集會の時間を嚴守せぬのは非禮であります。

集會の時間は、參會者側及び司會者側兩方に於いて之れを尊重・嚴守することが  
肝要であります。故に參會者側に於いて豫定の時間までに必ず參集すると共に  
司會者側に於いては開會及び閉會其の他豫定した時間に違ふことなく會を進行

させることが禮であります。然るに我が國に於いては、古來時間嚴守の觀念に乏しく、集會の時間を守らぬことは、參會者、司會者側共に之れを普通のことのやうに考へて居ります。そして集會の通知に午後一時開會とある時に、本當に始まるのは二時だらう等と言つて遅れて行くことを參會者の普通とし、司會者の方ではどうせ參會者が遅れることであらうからと言つて、集會の時間を掛値して少し早目に通知するのを普通の例のやうにして居ります。これを普通「日本時間」と稱へて少しも不思議に思はないのは、間違も甚だしいことと言はねばなりません。若し如上の場合正確に定刻までに出席した人は各々一時間、全體ではその何倍或は何十倍の貴重な時間も損失せねばならぬのであります。故に集會の時間は司會者側は勿論參會者側の者も何れも時間を嚴守し、假令實際の出席者少數なりと雖も豫定の時間通りに正確に開會を宣告し豫定の舉行事項を其の順序書通りに實行し豫定の閉會時刻となつたならば必ず閉會を宣告して退散するやうに勵行することが肝要であります。

(七) 集會の通知狀を二三日前に差し追つて發送したり、其の通知狀に參會者の心得べき必要事項を漏らしたりするのは不注意であり、且非禮であります。

集會の通知狀は、成るべく開會當日の一週間乃至二週間前に發送して、參會者に繰合せの餘裕を與へるやうにすることが禮であります。

又其の通知狀には、開會の趣旨、舉行事項、時日、場所、服裝、其の他必要事項を正確に漏らさず記載し、參會者に迷惑を及ぼさぬやうに注意することが必要であります。

(八) 集會の通知狀を受け參否の回答を求められた場合、回答しないのは非禮であります。

集會の通知狀を受け參否の回答を求められた場合は、其の期限内に成るべく速かに回答することが禮であります。又先方から回答を求められなくても、場合に依つては參否の回答を行ふのが鄭重な仕方であります。然るに參否の回答を求められても之れを怠つたり、或は期限に遅れて回答するが如きは、共に非禮であり、司會者に迷惑を掛けることになるのであります。

(九) 集會の通知狀に對して出席の回答をした後、無断で缺席するのは非禮であります。

集會の通知を受け、之れに對して出席の回答をした後、止むを得ぬ事情が生じて缺席する場合は、直ちに其の旨を申し送つて陳謝するのが禮であります。



如上の場合開會時刻が迫つて缺席の通知をするやうな時、會費を要する會合であるのに、自分は出席しないからと言つて會費を負擔せず、司會者に金銭上の迷惑を掛けて平然として居るのは不作法、不徳義であります。會費を要する會合に於いては、司會者側で諸種の用意をするものでありますから、開會期日迫つて缺席の通知をなす時は、既に司會者側に於ては其の人を出席と見做して準備を整へてしまつて居ります。故に斯くの如き場合は假令缺席しても其の會費だけは負擔するのが禮であり、義務であります。

(一〇) 集會に出席する場合、自分一人其の會の趣旨に反した服装をすることは、非禮であります。

總て集會に出席する時は、其の會の趣旨に相當した服装をすることが肝要であります。例へば出席者が皆モーニングコートとか白襟紋附丸帯等相當の禮装をなす場合、自分一人男子ならば背廣服、女子ならば縞物に腹合帯等で出席するのは其の會に對して禮を缺くことになるのであります。

(一一) 特別の場合を除く外、集會に子供を同伴することは不作法であります。

普通大人の集會には子供を同伴しないのが例であります。子供を同伴すると

他の人々に迷惑と手數とを掛け、集會の妨げになることが多いからであります。

又子供にとつても斯くの如き場所に同伴されるのは、迷惑なことでもあります。

(一二) 集會場に於いて着席する場合、徒らに席を譲り合つて容易に着席しなかつたり、又殊更に左右の兩端又は後方の席に着席せんとして時間を費したり、或は先を争ひ他を押しつけて着席せんとするが如きは、何れも不作法な行爲であります。

集會場に於ける着席、退席、其の他の行動は總て司會者側の指圖に従ふことが肝要であります。會場に着席する場合は、前列の第二列目位の席から順次に着席して、椅子と椅子との間を空けることなく、座席の整理をして、靜肅に着席することが必要であります。又座席の定めある場合は必ず規定の席に着くべきであります。

(一三) 多人數集會の場所に於いて知人に出違つた場合、高聲に挨拶をしたり或は輕卒なる禮をなすが如きは共に不作法であります。

衆人集會の席上で知人に逢つた場合は、靜かに會釋するだけで宜しいのであります。若し集會の席に尊長及び恩人等の臨席せられた場合は、適當の時機を見て其の席に到り、丁寧に挨拶することが禮であります。

(一四) 集會の席上同席の人々に對して我物顔に振舞つたり、隣席に着いた人に對して冷淡な態度をしたりすることは、何れも不作法であります。

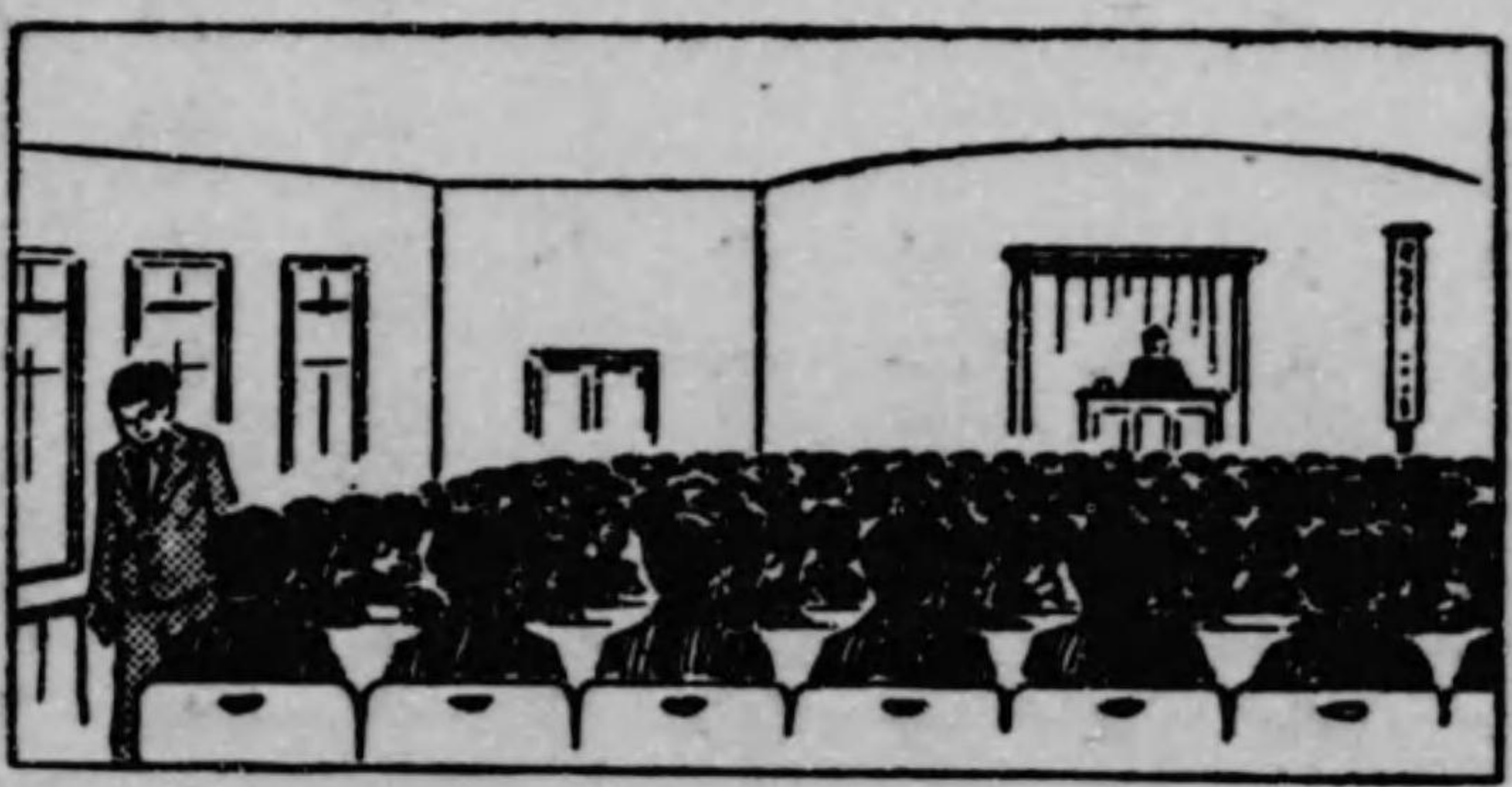
集會の場合控室に於いて隣席した人或は會場で隣席した人等に對して、其の着席及び退席の際、會釋すると共に場合によつて適宜談話を交へるが禮であります。

(一五) 講演會・音樂會等の席上で倦怠の態度を現はすことは失禮であります。

講演會・音樂會等に於いて着席中は、熱心に謹聽することが講演者及び演奏者等に對する禮であります。又之れは他の聽衆に對する禮でもあります。

(一六) 集會の席上中途退出するのは失禮であります。

集會の席上中途退出するのは失禮でありますから、止むを得ぬ事情ある外はこれを犯してはなりません。就中講演會・音樂會等の席上中途退出するのは既に失禮であるのに、講演・演奏等の最中に、知人に別れの挨拶をしたりして足音高く退出するが如きは、講演者・演奏者等に對して無禮であるばかりでなく、他の迷惑を顧みぬ行爲であります。故



講演會の途中で席を退る

に若し止むを得ず退出する際は、講演・演奏等が一段落を告げ、他に移る時に於いて行ひ、知人には目禮して言葉を交さず、足音靜かに他の聽衆の妨げにならぬやうに氣を付けて退出すべきであります。

(一七) 集會の席上己れ一人の利害を主張するのは、無禮不作法であります。

(一八) 集會の席上時機を得ぬ拍手を送ることは、己れの品位を墜とすのみならず非禮であります。

拍手は演奏會・獨唱會等ならば一段落終つた時とか其の要所々々に拍手を行ふべきであります。如何に興がのつても其の途中で濫りに拍手することは、他の聽衆の妨げとなりますから慎むべきであります。

又講演會の如き場合は、其の要所々々で、短かくして熱誠を籠めた拍手を送るのが宜しいのであります。

(一九) 集會の席上多數の人の解し難き言語を用ひたり、外國語を妄りに使用したり、或は他人の注意を惹くやうな舉動をなすことは、非禮であります。

(二〇) 集會の席上他人の批評や噂話をするのは非禮であります。

集會の席上他人の批評や噂話をするのは禁物であります。假令他の人が話

しかけ自分はその話題を他に轉ずる心掛がなければなりません。それを濫りに附和雷同して自己の品位を傷けぬやう注意すべきであります。

(二一) 劇場・客席活動眞館等に於いて観覧する場合、男女席の區別を素したり、彌次をとばしたり、高聲に談笑したり、客儀をくづしたり、コンバクトを弄したり、濫りに飲食喫煙したり、男子が帽子を取らなかつたり、其の他他人の観覧を妨げるやうな行爲をなすのは、不作法であります。



観劇する時の不儀

歐米人は斯かる場合恰も式場に列したかの如く静肅に観覧し、必ず飲食は食堂に於いて、喫煙は喫煙室に於いて行ふのであります。そして相當の服装を整へて行くのが普通の例となつて居ります。之れは藝術に對して敬意を表する所以であります。然るに我が國民の間には其の觀念が無く、單なる娛樂を求めよりして不作法の限りを盡くす者が多いのであります。殊に下足場の混雜亂雜の有様は言語の外であります。我が國民は演藝が終

りに近づくと下足のことを氣に掛け、他の觀衆の迷惑を顧みず席を立つて下足を取りに行き、再び履物を携へて席に歸つて観覧する風があります。之れが爲め折角大切な演藝の終りの場面を妨害されることが甚だしいのであります。之れは極めて無禮不作法なことでありますから、是非改善して、必ず演藝が終るまでは靜肅に觀覧して席を立つやうなことをしなさい事が肝要であります。而して演藝が終つたならば先を争はず順次速かに退出し、下足場に於いても秩序よく用を達し、履物を穿き換へたならば、脱いだ草履を散亂させることなく適當に始末して置くことが作法であります。

(二二) 歌留多會・花合會・トランプ會・双六會等の如き遊戯的競技會に出席した場合、只管競技に勝つことのみに熱中して亂暴卑劣なる行爲をなしたり、或は夜を更かして周圍の安眠を妨げるが如き言動を爲すのは、不作法であります。

## 二一、皇室及び國家に對する間違つた作法

(一) 國家的の年中行事中國民一同が誠意を籠めて祝賀すべき四大節に、國民の大部分は其の祝賀の意を發表する方法を知らざるのみならず、當日の意義をも

理解せざる者あるは遺憾の至りであります。

一月一日紀元節・天長節・明治節の四大節は、宮中に於かせられても最も鄭重なる御儀式を行はせらるる佳辰であります。下國民に於いても此の御趣旨を奉體服膺して滿腔の熱誠を以つて十分祝賀の意を發表すべきでありますのに、其の當日國民の一小部分は平日と變ることなき態度を以つて、今日がかゝる大切な日であるといふ事さへも知らず、甚だしきに至つては國旗をも掲げざる者があります。而して四大節を祝賀する事を學校に於いて舉行する祝賀式にのみ一任して、國民各自が祝福する精神を發表する方法を講ずることの尠ないのは、甚だ遺憾なことであります。四大節當日は官衙學校を始め會社銀行其他各種の團體等に於いては、總て平素の業務を休んで祝意を表すことになつて居るのでありますから、個人の家庭に於いても元日同様に業務を休んで身分相當に家族一同が祝意を表することが肝要であります。而して其の當日を國家的より言つても、家庭的より言つても、最も楽しい愉快なる祝日となすやうにするには、各家庭に於いて先づ國旗を掲揚し、家族一同打ち揃つて兩陛下の萬歳を祝し奉り、實祚の無窮を祈り奉ると共に國運の隆盛を祝し、神棚及び祖先の靈壇を禮拜する事が肝要であります。

又食膳に對しては家族一同團樂の楽しみを感ずるに足るべき身分に應じて相當の設備をなすべきであります。猶當日は事情の許す限り産土神社及び其の他最寄りの神社に參詣することが宜しいのであります。

又四大節當日に於いては團體的の大運動會を催すとか、劇場活動寫眞館其他各種の演藝場に於ける諸般の興行物に其の佳辰當日の趣旨を織り込むなどして當日の娛樂愉快を個人的でなく國民的に國家的に其の精神を向け、國民一同が最も愉快なる記念日として意義あらしむることが必要であります。

近來はラジオに於いて當祝祭日の唱歌を放送するとか、記念講演を放送するとか、其の他演藝放送に當日の趣旨を仕組むといふことが漸次行はれて來ましたのは、眞に喜ばしいことであります。

如上の趣旨を全國民の各家庭に於いて徹底的に實行して効果あらしめるには、家族一同兒童に至るまで四大節當日を國家的の最も楽しい祝日であることを忘れることの出來ない一種の觀念を養成することが必要であります。此の觀念を養成するには、聽覺・視覺に訴へる娛樂を與へると共に、一方には味覺に訴へる娛樂を併せ與へることが最も有効な方法であります。例へば當日は各家庭に於ける

食卓上に平素と趣を異にした赤飯を載せるとか、壽司・餅等を始め各自の家庭に應じて身分相當に祝意を籠めた食物を以つて食卓を飾り、一家團樂の樂しみを盡くすやうにすることが肝要であります。

四大節佳辰の意義は獨り學校に於いて之れを説き聽かせるのみならず、各家庭に於いても家長が其の家族一同に當日の意義を説明したり、講話したりして其の精神を徹底的に自覺せしむることが肝要であります。

四大節の當日は官衙・學校會社・銀行其の他の團體を始め國民各戸一齊に國旗を掲揚して祝賀の赤誠を發表することが最も大切なことであります。若し一戸でも國旗を掲揚しない家があつたならば、其れは即ち國民一同の精神が不行届であることを無言の裡に事實に於いて證明して居ると同様であります。而して總て文明の進んだ國民程其の國家の吉凶を共にする精神が深いと言はれて居ります。

從來四大節の中でも一月一日だけは新年の祝詞を何人も相互に交換する風があります。但し、他の佳節に於いては個人の間には祝詞を交換しないのが普通の例であるかのやうに誤つて居た者が尠なくなつたのであります。けれども四大節の當日は新年と同様他の佳節に於いても長上に對して祝詞を言上すると共に

各人相互間に之れを交換するやうにしたいものであります。

如上是四大節に就いて述べましたが、其の他の國家的祝祭日に於いても同様の趣旨を以つて實行すべきであります。

(二) 宮城及び御陵等の前を通過する際、歩行を止めて謹んで敬意を表し辱らぬのは皇室に對し壽り眞に畏れ多いこととあります。

宮城・行在所及び御陵等の前を通過する場合は、踏止まつて之れに對し謹んで敬意を表し奉るべきであります。又御眞影奉安庫の前を通過する時も同様であります。

(三) 神社佛閣の寶物殿・博物館・遊就館等に於いて皇族貴顯の御物を拜觀する場合、相當の敬意を表して拜觀しないのは、不作法であつて恐れ多いこととあります。

神社佛閣の寶物殿・博物館・遊就館等に於いて皇族貴顯の御物を拜觀する場合は男子ならば脱帽し、容儀を正し謹んで敬意を表すべきであります。然るに男子にして喫煙しながら拜觀するが如きは無禮不作法であります。

(四) 至尊及び皇族の御肖像或は其の記事ある書冊を取扱ふのに、鄭重なる敬意を

缺くことあるは實に恐れ多いことであります。

(五) 皇室に關することを談話する場合に、敬語敬稱を添へなかつたり、或は敬語敬稱を誤つたりするのは、畏れ多いことであります。

皇室に關する事を記し奉り、又は陳べ奉る時は、必ず姿勢を正し、敬語敬稱を誤ることなく用ひ、不敬に亘ることなきやう注意すべきであります。皇室に關することを談話し奉る時は、遊ばされ在らせらる在します仰せられる奉る等の敬語を用ふべきであります。

陛下(天皇、皇后、皇太后、太皇太后の尊稱。)

殿下(皇太子、皇太子妃其の他の皇族の尊稱。)

勅語、勅言、詔書、勅諭、上諭、宣命(天皇の御言宣。)

令旨(三后、皇太子、皇太子妃其の他の皇族の仰せらるること。)

聖德、乾德(天皇の御德。)

坤德(皇后の御德。)

皇居、宮城(天皇の御住居。)

行幸、臨幸(天皇の御外出。)

還幸、還御(天皇の御還り。)

行啓(三后、皇太子、皇太子妃の御外出。)

還啓(三后、皇太子、皇太子妃の御還り。)

御成、台臨(皇族の御外出。)

天覽、御覽(天皇の御覽あらせらるること。)

台覽、御覽(三后、皇太子、皇太子妃其の他の皇族の御覽あらせらるること。)

天機、奉伺(天皇の御機嫌を伺ひ奉ること。)

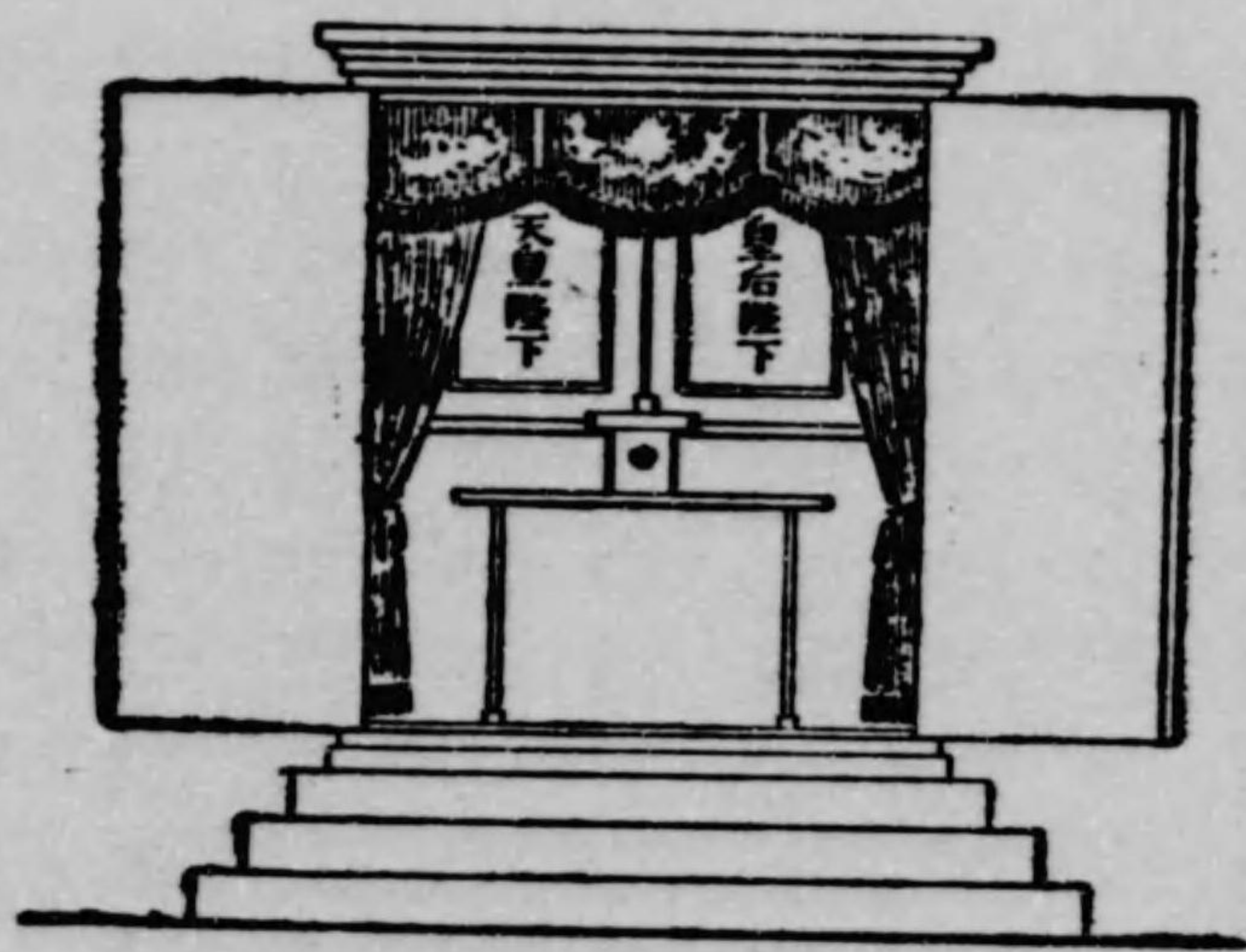
御機嫌、御伺(三后、皇太子、皇太子妃の御機嫌を伺ひ奉ること。)

崩御(天皇及び三后のおかくれになること。)

亮去(皇族其の他三位以上の御方のおなくなりになること。)

(六) 御眞影を奉揚するのに、臣下より、正面に向つて右の方を天皇陛下、左の方を皇太后陛下とし、奉るのは間違て畏れ多いことあります。

四大節其の他特別な式場に御眞影を奉迎して掲げ奉る場合には、式場の正面に向つて左の方に天皇陛下の御眞影を、右の方に皇后陛下の御眞影を、即ち天皇陛下の御座を右側に、皇后陛下の御座を左側に在すやうに掲げ奉るのであります。從



圖の攝奉眞御下座兩きし正

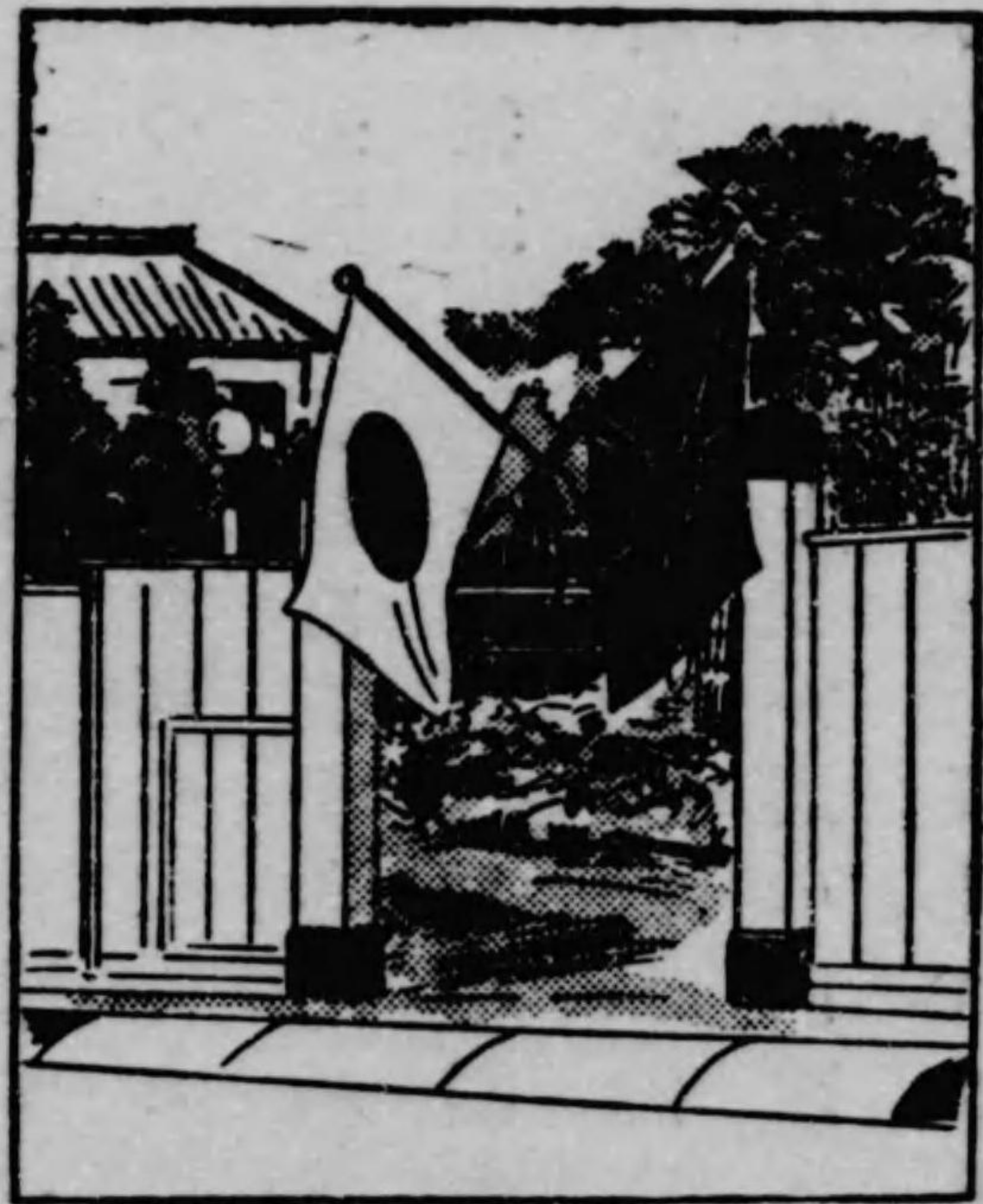
を左に、皇后陛下の御座を右にして拜し奉るのであります。故に學校及び其の他の式場に於いて御眞影を奉掲する場合は、此の標準に則り奉るべきであります。又雜祭の内裏雜の飾り方も宮中の御趣意に倣ひ奉つて、漸次に改善の實を擧げるやうになりましたのは、眞に慶賀すべき現象であります。

(七) 行幸啓御成等を拜觀する場合、擧越し又は高い位置から拜觀するのは、不作法であつて長れ多いことであります。

行幸啓御成等を拜し奉る時は、豫め沐浴して身體を淨め、服裝其の他總て不敬に亘らぬやうに注意すべきであります。其の拜觀し奉る場合は指定の場所に整列し、靜肅を旨とし、憲兵巡査其の他係官の差圖に従はねばなりません。其の前驅が見えた時、帽子、外套、吾妻コート、肩掛襟巻等はこれを脱ぎ、傘は勿論疊んで手に持ち直立不動の姿勢を取り、天皇旗、皇后旗、皇太后旗、皇太子旗、皇太子妃旗、皇族旗等を拜し奉り、御車が我が前を通過あらせ給ふ時、恭しく御車内に注目し奉り、謹んで最敬禮を行ふべきであります。此の場合は御車内に謹んで注目し奉ることが肝要であります。而して其の後儀仗の終るまでは前のやうに靜肅にして居り、係官の指圖あるを待ち、後靜かに退散すべきであります。猶拜觀者雜沓する場合は老幼を勞はつて、之れに前列の位置を譲るやうに心掛くべきであります。

(八) 外國に敬意を表する爲め我が國の國旗と外國の國旗とを同時に掲げる場合、我が國旗と外國旗とを門の左右に離して別々に掲げたり、又は外國旗を門内から見て左に置き、我が國旗を同じく右に置く等は間違てあります。

外國の國旗と我が國の國旗と同時に掲揚する場合は成るべく交叉する方が宜しいのであります。そして此の場合には外國の國旗を賓客の位置即ち上座門内か



我が國の旗と外國の旗とを交す又す  
る其の場合の位置を轉す例

ら見て旗布が右になるやうにする。に掲揚  
することが肝要であります。これが即ち世  
界的の作法なのであります。  
今假に我が國の國旗と英國の國旗とを同  
時に掲げる場合は、英國の國旗を右側門内か  
ら見てに、我が國の國旗を同じく左側に掲げ  
るやうにす

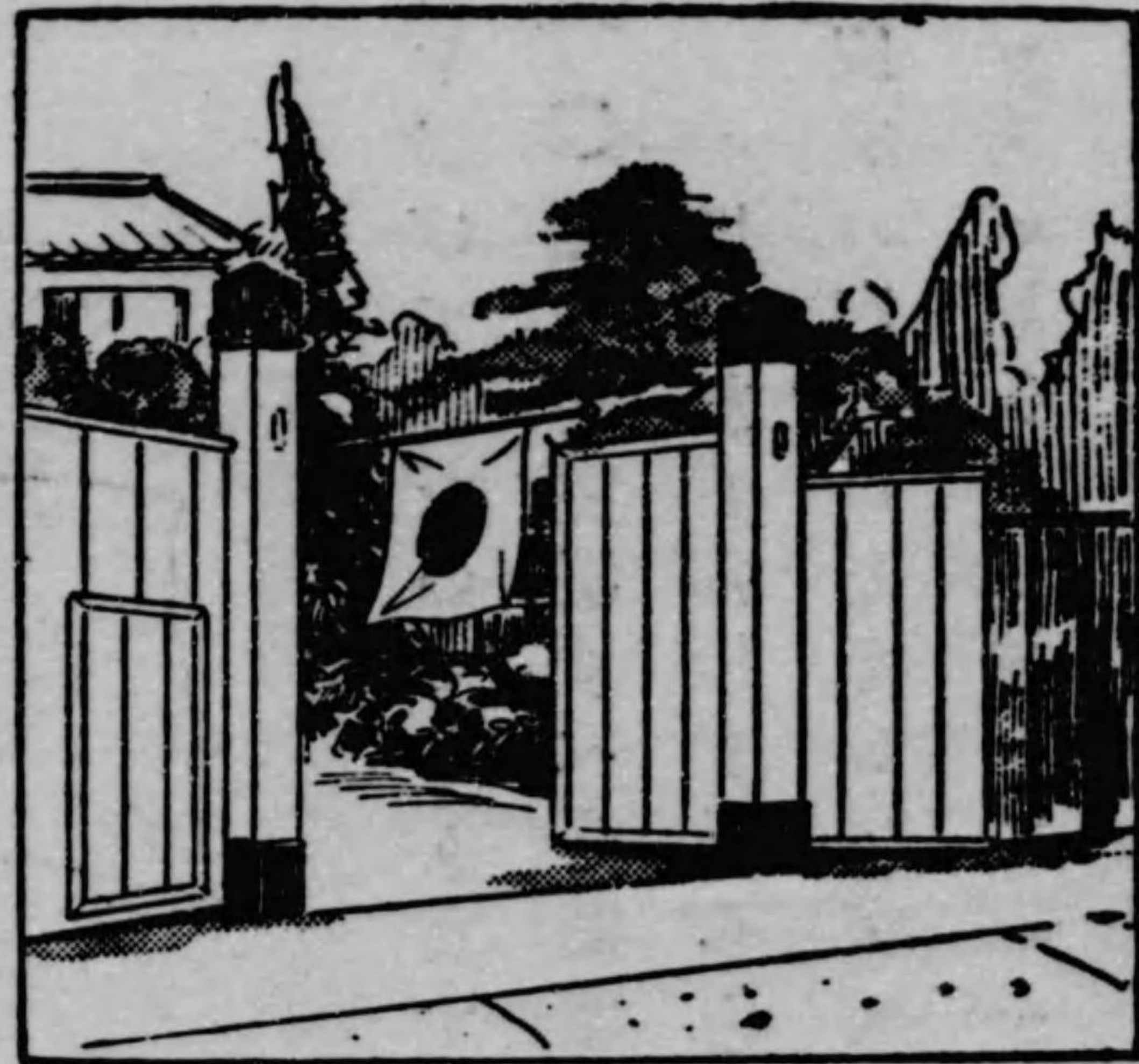
るのであります。これを門外から見れば我が國  
の國旗は右側に、米國の國旗は左側になるやうに  
掲揚するのが正しい仕方でありす。

(九) 祝祭日に國旗を掲揚する場合、竿球と旗布と  
の間を離すのは間違つた掲揚法であります。

國旗の竿球と旗布との間を離す掲揚の仕方は  
弔旗の形式となるのであります。故に祝意を表  
する爲めに掲げる國旗は竿球と旗布との間を密



我が國の旗と外國の旗とを同時に掲揚する  
たし各場合別に掲げらる



間違つた國旗掲揚の仕方

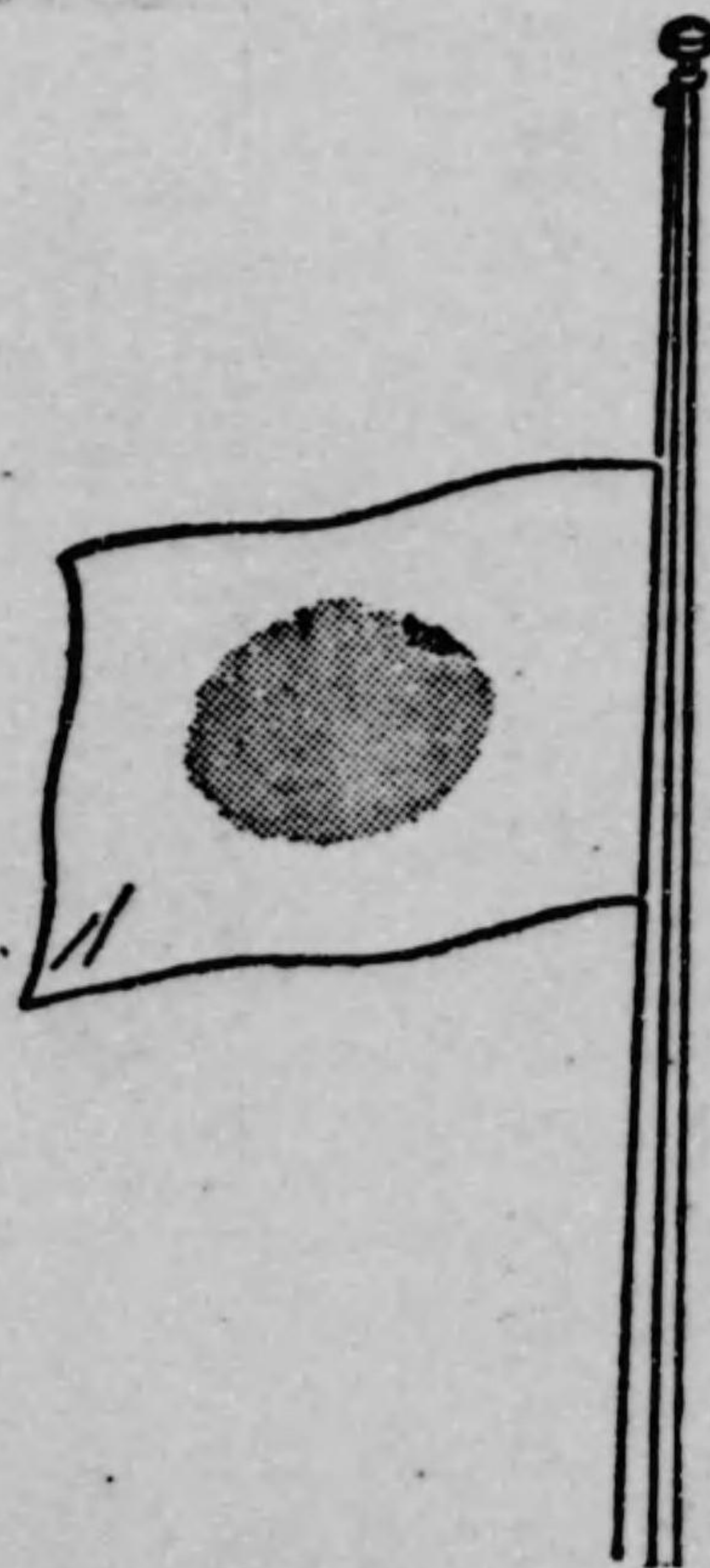
着させることが肝要であります。而して國旗  
を一本掲揚する場合は、之れを門内より外に向  
つて右側の柱又は窓に立て、二本同時に掲揚す  
る場合は、成るべく交叉することを避けて門の  
左右に並べて立てるのが宜しいのであります。  
(一〇) 弔意を表する爲めに國旗を掲げる場合、  
竿球を黒布で包まなかつたり、竿球と旗  
布との間を密着させて離さなかつたり  
するのは、共に違式でありまして間違て  
あります。

弔旗の形式は旗竿の上部と旗布との間を旗布の縦幅の二分の一位まで下げ、竿  
球は取去るか黒布で包ひかします。大喪期中に於いては、第一期第二期第三期の  
各期により弔旗の形式を異にします。第一期は竿球を黒布で包み、旗布の縦幅の  
長さと同じの長さの黒布を旗布と竿球との間に黒布と竿球とが接近しないやう  
に挟んで掲揚するのであります。



第二期は第一期の黒布の長さを半分に減ずるのであります。第三期は竿球を黒布で包むのみであります。

又弔意を表する場合に半旗を掲揚することがあります。半旗の形式は旗竿の



三分の一位まで旗布を下げて掲揚するのであります。大正十二年九月一日の我が大震災に際しては、歐米の親交國が我が國に同情を表して半旗を掲げた實例があります。又最近には満洲事變戦死者の遺骨を載せて歸つた船も此の半

旗を掲げて居たのであります。

(一一) 國旗を掲揚すべき國家の祝祭日及び皇室、國家の吉凶、國際關係等ある場合に國旗を掲揚することを怠るのは、非禮であります。

國家の祝祭日、記念日、皇室、國家の吉凶、外國と國際上の事ある場合等に、國民が各戸一齊に國旗を掲揚して同一の意志を表示する際、一戸でも國旗の掲揚を怠る家があるのは國民全體の恥辱であります。我が國民は其の愛國心の熱烈なるにも

拘はらず、國旗に對する觀念が薄弱なことは、實に歎かましいことであります。何れの國でも其の國旗に對する愛護、尊重の精神がなか／＼強いのであります。世界大戰後は特に此の風潮が盛んになり、國旗を應用して國民の愛國心を養成する爲めに世界各國が力を盡くしつゝあるところであります。我が國に於いても此の國旗に對する愛護、尊重の念を一層國民に涵養して、光輝ある固有の愛國心を益々發揚することに努むべきであります。

(一二) 國旗を自家個人の吉凶に用ひたり、又會社商店の開業祝や劇場、寄席等の裝飾用にしたり、運動會、園遊會等の場合に景氣をつけるため萬國旗を掲揚したりするのは、國旗の尊嚴を犯すものであります。

殊に後者の場合外國人がこれを見たならば如何に感ずるでありませう。決してよい感じは起さないものであります。又かういふことから國際上の問題をひき起さぬとも限りません。國旗掲揚に關する禮儀作法は、獨り國內の關係のみならず、事外國に關係ある場合は、國際上の關係に影響することが尠くないのであります。故に深く注意すべきであります。地方ではよく其の土地の出身者が他郷に出て或る事業に成功した者が、故郷に錦を飾つて歸省した場合等に、之れを歓迎す



國旗を個人の開店祝に掲げる

る爲めに各戸に國旗を掲揚することがありますが、國旗の使用法を誤るの甚だしいものであります。

海軍の記念日でもないのに軍艦旗と國旗とを交叉して掲げるやうなことは、國旗に對する正しい認識を缺くものと言はねばなりません。我が國の祝祭日に誤つて軍艦旗を掲げてあつたのを見た外國人が、

軍艦旗は日本の祝祭日に掲げる飾りのある國旗であらうと誤解して、日本の祝祭日にはこれを掲げて敬意を表したと言ふ話があります。

(一三) 途上軍旗の通過に出逢つた時、之れに對して敬意を表さないのは不作法であり、非禮であります。

途上軍旗の通過に出逢つた時は、之れに對して、謹んで敬意を表するのが禮であります。但し軍旗に上覆ある場合は此の限りでありません。軍艦旗に對しても同様相當の敬意を表すべきであります。

(一四) 勅語を捧讀する時最後の御名御璽及び御下賜の年月日を一段と聲を低くして捧讀し奉るのは誤りであります。

個人でも總代の場合でも、祝辭或は答辭等を読み場合、又官職名の肩書付をもつて訓辭、祝辭等を読み場合等は、謙讓の心持を以て己れの氏名は一段と聲を低くして讀むのが普通であります。が、勅語を捧讀し奉る場合はこれと異なり、天皇陛下の御名御璽及び御下賜の年月日を一段と聲を高く力を籠めて捧讀し奉るのが宜しいかと存ぜられます。總て勅語を捧讀し奉る場合は、齋戒沐浴して服裝を正すべきは勿論、捧讀者は、誠意誠心を籠めて謹みて捧讀し奉るべきであります。

(一五) 勅語捧讀を拜聴し奉る時や國歌を奏する場合に、起立しなかつたり、脱帽しなかつたりするのは、不作法であるばかりでなく、恐れ多いことでもあります。

學校諸儀式其の他の式場に於いて勅語を捧讀されるのを拜聴する場合は、身體を淨めて相當の禮裝をなすべきは勿論、捧讀者が壇上に登られると同時に起立し直立不動の姿勢を取つて捧讀者に注目し、捧讀が始まると共に頭を少しく前方に垂れ、謹慎敬意を表して拜聴し奉るべきであります。そして最後に最敬禮を表し奉り、捧讀者の着席と同時に席に復するのであります。我が國歌即ち、君が代の曲

を奏する場合は、歌詞を合唱するとせざるとに拘はらず勅語の捧讀を拜聽する時の心得と同様の心得を以つて敬意を表し奉るべきであります。

(一六) 聯盟國の國旗及び國歌に對して敬意を表さぬのは非禮であります。

他の聯盟國の國民が其の國歌を奏する場合に於いても、其の國民が起立する場合は我が國民も同様起立して敬意を表するのが禮であります。之れは國際關係に於ける國民相互の禮であります。聯盟國の國旗に對する場合も其の國民と同様相當の敬意を表すべきであります。

(一七) 入營及び除隊の祝賀に飲食することを目的としてお祭り騒ぎをするのは間違つた仕方であります。

入營は、心身共に健全なる壯丁が國家の兵役の義務に服するのでありますから本人の本懐は勿論、國民一同も深く祝賀と感謝の意を捧げる所であります。故に其の行を送る時は最も精神的に嚴肅にして、入營者の意氣を鼓舞するやうに行ふ事が肝要であります。然るに祝賀に名を借りて飲食を旨とするやうな事は慎むべきであります。即ちお祭り騒ぎでなく、精神的に嚴肅に入營者に深い感銘を與へるやうに行ふ事が必要であります。除隊の際も同様であります。入營及び除

隊の際に市町村民一同がこれを祝賀する意を表し、或は見送り、出迎へ等を行つて、其の行を盛んにするのは眞に結構なことでありませう。

## 二二、葬儀・告別式等に於ける間違つた作法

(一) 我が家に不幸のあつた時、これを親類友人知人等の平素交際ある人々に通知しないのは非禮であります。又結婚式に通知しない範圍の人々に對し、不幸の通知のみをなすのは間違つた仕方であります。

我が家に死亡者があつた場合は、速かに親戚知友等に通知することが禮であります。而して親戚及び親交ある知友に對しては、電報電話等で直ちに特別の通知を發し、又一般の知友に對しては郵便の通知狀か或は新聞等に廣告して通知に換へても宜しいのであります。然るに家族に死亡者ある場合、親戚知友等に對して我が家族に結婚縁組等ある場合に何の通知もしない者に對して不幸の通知狀のみを發するのは問題であります。而して死亡の通知狀は、黒枠附のカード又は葉書を使用し、葬儀或は告別式の日時場所等を附記することが普通であります。

(二) 他から不幸の通知を受けた場合、之れに對して直ちに弔問して哀悼の意を表

さぬのは、非禮であります。

他から不幸の通知を受けた場合は、速かに訪問して鄭重に哀悼の意を表すことが禮であります。若し自身訪問出来ない事情ある場合は、代理者を遣はすか又は書状を以つて弔意を表すべきであります。然るに他から不幸の通知を受けた場合、之れに對して何等哀悼の意を表さぬのは非禮であります。又其の時機を失することも不法法であります。遠隔の土地で死亡通知に接した場合は、取りあへず電報又は書状を以つて弔意を表し、其の關係の程度によつては速かに出發して葬儀・告別式等に參列すべきであります。

(三) 葬式又は告別式の時間を豫定時間より遅滞させ、參會者に迷惑を掛けるのは非禮であります。

(四) 他家に不幸のあつた場合、近隣其の他町内等の者が其の葬式の手傳をなす爲めに集つた人々が、濫りに飲食をなすが如きは間違つた仕方であります。

地方によつては不幸があつた家に、其の町村内とか組合とかの人々が悉く集つて其の葬式の手傳ひをなす事が一般の慣例となつて居ります。これは精神的に於いては甚だ善い方法であつて美風と云ふべきでありますけれども、町村内及び

組合の人々が數十人甚だしきは數百名も參會して一日のみならず數日に渡つて其の不幸のあつた家に於いて、濫りに飲食をなすが如き弊風は、誤つた同情の表し方でありますから、是非矯正せねばならぬことであります。

(五) 葬式及び告別式に參會者は必ず精料・香料・花料其の他の供物を供へなければ、肩身が狭い様に感じ、甚だしきはこの心遣ひの爲めに參會しない様な風があるのは間違てあります。

葬式及び告別式に物を供へるのは、特別關係者の外は寧ろ廢止するのが宜しいのであつて、遠近より參會して其の靈を弔ふことが趣旨で之れが本體の禮であるのであります。故に特別關係者の外は供物を供する必要はないのであります。

(六) 忌中濫りに外出したり、他人の家を訪問したり、他人に年賀狀其の他の祝詞を申し送つたり、神社に參拜したり、公會の席に出たり、娛樂場に立入つたり、結婚式を挙げたりする等は間違てあります。

これ等は死者との關係により服忌令に規定された通りに其の期限内は謹慎して相當の禮を盡くすことが肝要であります。又忌中の人に對して濫りに訪問したり、物見遊山に誘つたり、年賀狀其の他の祝詞を申し送つたり、宴會に招待したり

する等は非禮でありますから注意せねばなりません。

又孟蘭盆會及び春秋の皇靈祭の季節即ち彼岸に於いては、祖先の墓參をなすと共にそれらの家庭に相當したる祭典法要を行ふことが必要であります。

(七)弔問の場合格別懇意の間柄でも無いのに、強いて喪主及び家族に面會を求め、るのは非禮であります。

一般の弔問者は玄關で弔辭を述べ、名刺を置いて歸るのが例であります。

(八)弔問の際華美な服装や指輪髪飾り等の裝飾をするのは非禮であります。

(九)葬式及び告別式に參列する場合直ちに其の式場に赴くのを誤つた弔慰法であるかと考へるのは誤りてあります。

此の場合は出棺前に先方の宅を訪問し、弔慰の意を表してから式場に赴くのが禮であつて直に其の式場に赴くのは誤りであるかのやうに考へ居るのは誤りてあります。故に場合によつては直に式場に赴いても非禮ではないのであります。

(一〇)葬儀及び告別式に參列中世間話をしたり、業務上の用談をしたり、喫煙をしたりするのは非禮であります。

葬儀及び告別式等に參列中は、終始謹慎を旨として哀悼の意を表するのが禮で

あります。參會者の話題は故人の追懷談を主とすべきであります。但し葬儀或は告別式が開始された後は參列者同士談話することを慎み、絶対に靜肅を保つべきであります。又喫煙することも慎むべきであります。

(一一)神葬式の靈前に玉串を捧げずに後合掌して禮拜したり、又大きな強き音を立てて拍手を打つのは遺式とされてゐます。

神道の葬式の場合は、靈前に玉串を捧げ、拍手して禮拜します。其の仕方は、神官から玉串を受取り、右手に持ち、左手を添へる、棺前に進み、左掌の上で玉串を向け直し、八足台の上に置き、拍手(二度)をして禮拜するのであります。葬ひの場合の拍手は忍びといつて成るべく音を立てぬやうに打つのが禮であります。

(一二)佛前に焼香する場合、拍手して禮拜するのは誤りてあります。

佛葬の場合は、棺前に進み禮拜し、懷中から香包を出し、香包を所持せぬ時は香入の香を取り、香を捻り、押し戴いて三回香爐にくべ、後合掌禮拜するのであります。

(一三)靈前に告別の意を表する場合、たと敬禮を行ふだけで、棺内の死者の顔を拜さないのは、十分に告別の情を盡くしたと言ふことが出来ません。

告別式の場合は棺前に進み、飾つてある故人の寫眞を拜し、更に棺の硝子張りの

一部から死者の顔を拜し、一種無量の感慨を以つて死者と此の世に於ける最後の告別を行ふことが禮であります。

(一四) 玉串を捧げ、或は焼香し、又は告別を行ふ等の場合に、立會の神官・僧侶・牧師及び遺族等に對して一禮しないのは不作法であります。

此の場合は遺族並に神官・僧侶・牧師等に一禮するのが作法であります。

(一五) 葬式・告別式等に參會した者が其の往復の途中他人を訪問したり或は娛樂場に立寄る等は不謹慎な行爲とされて居ります。

(一六) 祭典・法要等に招待を受けた時、故人の追悼・供養の本旨を忘れ脱線的の言動をしたり、飲食を主としたりするのは非禮であります。

(一七) 葬式・告別式の參會者に對して當日式後挨拶を行つたのみで足れりとして直ちに挨拶状を出さないのは違例であります。

(一八) 弔問に對する答禮を葬式若しくは告別式後直ちに其の場所に於いて答禮の印刷物を配布するのは略禮となるのであります。

葬式・告別式等の參會者に當日口頭で一應の挨拶を陳べ後挨拶の書面を發送するのが普通の例であります。一般弔問の答禮は忌明け後に行ふのが例であります。

### 二三、轉宅・轉居等に関し間違つた作法

(一) 何等の手續準備もなさず突然轉宅・轉居等をなすは、作法の道に外れるのみならず、他人に迷惑をかけることが多くなないのであります。

住宅には我が所有の宅と他人の家屋を使用する借家との二種がありまして、前者にあつては轉宅などは稀れであります。後者の場合は轉宅・轉居をすることが屢々あります。

それで轉宅・轉居の事を内定した場合は、勿論借家ならば第一に家主に其の報告をなし、同居ならば其の家の主人或は家族に報告をなして了解を得ることが必要であります。總て人が轉宅・轉居等をなす場合は、これに關して法律上の手續き、道徳上の作法其の地方慣例上の手續等を誤りなく實行することが大切であります。法律上の手續とはその戸籍役場に轉宅・轉居に關する戸籍上の手續をなす事をいふのであつて即ち轉籍とか轉寄留等戸籍上に規定しある手續を踏み行ふことでもあります。道徳上の作法とは近隣を始め平素格別に惡意に交際してゐる人々に對し他人に先立つてこれを報告すると共に相當の挨拶をなすことをいふのであ

ります。慣例上の手續とは其の地方々に依つて轉宅・轉居に關し傳統的の慣例がある場合がありますから、家主とか差配又はその土地に長く居住してそれ等の事情に精通せる人々に訊ねて、相當の手續を實行することをいふのであります。斯くして轉宅・轉居等をなす場合は、以上の三つの作法手續を實行するのが正しい仕方であつて即ち普通の例であります。要するに轉宅・轉居する場合は、事後報告をなすのでなくして、豫めその關係者に報告することが肝腎なことであり、殊に出入りの商人等に對して金錢上關係ある場合はその計算を請求し金錢上の關係を後に残さぬやう清算することが肝要であります。其の他交際上關係ある人々には手落なきやう周到なる注意を拂ふことが大切であります。

(二) 如上の理由よりして轉宅・轉居の際相當の手續準備をせずして我が思ひの儘になす時は、輕卒・非常識の誹りを免かれざると共に關係の人々に對し失禮となるのであります。

前にも述べたやうに我が所有の家屋に居住する者は別として、借家に居住する者は家主との間に其の家屋の貸借に關する契約書を交換するを常としますから、其の契約の條項に基き一ヶ月或は數ヶ月以前にその轉宅の事を家主に豫告する

ことが必要であります。豫告して家主の了解を得た上は轉宅先を探すとか猶その轉宅先の貸借に就いて契約を取結ぶことも差支ないのであります。

愈々轉宅先が確定して引越すべき期日等を定めた上は、内部にあつては荷物の整理に着手し運搬の準備をなすべきであります。そして荷物の運搬をなし終つたならば、舊宅は家屋の内外とも掃除して我が住居せざる前と同様に整理整頓し(たとへば釘を打つた場合はこれを抜き去り、障子襖が破れて居る場合は貼りかへ、又欄等を餘計につけた際は取り外しなどして)家主の檢閲を受け引渡しの手續を完了することが大切であります。但し自分の居住中に模様換したものでも家主の了解を得たならば敢て原形に復さなくとも宜しいのであります。これに對して我が居住中に特に破損したりして家主に損害をかけるやうな事があつた場合は、敷金ある時は敷金の中より其の損害額に該當する金額を控除して計算すべきであります。

舊住宅を退去すると共に其の門前又は入口に掛けたる我が氏名・電話番号等の標札はこれを取り除いて更に轉住先の新住宅に速かに掲げなければなりません。そして其の掲げ方は内より外に向かつて右に住所番地、左に氏名の標札を掲げる



正しき門標の掲げ方



轉宅の際の門標を誤るす

のが正しい掲げ方であります。又舊住宅には其の轉住先の地名番地等を何人にも分り易いやうに記載した貼紙をなし置くことが必要であると共に又その家主及び舊住宅の隣家等に同様に轉居先の番地を正確に告げ置き、後日來訪者ある時にかれこれ迷惑を懸けない様にして置くことが肝要であります。

(三) 轉宅・轉居をする場合に、荷物の整理・荷造り運搬等に関する取扱ひ方その當を得ざれば、荷物に弊なからざる破損等を來して自ら損害を蒙るのみならず、平素の家事の不整理・不整頓を自白するが如き

失態になるのであります。

故に轉宅・轉居のことが内定した上は家族一同荷物の整理に着手し、それ〴〵分類をなして適當に仕分ける必要があります。例へば陶器・玻璃器の如き破損し易

き器物は一箇宛紙包みになして箱に納め、その箱の中にも紙・綿等を詰めて運搬の際動搖せぬやう注意し、衣類の如きも氣候とか種類とかに應じて一々區別・分類して相當な入物に納め置くが宜しく、夜具の如きは近來夜具カバーといふ便利なものが出來てゐますから、これを使用することが便利であります。其の他掛軸とか額とかいふ貴重なもの、其の品物の種類に應じて相當なる荷作りをなし、其の箱の上には一々品名・數量等を記し置くことが必要であります。總て出來上つた荷物には各々品名・數量等を記すと共に運搬順序の番號を附け、其の中に特に取扱ひ上注意を要するものには、赤紙とか青紙等のしるしを附して取扱ひ者に注意せしめ、又特に運搬先に於いて直ちに使用の必要あるものはこれも特別なるしるしを附け置くことが必要であります。

荷物の整理や荷作りには不慣れた場合は、その道に精しき運送屋の如き者で確かな人物を選定してこれに手傳ひをさせることも一つの方法であります。而して近距離であるならばトラックで運搬することが勿論便利であります。が、遠距離の場合には通運会社に託するか又は鐵道局に直接交渉して貨車を借り切り、これに積み込んで運搬する等が便利でもあり安全でもあります。



猶荷物の積み下し及び運搬に際してはなるべく主人若しくは家族の者がこれに付き添うて監督することが大切であります。

(四)轉宅した際に向三軒兩隣りに引越しの挨拶として蕎麥屋に託し引越蕎麥なるものを配らせるのでありますが、そのみでは非禮であります。

轉宅の際向三軒兩隣り其の他關係深い人々に對して引越蕎麥其の品類は地方によつて種々であります。蕎麥屋に命じて配らせたのみで、引越の挨拶が済んだと済ましてゐる人が多いのでありますが、是は非常識であり、不作法であると言はねばなりません。何故ならば引越の挨拶としては引越蕎麥よりも先づ第一に其の戸主が名刺を持つて直接先方に挨拶に行くべきでありまして、向三軒兩隣りは勿論近傍に於いて特別關係ある人々(この人々は家主や差配又は土地の慣例に精しい人に問ひ合す必要がありません)の宅を訪問して轉宅の挨拶を述べ、將來の交誼を願ふのであります。これは轉宅の當日若しくは翌日になすことが肝要であつて二日以上も延ばすやうでは間の抜けた事になります。猶これを鄭重になすには、戸主が斯くの如き訪問をなすと共に其の主婦も併せて同様の訪問の禮を行へば、近隣間の親密を増し、鄰保相扶くるの情誼を全うするの意味を生ずるのであります。

あります。

この意義を敷衍して其の市町村役場を訪問し市町村長に挨拶し、町内の組合や其の他の係員にも挨拶することが禮に適つた仕方であり、それと共に最も接近してゐる交番駐在所などにも同様の禮を行つて置ることが必要であります。なほ又其の土地の氏神産土神社等に參拜することも大切であります。

(五)新たに轉宅した人から轉宅挨拶の訪問を受けながらこれに對して答禮をなさざるは非禮であります。

前項の如く、あらたに我が近傍に轉宅した人から訪問を受けた場合は、其の當日若しくは翌日同じく名刺を持つて先方を訪問して其の訪問を受けたことに對する挨拶をなし、併せて轉宅の祝詞を述べ、猶將來の交誼を願ふのが禮であります。又引越蕎麥の寄贈を受けた場合はその挨拶をも述べべきであります。なほ先方から主婦の訪問をも受けた場合は當方よりも亦主婦がその答禮の訪問をなすのが禮であります。

斯くの如く近隣相親み自治體の基礎たる隣保相扶くるの情誼を全うすることは、道徳上からいふも法律上からいふも眞に意義深いことであります。

(六) 近隣に吉凶禍福ある場合、これに對して同情を表せざるは、没常識にして且つ非禮であります。

前の諸項に述べたやうに、自治體の基礎は隣保相親み相扶くることから始まるのでありますから、我が居住する向三軒兩隣りとの交誼は社交の出發點とも言ふべきであつて、出来るだけ相互に情誼を盡くすことが必要であります。故に近隣に吉凶禍福ある場合はこれに對して真心からの同情を表することが大切であります。然るに近隣に重病人があつたり、不幸があつたりしても、一向無關心に樂器を弄んだり、高聲に唱歌談笑したり、或は又酒宴を催して騒いだりなどすることは、没常識であつて、非禮であります。

斯くの如き場合は先方を訪問して同情を表し、又あまり立ち入らぬ範圍に於いて相應の手傳助力等をなすと共に我が家庭に於いても靜肅を保ち萬事遠慮すべきであります。

又これに對して我が家庭に傳染病その他近隣の迷惑になるやうな事柄が起つた場合は、速かにその善後策を講じ、近隣の人々に不安の念を起させぬやう注意することが肝要であります。

其の他建築物並びに周圍の欄生垣や高塀等)に近隣の迷惑になるやうな事をなさざるは勿論、家畜等を飼ふに當つても近隣に迷惑を及ぼさるか否かを考慮して後決定することが大切であります。

## 二四、 衛生上間違つた作法

(一) 磨かない靴や汚れた靴を穿いて居るのは不作法であり非禮であります。

我が國民に男女共洋服を着用する者が月に歲に益々多きを加へつゝある事は、眞に喜ぶべきことであります。然るに其の靴の使用法が甚だ誤つて居ることは、前の喜びに反して歎くべき事であります。其の使用法を誤つて居ると云ふのは、即ち靴の清潔に注意を缺くことを云ふのであります。これは畢竟田舎は勿論都會地と雖も其の道路の設備の不完全なる事が主なる原因であると云はねばなりません。故に靴を穿く者は平素我が家を出る前に必ず其の靴を綺麗に磨き上げて用ひる習慣をつけることが肝要であります。若し磨かない靴及び汚れた靴を穿く者は汚れた衣服を着用してゐるのと同じの恥であると云ふ事を、我が國民の腦裏に徹底さすべきであります。歐米では泥靴の儘で他家の室に通るのは泥の

附いた顔で人に面會するのと同様の恥であるとして居る位であります。故に他家を訪問する時は、靴を綺麗に磨いて行くことが肝要な作法であります。泥靴の儘で家屋内を昇降するのは、其の建築物に對して狼藉を働くに等しく、且



泥靴の儘で家屋内を昇降する

つ最も非衛生であります。然るに我が國の官衙學校、銀行會社、其の他の新しい建築物を數年ならずして泥の板間として仕舞ふことの多いのは、泥靴の儘で家屋内を昇降する者が多い結果であると言はねばなりません。甚だしきに至つては、我が勤務する役所學校

銀行會社等に毎日出勤する場合も泥靴の儘で昇降することを平氣の者があります。故に靴の儘で昇降する時は、靴洗器で洗ふか又はよく靴拭きで拭ふべきであります。オーバーシューズは必ず脱いで昇降すべきであります。

(二) 建物の清潔を保つ爲めに來客に對して使用させる靴カバーが汚れて居て、却つて先方の靴を汚すことのあるのは非禮であります。

我が國に於いては、建築物の清潔を保つが爲めに靴ばきの儘の昇降を禁じてあ

る所が少くないのであります。此等の場合は靴を脱がせてスリッパを出すか、又は靴カバーを出す事が普通の例であります。ところが折角磨き上げて光つて居る靴も、一度カバーを掛ければ忽ち靴は泥を塗りつけたやうに不潔となる事を免がれないのが普通であります。

これ等は反對に靴の綺麗なのに對して不潔なカバーを強制して使用させ、他人に迷惑を掛け禮を失ふことになるのであります。故に客用の靴カバーは時々之れを洗濯して清潔にして置く事が必要であります。但し歐米人に對して靴を脱がせて家屋内に昇降させる事は、彼等にとつては最も不愉快を感じ嫌ふ所でありますから、歐米人に對してはなるべく靴を脱がせない様に注意することが肝要であります。殊に歐米婦人に對して靴を脱がせるが如きは、絶対に禁物であります。故に洋服の者は靴のまゝ、洋館に出入すべきか、靴を脱がせてスリッパと履き替へさすべきか、靴にカバーを用ひて昇降すべきか等の點に於いては大いに研究すべき問題であります。

(三) 貸手拭は衛生上危険であり作法上から言つても不作法となります。

我が國の温泉場や公衆浴場等に客の爲めに貸手拭なるものがあり、これを需要

者に勝手に使用させる事は、實に危険の甚だしいものと云はねばなりません。故に自他共に注意して貸手拭は總て使用せぬやうに注意することが肝要であります。

神社・佛閣に參詣する者は其の參拜の直前に當つて手を洗ひ、盥嗽するのを普通とします。然るに其の手洗鉢の水と掛けてある手拭の不潔なことは言語に絶



神社の手洗所に掛けた手拭を使つて居る様子

する程であります。斯くの如き場合は手を洗ひ其の手拭で手を拭いた爲めに却つて自體を不潔にすると同様であります。それで神社・佛閣の監理人たる者は此の點に大いに注意すべきであります。伊勢大神宮・明治神宮の如きは、此等の設備は實に模範的に行届いて居りますから、心身とも自然に神聖な感に打たれるのであります。

右の如き場合に於いて手洗鉢に清水が溢れ出て居る時手を洗つてもこれを拭くのは必ず我が所持の清潔なハンカチーフで拭く様にせねばなりません。

(四)旅館に於いて其の宿泊客に提供する寝具(殊に寢衣・シーツ・枕覆等の如き)及び浴衣・手拭等の如きものに、一度客が使用した後洗濯も消毒もせず、他に他の客に提供するものは非禮・非衛生であります。

旅館に於いて一度客に提供した寝具・衣類・手拭等は、之れを必ず嚴重に洗濯・消毒してから、再び他の客に提供するのが禮であります。

又旅館に於ける障子・襖の引手・扉の把手等は、時々消毒液を浸した布片を以つて拭き清め置くことが肝要であります。

(五)理髮師・結髮師等が其の使用用具を客毎に消毒しないのは、非禮・非衛生であります。

理髮師・結髮師等は、多數の人の頭髮に觸れる職業でありますから、客が代る度毎に幾度でも必ず手を洗つて消毒法を行はねばなりません。又理髮・結髮の場合は普通數本のタオルを使用しますから、一度使用したものはこれに高熱を加へて消毒法を十分に行はなければなりません。殊に田舎の床屋に對しては一層警戒を要するのであります。作法上衛生上此等のものは今一層嚴重に消毒法を行ふ事が必要であります。我が國民は習慣的に頭髮を餘り不潔な物と思はない者が多

いゝうであります。これは改善すべきことであります。

(六) 頭髮の中に指を入れて掻く事は不法不衛生であります。頭髮を不潔にして置くことはすでに不法であり、人前をかまはず頭髮の中に指を入れて掻いたり、頭髮垢を落したりするのは、不法失禮なことであつて、他人に不愉快な感と興へるものであります。ところが之れが習慣となつて無意識に頭に手を上げる者が多いから、頭髮には一切手を觸れないやうに心掛けることが作法上衛生上大切な心得であります。

(七) 蕎麥屋や汁粉屋等の飲食店で客に提供する箸に半月も一ヶ月も同一のものを使用するのは衛生上危険であつて且つ非禮であります。

飲食店に於いて丸箸を客に提供して、同一の箸をたゞ水洗ひしただけで半月も一ヶ月も使用する事を、其の店の者も使用する客も一向怪しまないのは實に不思議な程であります。これ等飲食店に對しては大いに改善を加へ、其の食器を嚴重に消毒して清潔にさせるのは勿論、其の箸の如きも消毒して密封した割箸を客毎に新に提供する事が衛生上安全であつて、作法の趣旨にも適するものであります。

(八) 飲食店、食料品店、菓子屋、果物屋等の調理人、給仕人、店員等が其の身體及び服裝

の清潔に注意しないのは不法不衛生であります。



大食堂の調理場で割箸を客に提供する様子

總て飲食を取扱ふ商店に於いては其の飲食物器を始め室内の設備をして衛生上周到なる用意をなすべきは勿論、其の調理人、給仕人、店員等の身體及び服裝は最も清潔を保ち、顧客をして快感を感じさせる様にすることが

肝要であります。然るに食堂の調理人が割烹着を着なかつたり、手を洗はないで

食品を取扱つたり、飲食店の給仕人が醬油で煮しめたやうな前掛をかけて居たり、菓子屋の店員が鼻水を垂らし、爪に真黒な垢を溜めて居たりする等は、顧客に不快不安の念を起させ不法なるのみならず、衛生上危険極まると言ふべきであります。又菓子屋の店員が手で直接に菓子を掴んで賣つたり、食料品店で使用する折箱や包紙が消毒してない不潔不衛生なものであつたりするやう



菓子屋の賣り手で直接に手をつかむ様子

なことは、不衛生非禮であります。總て食物を取扱ふ前には必ず手を洗はねばなりません。しかも如何に清潔な手であるからとて、これで直接食物を掴み取つたりすることなく、取り箸を用ひるのが作法であります。まして不潔な手で直接食物を掴むやうなことがあつてはなりません。猶これは客の前と陰とを問はず必ず行ふべき作法であります。食堂の調理人は純白清潔な割烹着を着用し、帽子を被り、マスクを付けることが作法であります。飲食店、食料品店、菓子屋、果物屋等に於いて、如上の注意を怠つた場合は、客各自に注意すべきは勿論、之れが反省を促すやう適當の方法を取るべきであります。

(九)入浴の際身體を一應洗ひ淨めないで直ちに浴槽に入るは不作法であります。各自の家庭に於ける風呂は勿論、特に温泉場や公衆浴場等で入浴する時は、先づ浴槽外で身體を一應洗ひ流し淨めてから浴槽に入るのが作法であります。之れは日本の風呂が共浴であつて、一人毎に浴槽の湯を取換へませんから其の湯を汚さぬやうにする必要があるからであります。同様の理由で浴槽内で垢を落したり、石鹼洗粉を使用したり、各自の使用せる桶で上り湯を汲み出すが如き不衛生不作法は全然廢止するやうに注意すべきであります。其の他浴場の流し場に痰唾

を吐いたり、腫物の膿を洗つたり、膏藥を洗ひ落したりする等の事は、不作法非衛生であります。

又皮膚病其の他傳染性の病毒を有する者が公衆浴場に入り、其の病毒を他に傳染させるのは、不作法不徳義であります。故に斯くの如き事情を有する者は、公衆浴場に入ることを遠慮するのが禮であります。そして若し入浴する場合は、其の病毒を他に傳染させぬやう、適當の手當を施すべきであります。

公衆浴場の浴槽内に手拭を入れて洗ふことは、他人に迷惑を及ぼすと共に自己の衛生上に甚だ危険を感ずるのであります。

公衆浴場の浴槽内の如く不潔なものは世に類例のない程であります。警視廳衛生課に於いて東京市内公衆浴場の浴槽内の湯を午後十二時頃普く實驗調査しましたのに、其の微菌を含むことの量は、人體より排泄せる小便と比較して其れ以上であるとの成績を得たのであります。これによつて其の危険の度を知ることが出来るのであります。又各家庭に於ける自家用の浴場も作法上衛生上大いに改善法を講ずべきであります。

(一〇)汽車、電車、乗合自動車等の車掌が諸種の皮膚病に罹りながら、乗車券を取扱

つたり、釣銭を渡す等の事は非禮であります。

(一) 船車の待合室及び船車内を汚して亂雑不潔にすることは不作法であります。

汽車、汽船の待合室及び船車内に濫りに紙屑その他飲食物の餘り等を放棄したり、痰唾を吐いたりする者のあるのは、國民の品位を墜とすることが甚だしいのであります。

船車の待合室及び船車内を恰も道路の延長かの如く心得て振舞ふのは、無禮不作法であります。斯くの如き場所は各自の居室、座敷の延長に外ならないのでありまして、斯く心得たならば、決して紙屑を捨てたり、痰唾を吐いたりすることは出来ないのであります。

(二) 便所を不潔にして置くことは非禮であります。

便所を不潔な場所と考へるのは誤りであります。但し便所は不潔になり易いから、よく注意して最も清潔に保つやうに心掛けねばなりません。そして便所内の床の上は座敷の床の間と同業の清潔を保つ位に掃除が行届いて居ることが必要であります。便所を清潔にするためには、便所掃除を毎日すること、適當な方法

を講じて臭氣止めをすること、手洗鉢は毎朝洗ひ、清水を湛へて置くこと、掛け手拭は毎日洗濯消毒したものと取換へること、使用者各自が便所を汚さぬやうに注意すること等が肝要であります。

公衆便所は之れを使用する各自が注意して清潔を保つやうに心掛けることが肝要であります。然るに官衙、會社、學校等の如き多人數の者が使用する便所や停車場、公園、其の他の公衆便所に落書がしてあつたり、煙草の吸殻や紙屑が落ちて居たり、大小便で汚されてゐたりなどして、其の不潔、不快なことは各家庭に於ける便所と比較出来ない程であります。之れは公衆作法が如何に我が國民間に養成されて居ないかと言ふことを證明して居るのであります。公衆便所の建築や設備に如何に改善を加へても、これを使用する國民の精神が改善しない以上即ち不作法である間は何等の効もないのであります。

(三) 下水、芥箱、便所等の臭氣を放つて居るのは、不衛生非禮であります。

道路、市街の改善と共に必要なのは下水の改善であります。下水の設備の不完全な間は、其の國の文化の向上を語る資格が無いと云つても宜しい位であります。人の身體より排泄した不潔物及び其の他の不潔物の臭氣を人の鼻に嗅がすこ

とは、人を不愉快にするのみならず、其の國民の品位が低級な事を證明すると同一であります。併しこれ等は個人の方でなす事は不可能であつて、協同事業に因らねばならぬ事は勿論であります。都會地に於いては下肥を運搬する時間等に注意を加へれば幾分其の不快感を減少する事が出来るのであります。又各自の家庭の下肥を汲み取る場合の如き、其の臭氣の爲め近隣に迷惑をかける様に、何とか適當の方法を用ひて其の臭氣を打ち消すやうに注意する事は、作法上大切な心得であります。歐米人の我が國に來遊する者の多くは、日本に來て本國でかつて實驗したことのない、云ふに云はれぬ一種の不快感を覺えた事はこの下肥の臭氣が鼻をつく事であると語るのであります。

(一四)毛筆や鉛筆の先を舐めたり、紙幣を敷へる時や帳簿を開く時に指頭を舐め



てめ紙を先の筆鉛  
く書と物

てするのは、不作法、不衛生であります。我が國民は何でも舐める一種の習慣があります。殊に鉛筆を舐めたり、毛筆を舐めたりするのは、幼少の時代より一種の習慣となつて居て、我が所有の鉛筆、毛筆を舐めるのは勿論、他人の物を借りて使用する

る場合に於いても、平氣で、之れを舐めて、他人の文具を我が唾で汚す不作法を敢てする者が尠くないのであります。甚だしきに至つては銀行、會社、郵便局等に備へ付けの硯箱の毛筆及び鉛筆を使用する際、これに舐めて各種の病毒に感染した者が尠くないのであります。如上の悪習は作法上衛生上速かに矯正することが必要であります。

(一五)道路に紙屑を捨てたり、痰唾を吐いたり、汚水を撒いたりするのは、何れも不作法、不衛生であります。



法作不く吐を唾痰に路道

道路に痰唾を吐く時は、やがてそれが乾くと共に、痰唾中に含まれて居た微菌が風に吹かれて舞ひ上り、空氣中に廣がつて通行人に呼吸されるのであります。其の中には種々の病原菌が含まれてゐるのであつて、かう考へると實に恐しいものであります。故に道路に痰唾を吐く人は、不作法、不衛生どころではなく、不徳義であります。しかも實際に於いてかういふ人々が甚だ多いことは、眞に遺憾の至りと云はねばなりません。東京市



其の他都會地に於ける補道設備が着々進行して居る今日、通行人の作法も共に改めたいものであります。又街頭で渡された廣告を一見し直に捨てて行く者が通行人中の多数であります。これは甚だ不作法でありますから、捨てるべき適當の場所に至つて捨てるやうにすべきであります。

道路に汚水を撒くことの不可は、痰唾の場合と同様であります。

## 二五、夏季に於いて特に間違へ易い作法

(一) 扇子・團扇等を其の時と場合とを辨へず、傍若無人の態度で勝手に使用することとは、非禮であります。

夏季に於いては何人も扇子を携帯するのを普通とします。此等の使用法に就いては、我が國に於いて古來作法上の注意が頗る面倒であります。現代は昔程にはやかましく申しませんけれども、人前も憚らず傍若無人に之れを使用するが如きは、無禮・不作法と云はねばなりません。己れの所有物たる携帯せる扇子を使用するのは、我が自由であるが如くに考へますけれども、事實は不作法となるのであります。昔は貴人の前では、貴人から特別許可が無い場合は絶対に使用しなかつ

たのであります。貴人から使用しても苦しくないとか、使用を許すとか特別の許可があつて後、之れに對し有り難く存じます等相當の挨拶を述べてから、四五間程開いて(全部を開くのは無遠慮でありますから)靜かに之れを使用するのが作法でありました。今日でも此の趣意を以つて實際の場合に適用することは、作法上適當な注意であります。何故かと云へば、我が身體に接觸した空氣を煽いで貴人の方に送り之れを貴人に呼吸させるが如きは失禮でありますから、慎まねばなりません。其の理由は貴人の前で勝手に喫煙することを失禮とすると同じであります。

それで尊長と相對して談話する場合とか、高德・碩學の人より講演を聞くとか、教師より教授を受けるが如き場合に於いて、扇子を使用することは失禮であります。此の理由を承知し乍ら現今の青年男女は此の作法を破ることが屢々あるのであります。

又人前で扇子・團扇等を使用するのに、胸元を披いて風を體內に送り込むやうな態度をして煽いだり、無闇に扇子や團扇をばたくと鳴らして煽いだり、其の他傍若無人な煽ぎ方をなすが如きは、不作法・失禮であります。扇子・團扇等は餘り臂を



他家を訪問し先方の主人の前ので無遠慮に團扇を使ふ

上げぬやうにして低目に持ち、静かに胸の邊に風を送る氣持で煽ぐのが宜しいのであります。

來客に團扇を進める時には、塵埃を拂ひ、柄の處をよく拭いて差出す注意が必要です。團扇立に挿してあつた團扇を其の儘來客に進めると、團扇が塵埃で汚れて居て失禮をすることがありますから注意せねばなりません。又扇子は夏季のみならず、婦人は年中何れの時季に於いても禮服用の場合には扇子を携帯(明治時代以前は男子も同様でありました)するのが普通の例となつて居ります。故に其の使用上に就いては夏季と同じやうに其の時と場合とに依つて相當の注意を拂ふことが肝要であります。又人に物品を贈呈する場合に於いて適當な臺がない時は、手輕、小形なものであつたならば扇子を以つて臺の代りに使用することが屢々あります。之れを受けるには押し戴いて扇子と共に受け、後に扇子を疊んで返すのでありますが、扇面に書畫ある場合は、一應これを拜見してから返すのが作法であります。

又此の扇子は末が廣がつて居るところから、末廣と云つて末榮える意味に用ひ、之れを扇とか扇子とか云はないで末廣と云つて目出たい場合の贈答品に使用することが多いのであります。

斯くの如く扇子は唯涼を取る爲めに使用せられるのみならず、禮儀作法上種々の方面に使用せられるものでありますから、平素其の使用法をよく心得置いて誤らぬやうにすることが肝要であります。

(二) 人前で大汗を流したり、大汗を拭いたりなどするのは、無遠慮の行爲であつて不作法であります。

人前に出る前には汗をよく拭き取つて静かに出ることが作法であります。又他人の宅を訪問する場合には、先方の宅に到着すると一時に汗が流れ出るものがありますから、此の様な場合は途中に於いて汗を拭き取り、汗が出ない程度に心を静め、動作を静かにして先方の家に到着することが肝要であります。

(三) 夏季に於いて汗がついたハンカチーフを數日間續けて使用したり、身體に接觸する肌襦袢とかシャツとかズボンとか足袋靴下等の如きものが汗浸んでも取り換へなかつたり、又汗の爲め頭髮に臭氣を發したり等して、他人に汗

臭いにほひをかがせるのは、最も不作法であります。

夏季に於いては屢々、行水とか入浴等を行ひ、常に身體を清潔にして置くと共に衣類殊に直接肌に觸れるものを頻繁に取換へて洗濯する事が肝要であります。故に毎朝盥嗽する時に冷水摩擦冷水浴等を実行する習慣をつける事は、身體清潔上最も必要な方法であります。且つ之れは精神修養の上にも効果あるものであります。そして此の習慣は夏季に於いて作ることが最も便宜なのであります。又夏季同一の肌着を一日以上に亘つて着用するのは不作法と心得べきであります。肌着は汗になつた時は直ちに之れを取り換へ、一日に何度も着換へるやうにするのが宜しいのであります。故に神社・佛閣に參拜するとか、特に賓客として他から招待せられた場合の如きは、何れも第一に入浴して身體を清めて後、汗のつかない相當の服裝をすることが普通の例となつて居ります。此等の理由より電車・汽車等に乗る場合に汗臭い頭髪とか汗臭い衣類で人中に座席を占めるが如きは同席者一同に不快な感を起させますから、旅行などする者は此の如き不作法・無禮をせぬ様に我が身體及び服裝上に注意を拂はねばなりません。又寢具等に就いては此の注意は最も必要であります。シーツとか枕かけとかは屢々洗濯して常

に清潔を保つ様にすることが肝要であります。

(四) 夏季來客に供する飲食物に周到なる注意を拂はぬのは非禮であります。

夏季に於いて來客に供する飲食物には最も深き注意を拂ふことが必要であります。夏季に於いては、麥茶・珈琲・紅茶等を煮て之れを冷し置き、來客に對しても之れを供するのが普通の例であります。此の場合、朝に沸した麥茶・珈琲・紅茶等は冷蔵庫に入れて置いたものでも午前中限り、晝に沸したものは夕方まで、夕方に沸したものは其の夜限りに使用すべきであります。然るに朝沸したものを午後からも使用する時は、萬一腐敗の虞れがありますから、之れを客にすすむるが如きは非禮であります。又此の飲食物に就いては、微菌の附着・混入せざるやうに注意することが肝要であります。此の微菌は唯に空氣中に浮遊して居るもののみならず、蚊・蠅等が齧らし來るものが多いのでありますから、飲食物には絶対に蠅・蚊等を近づけない様に注意することが必要であります。又菓子・果物等の如き物の腐敗に傾きつゝあるものを來客に供するが如きは深く慎まねばなりません。

夏季に於ける來客に、熱い煎茶・珈琲・紅茶等を供するのは作法上接待の宜しきを得ぬものであります。夏季に於いては、麥茶・珈琲・紅茶等を冷したのか又は冷い

涼飲料等を供することが適當であります。菓子も同様の趣旨で選擇することが肝要であります。又果物は夏季に於ける適當な食物であります。

(五)夏季來客のあつた場合之れに對して窮屈て暑苦しい接待をするのは非禮であります。

夏季の來客は先づ涼しき室に案内することが第一の心得であります。若し其の室が涼しくなければ、尙更戸障子等の建具をよく開け放ち、空氣の流通をよくする事が注意すべき大切な事であります。而して扇風機ある場合は之れを動かさず、なき場合は扇子團扇等を進むべきであります。そして手拭かタオル等の清潔なものを冷水或は熱湯に浸して固く之れを絞り、籠笊等に載せて之れを客に進め、手をお拭き遊ばせ等云つて來客をして心置きなく手を拭いたり、顔を拭いたり等して汗を拭きとらせ、十分に寛がせる事が作法上大切な注意であります。此の場合主人は暫く避けて其の席に出ないのが却つて禮であります。主人が餘り早く客室に出る時は來客は遠慮して汗を拭きとることが出來ないものであります。故に來客が汗を拭きとつた頃合ひを見計つて客室に出る事が肝要であります。而して此の絞つたタオル手拭等を來客に進めるに就いて特に注意すべき事は、一

度他の來客が使用した濡れタオルを水で洗つただけで再び使用するが如きは衛生上危険であり、且つ不作法・無禮と云はねばなりません。此の如きタオル手拭等を出すならば、むしろ最初から出さない方が宜しいのであります。それで最初は新しいタオル手拭等を使用するのは勿論でありますが、來客が代る度に之れを取換へるが如きは、經濟上許しませんから、一度使用したものは直ちに消毒的の洗濯をなすべきであります。其の方法は其のタオル手拭等を熱湯中に浸し、アルボース石鹼で之れを洗濯して置けば、又之れを使用しても敢て差支ないのであります。場合に依つては其の固く絞つたタオル手拭等にレモンとか香水等を一二滴たらし、す事は來客をして一種の快感を感じしむることになるのであります。そして此のタオルや手拭の絞り方は極めて固く絞り、一滴も水滴の滴る事のない程度にしなければ、來客をして却つて不快の感を起させるに過ぎないのであります。

(六)夏季香水を用ひることを奢侈贅澤とのみ考へるのは間違てあります。

夏季は人をして嗅覺上快感を感じさせることが最も必要であります。此の意味を實地多數の人に實行した美談があります。それは先年駒込郵便局長の某氏がされた事であります。此の局長は郵便配達上に特殊の注意を注いで、配達を受

ける人に便利と快感とを興へることに専念注意をして居りましたが、或る夏總ての郵便物に香水を振りかけて配達させましたのに、その配達を受けた人々の快感は如何許りでありましたでせうか。其の配達を受けた人々の今に記憶に残つて居る所であります。夏季交際社會に於いて人々が香水を多く使用するのも、度々入浴したり行水したり、度々衣類を着換へたりするなどは、皆此等の趣意に外ならないのであります。

(七) 夏季に於いて炎熱甚だしき日中他人の宅を訪問する事は不法法であります。

夏季に於ける訪問は、午前中の比較的涼しい間に於いて行ひ、其の時間は成るべく短いのが宜しいのであります。然るに炎熱烈しき日中に他人の宅を訪問して長時間に亘つて用談するが如きは非禮であります。殊に午後一時から三時迄の間は最も注意すべき時間であります。此の時間内は盛夏の候には往々午睡する人が多いのでありますから此の時間を避けるのであります。或る地方の如きは夏季に右の時間内に午睡するのが古來一般の風となつて居る位でありますから、此の時間内に他人の宅を訪問するが如きは、宛かも夜中十時以後に他人の宅を訪問すると同一に見做し、非常識の行爲として排斥するのであります。

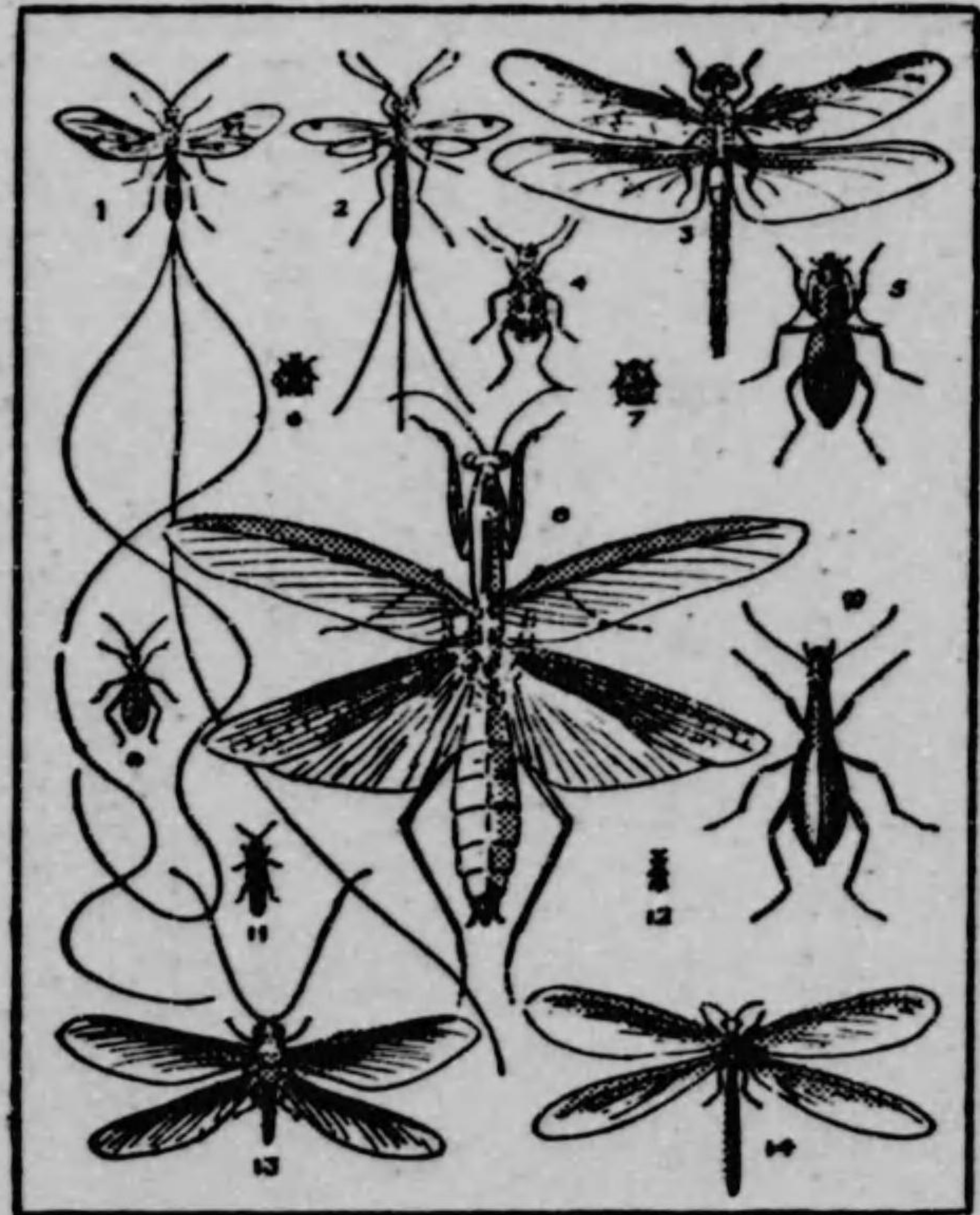
(八) 夏季に於いて暑いからと言つて衣類を脱いだり、捲くつたりして皮膚を露骨に露はすことは極めて不法法な行爲であります。

我が國民が歐米の文明諸國より排斥されて居る一つの理由は、此の皮膚を妄りに人前に露はすこととあります。殊に夏季暑氣烈しき頃に於いては此の不法法が一層甚だしく行はれるのであります。故に幼少の兒童の時代より、此の皮膚を露はすことの不法法、無禮であるといふ觀念を強く養成し置く事が國民作法上最も大切な事柄であります。

(九) 夏季蠅蚊等が我が家に多く集り、或は繁殖することは非衛生なるは勿論來客及び近隣の人々に對しても不法法非禮となるのであります。

蠅蚊等が來客の前に飛び出すが如き事は歐米人に於いては我が家の恥辱として來客に對する失禮の大なるものとして居る位であります。

然るに我が國に於いて此等昆蟲の繁殖するのは、地形・風土の關係上如何ともし難き不可抗力なるかの如く誤解して平然たるもののあるのは甚だ敷かほしい事であります。これ畢竟我が國民が昆蟲の智識に乏しいのと公德觀念の薄いのとに起因して居るのであります。昆蟲の中には害虫と益蟲とがありますから、此等



1 益 2 ちばをまう 3 ちばがなを 4 益 5 ちみおみ 6 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

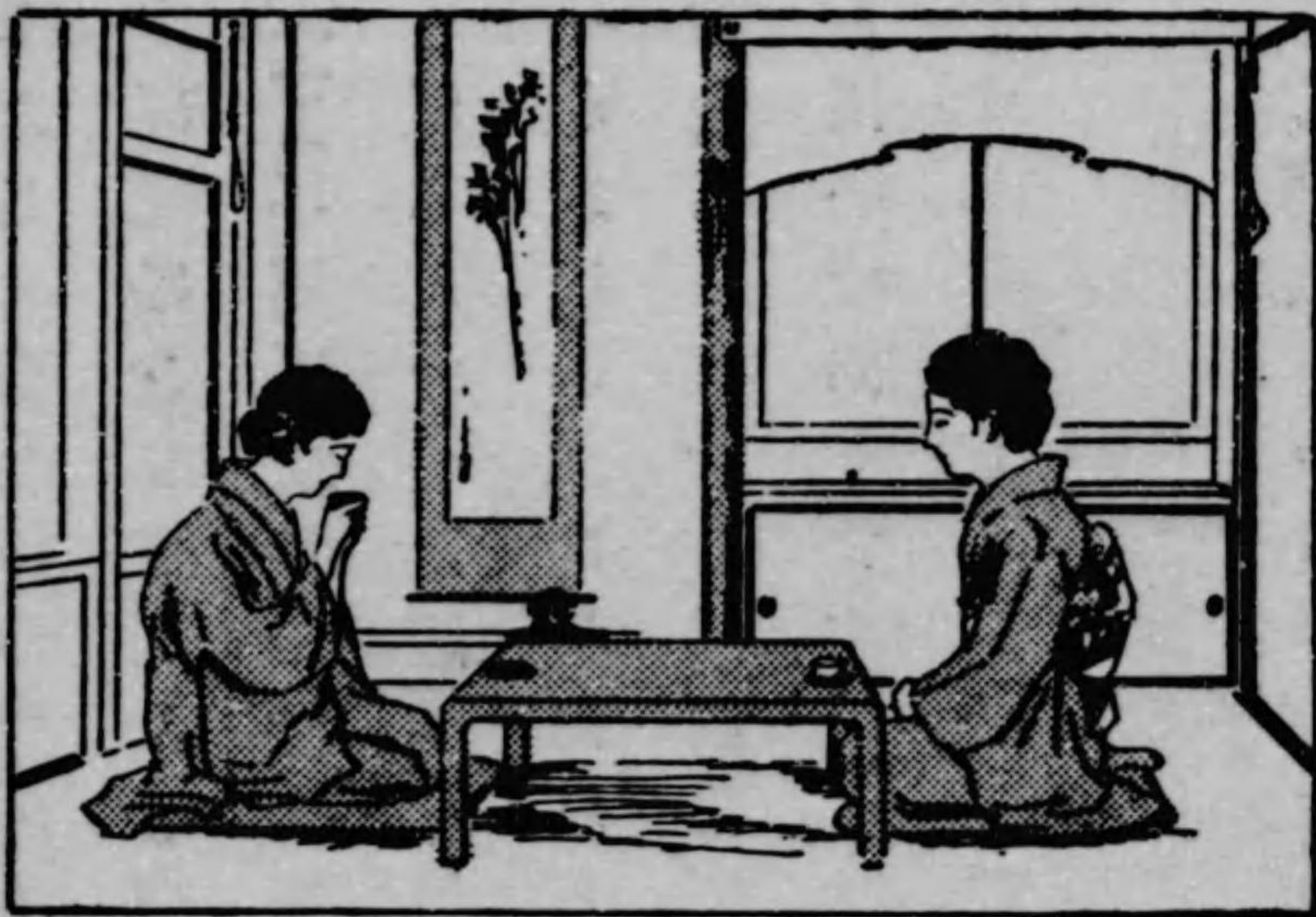


1 益 2 ちばをまう 3 ちばがなを 4 益 5 ちみおみ 6 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

の區別をよく知つて置くことが必要であります。害虫の種類は甚だ多く其の中でも最も大害をなすものは、稻を害する螟蟲、浮塵子、苞蟲、麥を害する金龜子、叩頭蟲、果樹を害する蚜蟲、天牛、貝殼蟲、毛蟲、桑樹を害する象鼻蟲、枝尺蠖等であります。又蠅、蚊、蚤、虱、南京蟲等の人間を悩ますことは此處に言ふまでもありません。益蟲は常に害虫を食物とし、人類の爲めに害虫驅除を助るのであつて、蟻、蜂、蜻蛉、瓢蟲、馬尾蜂等は其の主なるものであります。即ち蟻、蜂は田畑の害虫を食ひ、蜻蛉は蚊、蠅等を食ひ、瓢蟲の幼蟲は植物に附ける害虫及び貝殼蟲を食ひ、馬尾蜂は

其の長き産卵管を害虫の体内に差し入れ、卵を此處に産み付け、其の卵は害虫の体内に孵化して害虫を斃すのであります。

如上の害虫は極力之れを驅除する方法を講ずると共に、益蟲は之れを愛護して其の繁殖を助け、溢りに之れを殺してはなりません。故に國民教育上に於いても昆虫上に注意を注ぎ、益蟲と害虫の區別を明かにすべきは勿論、此の家庭に最も害



本日座敷主客の待應  
客室の帳紋に手り其のまさまて待應する

を興へる事の多い蠅、蚊、蚤、虱、南京蟲等の繁殖を豫防し之れを驅除する方法を講ずる事が、我が文化を向上せしむる上に於いて最も必要であつて且つ急務であります。地方では道路の兩側に藎を擴げて乾してあるのを屢々見受けます。これは何故であるかと云ふ事を訊ねました處が、前夜寢具の下に敷いた藎であつて、蚤が其の藎の目の中に隠れて居るのを道路の左右に擴げて置けば、通行人にその蚤が飛びついて自然に減ずるからと

かざるを得ないのであります。此の如き不道德の行爲を公然毎日行ふ者のあるのは國民として深く恥づべきことであります。

(一〇)夏季蚊帳の釣手を晝間客室に掛け残して置くのは不作法であります。

夏季人の宅を訪問して客室の四壁に蚊帳の釣手がぶら下つて居るのを見ると、一種異様の感に打たれるものであります。又枕とか蒲團とか其の他寢具類を晝間人目に觸れる場所に置いて置くのは、他人に我が家庭の不始末を實見せしむると同一であります。夏季は午睡をするためにこの不始末を演じ易いものでありますから、よく注意せねばなりません。

## 二六、子供に關する年中行事に就き間違つた作法

(一)雛祭が世間の奢侈贅澤の影響を受けて年々華美に流れ、甚だしきに至つては虚榮・虚飾に陥る者さへあるのは、雛祭の精神を根本から誤つたもので甚だなげかはしいこととあります。

我が國に於ける三月三日の雛節句は、遠く平安朝の昔から傳つて居る五節句の一であります。當日は女兒ある家庭に於いてはこの雛祭を行ふことを地久節に

次いで一年中に於ける女兒の家庭的娛樂日として居ります。雛祭本來の趣意は女兒教育上、殊に家庭教育上に於いて大切なる意義を有して居るものでありますから、其の弊のあるところは改善して將來は最も精神的に教育的に改善を加へ、華美の風を去り、古代の美風を現代の風に結び附けて有意義に實行することが肝要であります。

(二)雛祭を大人本位に行つて、雛人形の飾り方から當日の招待客や饗應の料理・遊戯の種類に至るまで兒童を無視して居るやうなことをなすのは、雛祭本來の精神を滅却するものであります。

雛祭本來の趣旨は、女兒の前途を祝福する意味に於いて行ふのでありますから、雛祭は子供本位に教育的の意味を含めて行ふことが肝要であります。故に雛人形を飾る場合も、女兒に飾らせて大人は之れを指導する立場にあるのが宜しいのであります。又當日の招待客も女兒の友達を多く招き、其の接待・饗應の仕方及び遊戯の種類等も、子供自らに之れを考へさせて行はしめることが肝要であります。然るに雛祭を大人本位に行ひ、子供をして傍觀せしめるが如きは誤りであります。

先年生活改善同盟會に於いて、この雛祭の改善法について調査委員を設け、調査

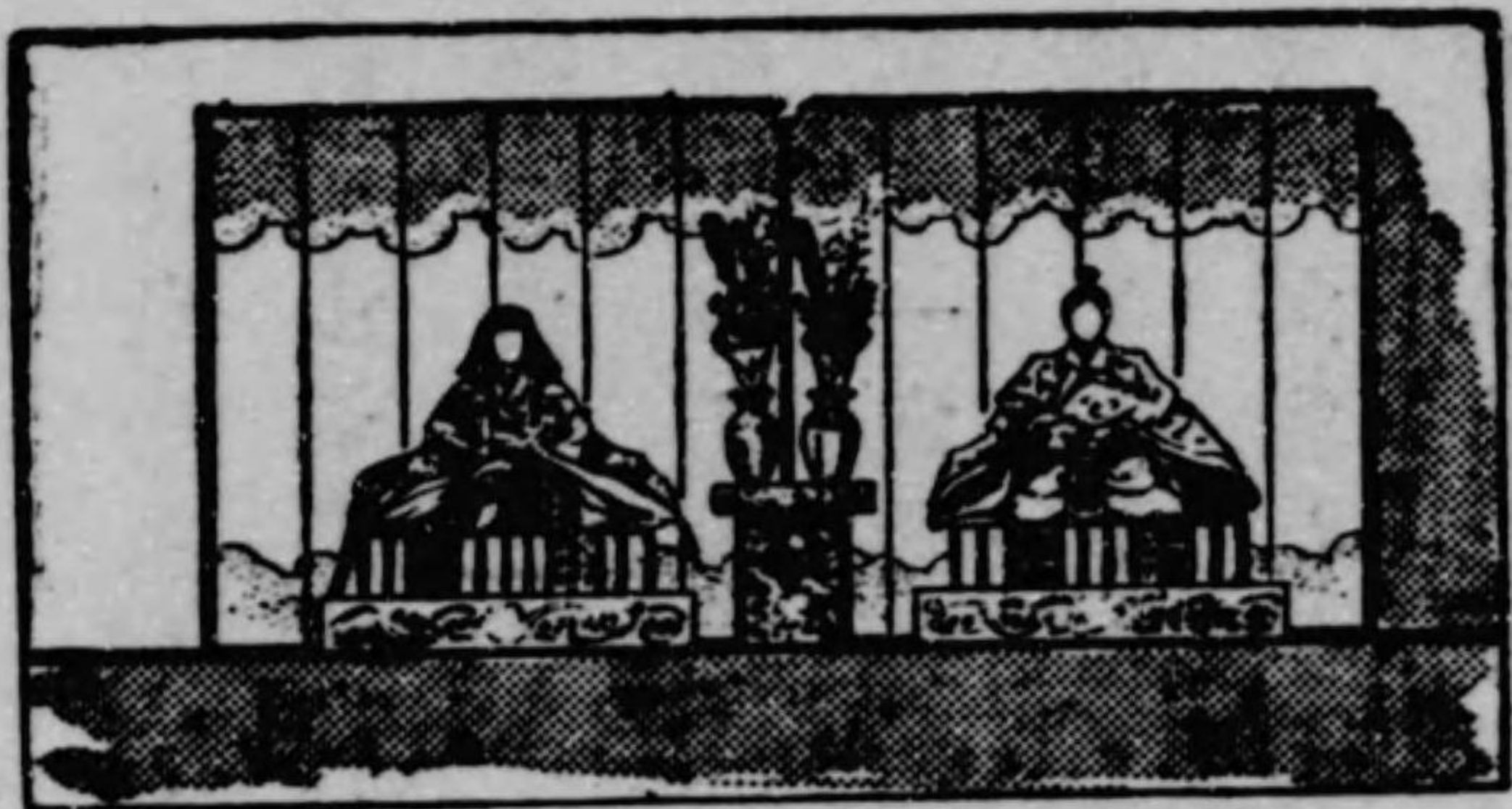
研究したことがありましたが、著者も其の委員の一人に加つた者でありますから同會に於いて調査決定した事項の概要を左に掲げることとします。

- 1、雛飾並びに附屬品は成可く質素にして現代に適合するものを用ひること。
- 2、雛菓子には豆煎草餅等を本體とし、自然物としては蛤蝶螺等を用ひること。
- 3、飾花としては桃菜の花等を用ひること。
- 4、飲料としてはアルコール分のない甘酒を用ひること。
- 5、招待は大人客も子供に準ふこと。
- 6、贈物をする場合にはすべて子供本位のものを選ぶこと。
- 7、雛祭はなるべく開放して公衆と楽しむこと。
- 8、雛祭の機會に於いて子供の博愛慈善の心を養成すること。

(三) 雛人形に俳優の似顔物を飾り、之れを女兒に觀賞させるやうなことは不作法非教育であります。

雛人形はこれを觀賞する女兒に憧憬の心を起さしめ、以つて其の品性を陶冶するのを目的とするものであります。故に女兒が憧憬し手本とするに足るだけの意義を有するものでなければなりません。然るに雛人形に俳優の似顔物を飾り、

之れを女兒に觀賞せしむるが如きは、雛祭の意義を取り違へた所爲と言はねばなりません。



方り飾の雛裏内るれ説

(四) 内裏雛を飾るのに向つて右に男雛を、左に女雛を置くのは時代遅れの間違つた飾り方であります。

舊來の内裏雛の飾り方は、向つて右に男雛、左に女雛を置くのでありますが、現代は長くも宮中に置かせられまして臣下に臨ませ給ふ場合の兩陛下の御座の御位置は臣下より向ひ奉つて左を聖上陛下、右を皇后陛下と御定めになつてありますから、内裏雛の飾り方も之れに倣ひ奉るのが正しい方法であります。

(五) 女兒の將來を祝福する雛の節句を尊重して年々盛大に行ふに反して、同じく男兒の將來を祝福する端午の節句を輕視する風があるのは、作法上から言つても教育上から言つても間違であつて、遺憾なことであります。

五月五日の端午の節句は男の子の生立を祝福する大切な日でありますから、之



れを十分意義あるやうに取り行ふべきであります。然るに三月三日の雛祭が女の子の節句として尊重され、近來は女學校等に於いても之れを祝ふ方法を講ずるやうになつて來ました位でありますのに、端午の節句がそれ程重大視されないのは、眞に片手落なことであると言はねばなりません。

端午の節句の趣旨とする尙武の精神とは、決して戦争を尙ぶものでなく、男子らしい勇壯・活潑な氣性、紳士らしい氣性、世界に大いに雄飛する氣性を養ふにあるのであります。又之れと共に三月三日の雛祭同様皇室尊重の念を涵養することが大切であります。

端午の節句には武者人形、兜人形等を飾り、其の飾り方は雛の節句に於ける雛壇の如く一定の方式がありませんが、家庭にあるものを適宜に飾つて、其の精神を子供に與へるやうにすることが肝要であります。又食品としては柏餅・粽等を用ひるのが宜しいのであります。猶尙武の言葉に因んで菖蒲の葉を軒に掛いて祝ふ風があります。而して當日は總て子供本位に行ひ家族一同が其の男兒を中心として楽しむやうにすべきであります。又當日男兒ある家庭の祝ひに招待を受けた人々は、其の男兒に向つて祝詞を述べるやうにしたいものであります。斯く

すれば子供にとつて如何に力強い奨勵となるかわかりません。之れは女兒の雛祭に於ける場合も同様であります。

總て斯くの如き節句が盛大に行はれることは喜ばしいことでありますが、其の行事が華美に流れ、子供の贅澤心をそそるやうな結果となることは、深く戒むべきであります。故に端午の節句を祝ふに當つても、其の精神を強調して、どんなに貧しい家でどんなに貧しい人形一つ並べても其れで満足して心から祝ふやうにしたいものであります。又武者人形、兜人形等に俳優の似顔物を飾るが如きは不作法・非禮でありますから、注意すべきであります。

(六) 男兒女兒の七五三の祝ひを行ふに當つて、其の親達が徒らに華美虚飾を競ふ風があるのは誤りてあります。

七五三の祝ひとは、三歳の男女、五歳の男子、七歳の女兒等が當年十一月十五日に相當の服装(和服にても洋服にても身分相當なるもの)を着用し、兩親等に附添はれて氏神に參詣する一の風習であつて、其の精神は其の子の健かなる成長を感謝すると共に前途に於ける加護を神に對して祈願するにありませぬ。神社に參詣する場合は兒童の氏名及び生年月日を紙に認め、之れに幣帛料の包みを添へて奉納し

神官の指揮に従つて禮拜すべきであります。猶家庭に於いては祖先の靈前に此の旨を告げて禮拜を行ふと共に相當の響應を行つて其の兒の前途を祝福するところが肝要であります。

然るに近來此の七五三の祝ひが年々華美に流れ、其の根本精神を滅却して、親達が子供をだしに使つて己れの虚榮心を満足せしめんとする爲め、其の兒童の祝着を始め附添ひ同行人の衣服の如き華美豪奢を競ひ、又は盛大な祝宴を催し等することは一般兒童の心理に好ましからざる影響を與へつつあるのであります。しかも甚だしきは借金までして身分不相應に華美、贅澤な祝ひをなし、爲めに家計經濟の困難を來たすことさへあります。又兒童の祝ひ日に兒童を本位とせず、兩親兄弟等大人を本位として宴會を開いたり、祝賀の物品を贈與したりする等は、兒童の發展幸福の爲めに何等の効なきのみならず、兒童の教育上却つて弊害を來たすものであります。故に斯くの如きは作法上教育上速かに改善せねばならぬことでもあります。而して七五三の祝ひは、何處までも兒童本位に行ひ、兒童の念頭に當日自分の爲めに周囲の人々から祝賀して貰つたといふ愉快な楽しい印象を永く記憶させるやうにすると共に兒童又は附添ひ同行人の服裝の如き或は祝宴の如

き勉めて華美を避け、身分相當質實清楚になし、七五三の祝ひの精神的意義を強調して最も有意義に實行することが肝要であります。

又初破魔弓と云つて男兒が生れて始めて迎へる正月に其の親戚及び親しき知友より破魔弓を送り、女兒に對しては初羽子板と云つて同じく其の生れて始めて迎へる正月に羽子板、羽根等を贈つて其の前途を祝福する習慣があります。此等も虚飾、虚禮に陥ることなく、華美豪奢を戒めて其の精神を尊重することが最も禮に適つた仕方であります。

兒童の入學及び卒業等に於ける場合の祝賀も亦如上の趣旨を以つて有意義に行ふのが宜しいのであります。

## 二七、間違つた新年の行事作法

(一) 新年の元日に朝禮をするのは非禮であります。

新年の元日は、長くも宮中に於かせられては天皇陛下は早朝から御祭服にお召しかへ遊ばされて四方の神々を御親祭あそばさせ給ふとの御事でありませぬ。而して後大元帥の御正装に御召しかへ遊ばされ、正殿に出御あらせられて、皇族殿下

を始め奉り文武諸官並びに外國使臣等の参賀を受けさせ給ふとの御事でありませす。此の時皇后陛下も出御遊ばされるのであります。國民一同も此の大御心を體し奉つて一般家庭に於いても假令平日は朝寝する家庭でも當日は家族一同早朝に起き、盥嗽して身體を清め、服裝を整へ、容儀を正し、一家揃つて宮城を遙拜し奉ると共に神佛を禮拜すべきであります。然る後父母長者に對して新年の祝詞を述べ、次ぎに家族一同祝詞を交換するのであります。新年の祝詞は、尊長に對しては、「新年も目出度う存上げます。」明けましてお目出度う存上げます。」等と、鄭重に述べ、同輩以下に對しては、「新年も目出度うございます。」明けましてお目出度うございませす。」等と誠意を籠めて述べるのであります。

然るに當日朝遅く起きることがある時は實に恐多い事であります。假令大晦日夜晩くまで起きて諸種の仕事に従事したにせよ、朝日の出るまで門戸を開かないのは、新年元旦の意義に反する行爲でありますから、新年は國民擧つて朝日の光と共に起きて門戸を開くやうにしたいものであります。

(二) 新年に國旗を掲揚しないのは非禮であります。

新年には門戸を開くと共に國旗を正しく掲揚することが新年を迎へた表徴の



新年に國旗を掲揚せざる家

第一であります。新年に國旗を掲揚しない家は、新年を迎へて祝意を表さないのと同一の意味になるのであります。故に假令門松飾りはしなくても、雑煮餅は祝はなくとも、此の國旗を掲揚することを忘れてはなりません。

而して國旗は元日より二日三日五日の四日間には必ず掲揚すべきであります。

一國內に同一の曆を普く隔から隔まで遵守するのは、其の國民が有形無形共に統一せられて居る證據であります。然るに我が國に於いては太陽曆太陰曆兩者を使用して正月即ち新年が二度も三度もあるやうな變態現象を呈して居るのは、國民精神の統一上大いに考へねばならぬことであります。故に一日も早く改善して太陽曆に統一すべきであります。前に述べたやうに新年に國旗を掲揚して祝意を表せざるが如き家庭のあるのは、一面太陽曆即ち正曆の觀念が精確ならざる家庭の表徴であると云はねばなりません。新年の式は一月一日に行ふの外、太陰曆の正月元日を正月として祝意を表する家

庭と、一月後れの二月一日を正月元日として祝意を表する等種々あります。故に此等變態の正月は嚴重に全廢して太陽曆の一月一日を同一の新年とするやうにして、此の事を國民一同が一人も残らず固く遵守することになつたならば、國民精神の統一の手段ともなるのであります。故に國民各戸に一戸も漏れず國旗を掲揚することと、全國民一人も残らず太陽曆を遵守する精神を堅固に涵養することは、國民精神統一上最も緊喫なる問題であると思ひます。之れは又禮儀作法の上から云つても大切なことでもあります。

(三)屠蘇酒を新年の儀式の一として、何人に對しても飲酒することを強ひるのは誤りてあります。

屠蘇酒は新年に於いては毎戸缺くべからざる必要のものと傳統的に之れを認めて必ず用意することになつて居るのであります。而して各家庭に於いては男女老若小兒に至るまで、正月には必ず屠蘇酒を飲むのを新年の儀式の主なるものとして、屠蘇酒を婦人にも小兒にも強ひる風のあるのは作法上大いに考へねばならぬことでもあります。それで屠蘇酒は家庭に用ひるとしても、之れを飲まない者即ち主に婦人小兒等に強制しないやうにすることが最も必要であつて、禮儀作法

の趣旨にも合致するのであります。我が國の新年には餅と酒との爲めに身體の健康を害する者の多いのは大いに考慮すべき問題であります。

(四)年賀廻禮の場合無言で他家の玄關に名刺を投げ入れるのは不作法失禮であります。又知人に名刺を託して他家の玄關に其の知人のと一緒に我が名刺をも投入させるのは非禮であります。

新年廻禮の眞意義は、訪問者は先方の家族に面接して親しく新年の祝詞を述べ、併せて舊年中種々恩義を蒙つた謝詞を述べ、猶本年も相變りませず宜しく御交誼を願ひます云々の挨拶を述べるのが本旨であります。然るに、他家の玄關に名刺を投入しただけで、甚だしきは知人に我が名刺を託して投入せしめて、年賀廻禮に代へるが如きは不作法非禮であります。新年早々から斯くの如き無意義の作法を形式・虚禮にとらはれて心ならずも毎年々々傳統的に行ふ者の多いのは、不可思議と云ふべき程であります。故に此等は何とか改善の方法を講ずべき問題であります。

年賀廻禮は新年にとつて最も大切な作法の一であります。然るに社會が益々繁雜となり人々の交際が年一年其の範圍と員數を増加する一方であります。

から、廻禮の式を實行することは頗る困難なことであります。其の改善の方法については種々ありませうが、成るべく時間と手數と經費とを省き、其の上新年祝賀の意義を徹底するやうに實行の出来る方法を要求するのであります。市町村或は各部落々々に於いて、新年祝賀會とか名刺交換會等の如き會合を一定の時間に開き、其の區域内の者は其の指定の場所に集合し、其の賛同者(出席するもせざるも)の氏名を印刷して、之れを參會者其の他の同意者(祝賀式に參列同意者)に普く配布し、そして其の席上に於いて新年を祝し、天皇陛下、皇后陛下の萬歳を奉祝して退散することにしたならば、一時間内外の短時間に於いて來會者一同が面接し互に親しく祝詞を交換することが出来、人も我も心から新年の喜びを表すことが出来て、其の愉快さ嬉しさは新年祝賀の意義を深く印象するやうになることを信じます。

斯くの如き方法を實行した上猶恩人、親戚、知人、友人等の特別關係ある人々に對しては、先方の宅を訪問して親しく面接し、祝詞挨拶を陳べることが禮に適つた方法であります。此の意味からして自身も年賀廻禮の訪問を受けたならば、必ず之れに面接して祝詞を交換することが禮儀であります。親戚、知友等が多くして一々之れを廻禮することの出来ない場合は、年賀狀を差出して之れに代へても宜し

いのであります。同じ土地に住居する人に對して年賀狀を以つて挨拶するのは略式であります。先方の玄關に名刺を投入するのみで親しく家人に面接しなかつたり、或は知人に名刺を託して投入せしむる等よりも意義あることであります。(五)年賀廻禮に名刺を持参しなかつたり、相當の禮服を着用しなかつたりするのは不作法であります。

平素に於いても人を訪問する時は名刺を持参するのが禮であります。年賀廻禮の場合には特に然りとします。又服装も相當の禮服に着換へて威儀を正すことが皇室と國家に對し又先方に對して敬意を表する所以であります。年賀廻禮の名刺に半紙若しくは薄き洋紙の一片を切つて名刺の用紙に充て、之れに氏名を手書して居るが如きは非禮であります。名刺は紙質の如何と文字の巧拙とはならず、相當の白の名刺用の洋紙、烏の子紙等に正しく印刷した物を用ひるのが正式であります。其の用紙の寸法は別に確乎たる規定がある譯ではありませんが、長約八種、幅約五種位のものゝ適當とします。そして其の名刺に「謹みて新年を賀し奉ります」或は「謹みて新年の御祝詞を申し上げます」又は「謹みて年頭の御祝儀申上候」等の文字を印刷したものを使用することもあります。

**(六) 夜中年賀廻禮を行ふのは非禮であります。**

平素に於いても儀式がかつた訪問を夜中に行ふことは非禮であります。故に年賀廻禮の場合は必ず晝間のうちに於いて訪問することが禮であります。

**(七) 年賀廻禮を正月七日以後に於いて行ふことは非禮であります。**

年賀廻禮は正月元日に於いて行ふことが最も正式であり、禮儀作法の趣旨に合致して居るのであります。併し一日を以つて全部廻禮を終へることは困難でありますから、其の場合は三日以内に於いて行ふのが宜しく、遅くとも七日を出ないやうにする事が禮であります。元日は家庭の儀式が終れば職務ある者は自身の所屬の官衙、銀行、會社等に、學生、兒童は學校に出席してそれ〴〵規定の拜賀式に列して新年を祝するのであります。かく公の式を済ました後は、新年祝賀會、名刺交換會等の會場に出席して互に祝詞を交換するのであります。それより後は廻禮に出掛けるのであります。此の新年に關する諸儀式、廻禮等を一日で済ますことは新年を最も意義あらしめることであります。國民一同がかくすれば國民全體の能率を増進する上につき實に大なる効果を擧げることになるのであります。

然るに世間に於いては年賀廻禮の日を一日のみと思ふ人も五日・七日・十日間と思つて居る者もあつて區々であります。甚だしきは十五日過ぎても一月中は新年の内であると考へ廻禮を行ふ者があります。故に生活改善同盟會では年賀の廻禮は三日間と限定して居るのであります。併し松の内七日間は之れを行つても敢へて非禮とはしないのであります。

**(八) 年賀廻禮の客を無理に引き上げて濫りに酒食を饗することは非禮であります。**

平素に於いても特別に招待した以外の客に酒食を饗することは、失禮であり、却つて先方に迷惑を掛けることになるのであります。年賀廻禮の客に對しては特に此の注意が必要であります。何故ならば年賀廻禮の客はこれからまだ方々に廻禮に行く用事を控へて居るのであるからであります。然るに新年の廻禮客には酒食を饗することが鄭重な禮であるかの如くに誤解して、之れを無理に座敷に引き上げて濫りに酒食を饗するが如きは非禮であります。而して其の客は次ぎの豫定を失つて甚だ迷惑に感ずるものであります。

**(九) 他家に年賀の訪問を行つた場合、先方の室内に通つて長座し或は飲酒に耽る**

が如きは不作法であります。

新年は如何なる家庭に於いても年賀客が入り換り立ち換り訪問して甚だ多忙を極めるものであります。故に如何に親密な間柄の家であつても、年賀に行つて長座飲食することは不作法であります。年賀の訪問は必ずしも室内に通る必要は無く、玄關先で祝詞を交換すれば足るのであります。

(一〇)年賀状は大奉書に手書するのが最も鄭重な禮と心得るのは間違てありません。

年賀状は大奉書に手書するのが最も鄭重な禮であるかのやうに心得て、苦心して大奉書に手書し、之を更に厚い洋紙の封筒に入れ三錢の郵便切手を貼つて投函する時は、其の目方が超過して受信人側に於いて不足税を支拂はされ、苦心の結果が却つて先方に迷惑を掛け非禮となるのであります。年賀状には巻紙奉書等に認められた書翰體のもの、或は官製葉書、私製葉書等種々あります。そして手書したのと印刷したのと二種に分れます。何れが最も宜しいかと云へば手書の書翰よりも葉書の方が簡便であります。而して葉書でも手書より印刷の方が一層簡便であつて且つ正式であります。之れは名刺と同じ理由であります。

鄭重なる年賀状は大奉書に手書するのが正式でこれに限るなご心得居るのは間違つた考であります。年賀状には以上の外、名刺を封入して送る方法がありこれは稍、丁寧な部に属するのであります。年賀状には普通の祝詞の外に詩文和歌、繪畫等を附記したものもあります。又家族一同の近況を記載したものもあります。有益な統計表、金言等を記載したものもあります。何れも一種の趣味を感じ先方に快感を與へることが少くないのであります。新年に愉快な年賀状を親戚、知人、友人等から受けて讀めば、一種抑すべき情緒の湧出するものがあります。此の愉快さは他に較べやうがない位であります。

(一一)年賀状の表書が正確明瞭でなかつたり、或は年賀状の發送法を誤つたりすると、思はぬ失禮をすることになります。

年賀状に先方の住所、氏名を略字やくづし字で書いたり、縣名を略したり、番地を間違へたり等すると、郵便物が混雜する際なので、平素ならば到着する物でも到着、受理されなかつたり、或は配達が遅延したりして失禮をする事があります。又近來は年賀郵便特別取扱ひが郵便局に於いて行はれ、前年内に翌年の年賀郵便を集め、之れを一月一日に配達することが行はれて居ります。而して一般に年賀郵便

を發送する場合は、之れによることが多いのであります。然るに此の場合年賀郵便特別取扱ひに託する方法を誤つ時は、年内に其の年賀状が配達されて思はぬ非禮に陥ることがあります。故に年賀郵便特別取扱ひに託する場合は、其の期限内に年賀郵便を一束にして紐で結へ、年賀郵便特別取扱ひと附記して、郵便局の年賀郵便特別取扱ひの窓口に出すことが肝要であります。但し年賀状を前年内に認めて翌年一月一日に先方に到着するやうに發送するのが宜しいか、又は一月一日に認めて當日差出すのが禮に適つて居るかは研究の餘地があります。

(一三)年賀状に返辭的の文句を記入するのは非禮であります。

年賀状を人から先んぜられて自身後れて出す様な場合に、御年賀状有難く拜見云々と書くのは、傲慢・尊大の態度を示すと同一の方法になるのであります。これは雙方の間が餘程身分上に尊卑の關係のある外は、決して使用すべからざる文句であります。例へば先方からは一日に年賀状を受けて、自分よりは五日若しくは十日も過ぎて年賀状を贈る場合も必ず返辭的の文字は使用しないのが禮であります。何故ならば年賀の挨拶は之れを雙方同時に交換すべきものであるからであります。之れは敬禮が相互の身分に格別の相違なき以上同時に交換すること

を禮とするのと同じ理由であります。但し教師と生徒、尊長と若輩の關係ある場合は教師・尊長からは返辭的の文字を使用するも非禮とはしないのであります。如上と同様の理由で年賀状の日付を元日以外にするのは誤りであります。年

### 新玉の御祝ひ申上げ候

おはやくに御年賀状を賜り當方よりは  
申し遅くしまして恐縮至極に存上げます  
一月五日

野 田 忠 治

東京市芝區西船場一ノ二

同達つた年賀状の認め方

賀状は何時差出しても元日の日付とするのが禮であります。之れは年賀の挨拶は元日に行ふのを正式とする理由から来て居るのであります。又社交上の年賀状に自己の氏名に官職名の肩書を印刷することは非禮であります。併し職務上の關係を以て特別關係ある方面

の人々のみ差出す年賀状の如きは職務の肩書をつけることが普通の例となつてゐます。年賀状の宛名を先方の夫婦或は其の他の家族連名に記載する場合、連名の宛名の下に一字の殿又は様を附けて略するのは非禮であつて、年賀の趣旨を滅却



するものであります。之れは平素の書翰に於いても同様であります。特に年賀状の如く儀式的の書翰に於いては非禮であつて、必ず先方の宛名一ツ一ツの下に敬語を附けることが禮であります。

(一三)年賀状を認める場合、身分上先方と自己との關係とか、又は時候とか、其の他の文句等に相當の注意を拂はぬ時は、思はぬ失禮をすることがあります。

尊長に對する年賀状の文句に、「新年も目出度う」、「正を賀す」、「新正を賀す」、「年頭の挨拶等と認めるのは非禮であります。以上の文句は同輩以下若輩に對して使用するべき文句であります。尊長に對しては、「謹んで新年を賀し奉る」、「恭しく年頭の御祝詞を申し上げます」等相當の敬語を用ひて認めねばなりません。又、「謹んで初春の御壽申上げます」、「新春の御祝詞申上げ候」等は時候を誤つた年賀状の文句であります。「新玉の御祝ひ申上げ候」、「謹んで改元を祝し奉る」等は文章の意味を誤つた年賀状の文句であります。從來宮中に奉る賀表の文句は、「奉謹賀新年」と認めるのが例規でありましたが、近年は、「謹みて新年を賀し奉る」と書き下しにするのが正式となつたのであります。故に一般民間に於いても此の御趣旨に倣ひ奉つて、年賀状の文句は漢文體で認めるよりも書き下しにする方が宜しからうと思ひます。

(一四)新年の儀式作法に名を借りて誤つた正月氣分に浮かされることは間違つた行爲であります。

正月は新年宴會とか、開場式とか、初め式とか、懇親會とか、種々の名義のもとに宴會を開催すること殆ど虚日がなく、且つ歌留多會、トランプ會、双六會等と遊び廻り、殆ど一月中は何となく遊び氣分にうかされて居て仕事に着手が手に着かず、之れが爲め精神の緊張を缺き、諸般の事業上能率を害することが尠くないのは新年の意義を減却するものであります。此等は時間と資材とを消費して有形無形の損失甚大なるのみならず、禮儀作法の精神にも反するのであります。それで正月の儀式作法は三日間位で切上げるやうに限定することが必要であります。而して之れと反對に眞正の正月氣分は一年中に於ける事業計畫上の出發點であり、且つ元氣湧出の源泉でなくてはなりません。新年は前年中に於ける惡戰苦闘の疲勞を恢復し、更に新なる勇氣を養つて新事業界に活動する原動力を養成する大切な儀式でありますから、新年は國民一同の元氣が最も旺盛の時機であるべきであります。

## 二八、國際的禮儀作法上間違つた作法

(一) 我が國民は心にもないお世辭を云ふ辭があつて、悪い物でも他人の物ならば  
 唯單に大層善い物である等と云ふのは却つて非禮であります。  
 例へば外國人が骨董品を買つて来て、自分では其の眞價が解らないから、其の善  
 惡を遠慮なく批評して呉れよと頼まれても、何でも大層善い物であると褒めるの  
 を普通の例とします。此等のお世辭は歐米の紳士の最も嫌ふ所であります。故



歐米婦人の前の煙草を吸ふ

に斯くの如き惡習慣は我が國民の生活上より速か  
 に取り去ることが、國際的禮儀作法上最も肝要なこ  
 とであります。

(二) 歐米諸國に於いては、女性中心主義の作法が行  
 はれて居りますから、男性中心主義の我が國民  
 は深き注意を以つてこれに對さなければ、失敗  
 することが多いのであります。

今其の一二の例を挙げれば、

(1) 歐米に於いては男子が婦人よりも先きに着席す  
 るのは、非禮とされて居ります。男子は婦人を助

けて之れを着席せしめ、然る後自身其の左側に着席するのが作法であります。

(2) 歐米に於いては男子が婦人の面前で其の許可なくして喫煙することは、非作法  
 とされて居ります。男子同士が談話室で喫煙して居る場合、婦人が入つて來る  
 と男子は喫煙を中止します。(船車内に於いても同様)然るに近來婦人の喫煙者が  
 多くなつて來ましたから以上の遠慮は無用となるの傾きが見えます。

(3) 歐米に於いてはエレベーターに婦人と同乗した時、男子は知るも知らぬもこれ  
 に對して帽子を上げて敬意を表さないのであるのは非作法とされてゐます。(但し會社商

店内のエレベーターは之れと趣きを異にします)

(4) 歐米に於いては乗物に於いて男子が老  
 人、婦人、幼兒等に席を譲らないのは、紳士  
 の態度でないとしてされて居ります。此等  
 は我が國民にも適用すべきであります。

(三) 外國人の面貌を見詰めたり又は其の頭  
 髪、眼目、皮膚等の色の相違して居ることを  
 話したりするのは失禮であつて、彼等  
 の最も嫌ふところてあります。



外國人を鏡で見る作法

(四) 店頭・道路等に於いて、好奇心から外國人を圍繞したり、之れに付き纏つて歩いたりするのは無禮・不法法であります。

(五) 外國人に對し、其の宗教・風俗・習慣等に就いて之れを誹毀・侮辱・排斥するやうな言論をしたり、或は濫りに批評をする等は非禮であります。

斯くの如きことをする時は、唯に非禮であるばかりでなく、國際上の問題を惹起する原因となることがありますから、深く注意しなければなりません。又外國人と談話する際、戦争とか政治とか宗教とか彼我の間の國際上の問題となつて居る事項等を話題とすることは、普通の場合は避けた方が宜しいのであります。而して話題は主に教育・美術・文學・地理・歴史等のことを中心とし、殊に赤十字社の事業に關する事項等は好個の話題となりますのであります。外國人に對して其の本國の地理・歴史・風俗・人情等の美點・長所を稱揚することは、交際上の禮儀であります。併し徒らに巧言冷色・諂諛に陥るが如きは非禮であります。

(六) 歐米人から訪問を受けた際、靴を脱がせて靴下のままで室内に案内することは、不法法・非禮であります。

歐米人は靴下の爪先を他人に見せることを恥辱とし、又他人のそれを見ること

をも深く嫌ふのであります。故に歐米人の訪問を受けた場合、彼等に靴を脱がせることも非禮であります。殊に歐米婦人は絶対に人前で靴を脱がないのであります。又歐米人に對して靴とか靴下とかシャツとかズボンとか皮膚とか裸體とかいふやうな言葉を發することも不法法となりますのであります。就中歐米の婦人は如上の行爲を仕向けられることを大なる恥辱とするものであります。故に歐米人と交際する場合は斯かる失禮をせぬやうに心掛けることが肝要であります。

(七) 我が國に滞在中又は來遊の外國人に對して無愛想な應對をしたり、不機嫌な言語・動作を仕向けることは、非禮であります。

如上の態度は彼等に冷淡な感じを與へ、或は誤解を受けるやうなことを生じます。故に外國人に對しては、假令毎日相逢ふ間柄であつても、當日最初に相逢ふ時と最後に相別れる時とは、親切にして愉快なる言語・動作を表はすことが大切な禮であります。

(八) 我が國民は外國人に對し、外國語の巧拙を餘り氣に掛け過ぎて簡単な外國語でも之を使用することを遠慮するのは間違てあります。

我が國民が一般に今一層外國語に熟達することが望ましいのであります。が、同

時に又外國語の巧拙に頓着なく、十分の友情を以つて氣軽く隔てのないやうに談笑する風を養ひたいものであります。併し外國語研究中の者が實地研究の目的で、外國人に對して妄りに不必要な談話を試みることは戒むべきであります。

(九) 歐米人が我が日本國民の日常に於ける生活上の行儀作法に現はれて居る事項を批評する言葉に、日本は一等國であるけれども日本人の日常實行せる禮儀作法の實際は二等國程度に過ぎぬ云々の語を漏らすことが屢々あるのは甚だ遺憾なことであります。

これは我が國に於いて個人と個人との間に於ける禮儀作法と家庭内に關する禮儀作法とは一通りよくは行れて居ても、社會團體共同生活に關する公德心と公衆作法が十分行はれて居ないと云ふ事を語つたのであります。就中歐米人が最も不愉快に感ずることは、車船内に於ける日本人の不作法であつて、即ち婦人が人前で乳を露はしたり、男子が太股を露はし、腕捲りをしたり、濫りに飲食喫煙したり、自分勝手に窓を開閉したり、すること等であります。

(一〇) 我が國民は他人に勞を掛けた時、心には感謝の意を抱いて居ても、これを表面言語其の他の行爲に現はして謝する事をしない風があると或る外國人

が評したことがありましたが、この批評を全然否定することの出来ぬのを甚だ残念に思ふのであります。

英米人は電車に乗つて乗客各自が其の賃錢を錢箱に投入すれば、車掌はこれを見てサンクユーと云ひ、乗客も同時に車掌に對してサンクユーと云ひ、互にサンクユーを交換するのであります。これは電車内に於ける車掌と乗客のみならず、商店に行つても商店員と顧客との間に互にこのサンクユーの語が交換されます。又長途の旅行に於いて汽車汽船に乗るとか、旅館に宿泊するとか、料理屋で飲食するか等の場合に於いては、其の道程の距離、勤勞をかけたる多少や支拂金額等に應じ船車のボーイ、旅館の主人、女中、風呂番、料理屋の給仕人等に相當の心附けを與へることが普通の例となつて居ります。若しこれを爲さざる者は非常識者と云ふ批評を受けるのであります。此等の心掛けを高尚に上手に應用する事が作法上最も大切な事であつて、即ち紳士淑女の態度を示す一の標識となるのであります。然るに我が國人は古來久しき封建制度の遺習から、商人に對して横柄、尊大な態度を取り、之れが延いては船車の係員、其の他の關係に及んで、顧客は商店員を見下し、乗客は車掌に對して輕侮するが如き態度を示すことが多いのであります。此

等は誤れる作法でありますから、顧客も商店員も又乗客も車掌も相互に感謝しあふ意を表することが肝要であります。又他人に勞を掛けた場分心附の使用法を誤つて濫りに多く與へたり、又は尠く與へたり、或は心附を與ふべき場合に之れを與へなかつたりするのは、何れも自己の品位を墜とすものでありますから、深く注意すべきであります。

(一二) 我が國民は一般に表情と態度とに高尚らしい點が尠ない、言を換へて云へば表情と態度とが甚だ貧しいのは反省すべきことであります。

これは、表情と態度とは其の人の人格趣味に深く關係を持つて居て、禮儀作法の反射面であると云ふことに氣附かないからであります。總て國の文野の區別は其の國民が如何なる表情態度を有するかを一見すれば解る位であります。のみならず人の公私に於ける各方面の交際が圓滿であるか否は初對面の場合に與へる印象が極めて大切な事であります。勿論此等の印象は頭髮・服裝等に關係することも尠くないのであります。主として表情と態度とによるのであります。若し初對面の時に悪い印象を與へることがあつたなら、將來善い交際を成立させることは甚だ困難であります。

(一三) 外國人に對する場合、其の國力の強弱に依つて差別的態度を表はすが如きは、非禮であります。

外國人に對しては、其の東洋・西洋・南洋何れの國を問はず皆一樣に親切丁寧に情誼を盡くして交際することが肝要であります。然るに我が國人は從來歐米人に厚くして東洋人・南洋人等に薄きの憾みがありました。併し之れは誤りであつて外國人中に於いて最も我が國と關係の深いのは、隣接の中華民國・暹羅・印度南洋諸島・露西亞等であります。故に此等の諸國民とは特に親密に交際することが肝要であります。然るに外國人と交際する場合、先方の國力の強弱により差別的待遇をなすが如きは、唯に非禮なるのみならず、我が國民の品位を墜とすことになるのであります。

(一四) 外國より國賓其の他代表的人物の來朝を迎へた場合、之れに對して歓迎優待の誠意を表さぬのは非禮であります。

外國より國賓其の他代表的人物が來朝せられた場合は、之れに對して皇室の御優遇を始めとし官民一同熱烈なる歓迎の意を表して款待することが、其の國賓或は代表的人物に對する禮であるのみならず、先方の國家及び國民に對する禮であ

ります。此の禮を缺く時は彼我の國際關係に面白からぬ影響を及ぼすものであります。國賓が我が國に御滞在中は各戸に兩國の國旗を交叉して掲げ、歓迎の意を表すると共に、其の御到着及び御歸國の際には、適當の場所に迎送して萬歳を唱へるのが禮儀であります。又國賓が街路を通過せられる時は、通行人は歩行を止め、容儀を正し、脱帽して敬意を表し、國賓が集會の場所に臨場の節は一齊に起立して敬意を表すべきであります。國賓及び代表的人物の來朝に對しては、適當な方法を以つて歓迎會を開くとか觀劇會を催すとかして、之れが歓迎の誠意を表して優遇することが肝要であります。

## 二九、結婚に關する間違つた作法

(一)結婚談を開始するに當つて先方の家柄財産學識名譽位階勲等などのみ重きを置いたり、又は容貌の美麗衣服調度の多少に標準を取つたり、甚だしきは無意義なる迷信に囚はれたり等して、其の本人の性行人物の如何及び兩人の意氣投合するや否や等に重きを置かずして、兩人會見とか、意志思想の交換とか云ふ根本問題を疎かにするのは間違てあります。

結婚は雙方の本人と本人との人格的結合であります。故に其の配遇者たるべき人物の人格及び實力が第一義であり、財産・容貌等は第二義であることを忘れてはなりません。但し男子は經濟的に獨立し得る能力を有する者であることが必要であります。

我が國の迷信は十干十二支に關係したことが随分多いのであります。殊に結婚に關しては、傳統的に此の迷信に囚はれる者が多いのは、文化の進んだ現今に於いては、害あつて少しの利をも認めませんから、結婚當事者は勿論、周圍の人々も斷然之れを除去する勇氣あることが必要であります。就中丙午の年に生れたる婦人は勢が餘り強過ぎて男子を壓するの氣性を受けて居るから、之れと結婚したる男子は病氣に罹るとか其の他不運に陥ることが多いとかいふ無稽の迷信に囚はれて居ることは、眞に歎かましいことであります。丙午の迷信の起りは徳川時代の中頃でありましたか、奥州産馬の名地に於いて馬の交尾季節に、或る牝馬が或る名馬の牡馬を嫌つて強く蹴つた結果、それが原因となつて、牡馬が斃れるやうになつたことがあります。それで牝馬の強いものは名馬の牡馬と雖も、蹴殺されるやうな災難に罹ることがあり、其の年が恰かも丙午の年でありましたから、此の事が

一般に傳り一種の迷信を辭し出し、動物の事を遂に人類にまで及ぼすやうになりました。しかも此の矢先に十四代家茂將軍(御臺所は和宮殿下でいらせられまし  
た)が長州征伐の爲め大阪まで出陣されて偶々陣中で病氣の爲め没せられたので  
あります。而して之れは即ち御臺所が宮様であらせられたから、將軍は位負けを  
されて斯くの如く早死されたのであるといふ噂が高くなりました。折から丁度  
和宮殿下の御誕辰の御年が丙午に當らせられたので、此の丙午の迷信が強く全  
國的に傳播する様になつたのであります。斯くの如き迷信が今日尙行はれると  
言ふ事は、非常な害がありますから、國民結婚補導會では此の迷信を打破せん爲め、  
丙午の年に生れた婦人の結婚した實例を調査し、之れに依つて展覽會を開き、一般  
の覺醒を促したことがあります。此の調査に依れば、官吏・學者・實業家を問はず、丙  
午の年に生れたる婦人と結婚したる者にして、現今九十以上に達して本人が健康  
であるのみならず、其の家運が益々榮えて居るといふことが、事實上此の迷信が無  
意味であるといふことの何よりの證據であります。又丙午の迷信と共に一般に  
行はれて居る四め十めは相性が悪いといふ迷信があります。之れは四ッ違ひ又  
は十違ひの年齢の男女は相性が悪いから、結婚をしても破鏡に陥ることがあると

解せられて居りますが、事の起りは昔男女が見合を行ふに當り、相手の姿を遠方か  
ら一見したのみで結婚を決定したり(即ち遠目)或は夜行燈の光りの下で見合ひを  
行つて結婚を決定したり(即ち夜目)すると見誤りすることが多く、結婚後事實に相  
違を來たし破鏡に陥るが如きことが多いと言つたことから生じて居るので、本を  
たゞせば根も葉もない眞につまらないことなのであります。彼の申年は去るの  
音に通ずるから、此の年に結婚した者は結婚後夫婦相別れるやうなことがあると  
いふ迷信も實に意義のない有害無益なる迷信であります。

(二) 結婚を決定するに當り、眞實履歷書媒約人の  
話其の他間接の調査のみにより、直接本人同  
士の會見を行はないのは、結婚の眞意義を減  
却するものであります。

會見は必ず年長者の監督のもとに之れを行ふ  
のが作法であります。故に會見の席には媒約人  
及び雙方の兩親か又は其の他の尊族親等が同席  
するのが普通の例であります。其の席次の設け



會見の圖  
立會者は  
媒約人夫  
婦と、男  
子の父、  
女子の母  
であります。

方には別に一定のきまりがあるわけではありませんが、上圖は現今最も多く行はれて居る會見法の實例であります。雙方が會見する場合に婦人が其の當日は美顔術を施したり、美服を纏つたり等平素と異つた容貌態度を以つて、己れの事情を男子に知らしめんと考へるのは誤りであります。それで會見する場合は殊更に化粧をしたり、美服を着飾つたりする事は避け、平素の儘でする事が肝要であります。若し會見の場合平素の人物とは全く別人のやうになつて見られたならば、結婚後其の事實に齟齬を來たし、甚だしきに至つては破鏡に陥ることさへあります。故に男女共雙方が平素の有りの儘に會見し、相互に正しく理解しあふことが一番効果のある仕方であります。

(三)結婚に當つて、先方の家及び本人に関する各種の事項は、直接間接各方面に渡つて随分秘密に調査が行はれますが、人格に次いで最も大切な精神及び身體の健康に關しては確實な調査をせぬ者があるのは間違つた仕方でありませぬ。身體及び精神の健康は、人間が社會に活動する上に於いて、果た家庭の幸福を計る上に於いて最も必要缺くべからざる要件であります。それでこれ等を誤謬なからしめるには、信用ある醫師に依頼して健康診断書を乞ひ受けて之れを交換す

ると共に、其の精神上に關する點は血統に渡つて直接間接家族間及び親族間に精神病者の有無を精しく調査することが肝要であります。

(四)媒約人に下役の者を頼んだり或は、夫婦健在者でない者や未婚の人に媒約の任を依頼することは間違てあります。

媒約人は結婚に關して最も重大な責任を有する者であります。(元來媒約人は男女側雙方別々に定めるのが本旨であります)が、近來は簡便を尊び、雙方の間に共通した同一の人に依頼する風が多いのであります。而して媒約人は常に結婚に至るまでの勞をとるばかりでなく、結婚後も猶新夫婦の指導をなすべき任務を有するのであります。故に媒約人は新夫婦が尊敬し信頼することの出来る學徳高い夫婦健在者であつて、新夫婦の間に意志の疎通を缺くやうなことがある時は、媒約人が間に入つて解決出来るやうでなければなりません。然るに世には往々下役の者等を便宜上媒約人に立てることがあるのは誤りであります。

(五)結納は其の調度或は金額等の多大なる程鄭重であると考へるのは間違てあります。

結納交換は人格と人格との結合の精神的契約をするものでありますから、身分



相當簡潔に行ふべきであります。然るに結納金及び調度の多きを以つて鄭重なる禮式と心得るのは間違つた考の甚だしいものと云はねばなりません。

書 奉 中

御 帶 地	壹	調 帶	壹	壽 留 女	壹	子 生 婦	壹	經 節	壹	共 白 廣	壹	末 廣	壹	右 幾 久 目 出 度 御 受 納 成	壹	下 され 度 候 也	壹
-------	---	-----	---	-------	---	-------	---	-----	---	-------	---	-----	---	---------------------	---	------------	---

昭和十一年一月十五日  
藤倉義雄  
山村安子殿

(一の其) 式書の條目納結

書 奉 中

受 取	壹	帶 地	壹	調 帶	壹	壽 留 女	壹	子 生 婦	壹	經 節	壹	共 白 廣	壹	末 廣	壹	右 幾 久 目 出 度 正 に 受 納 致 候 也	壹
-----	---	-----	---	-----	---	-------	---	-------	---	-----	---	-------	---	-----	---	---------------------------	---

昭和十一年一月十五日  
山村安子  
藤倉義雄殿

(二の其) 式書の取受納結

元來結納は因襲上定つて居る形式に依つて種々の品物を取揃へ、之れを交換する

の例であつたが、近來は簡潔を尊び、實物の代りに料金を包み、唯其の目録だけを認めて交換することが多くなりました。其の金額は當事者の身分により高下がありますが、大體の割合は男子六乃至七女子四乃至三の程度であります。

親 類 書	東京府士族 東京市本郷區元町二丁目一番地 弘義
一本 人 之 父	戸主 藤澤 弘義
一本 弘義之妻本人之母	生年月日
一本 人	生年月日
一本 人 之 妹	生年月日
一本 人 叔母富子之夫	神奈川縣鎌倉市長谷五番戸 恒吉
一本 人 父弘義之妹	恒吉之妻 叔母 生年月日
一本 人 母 赤子之兄	大阪市中區久寶寺二丁目十番戸 定彦
一本 山根重夫之次女	定彦之妻 伯母 生年月日

昭和十一年一月十五日  
以上

二九、結婚に關する間違つた作法

書 類 親

(六) 結納目録に印刷物又は他の能書家の書を使用するのは無意義であります。結納目録は之れを印刷したもの、之れを經節屋、百貨店等に販賣して居りますが、之れを其の儘使用するのには實に無意義であります。前にも述べたやうに結納は精神的契約の標示でありますから、其の目録及び受取の如きは其の筆蹟の巧拙如何に拘泥することなく、本人同士

が精神を籠めて自書したものを交換する必要があります。猶結納と共に親類書を交換するのが普通の例であります。

(七) 結納交換を行ったからと言つて、結婚式前に男女が相携へて宿泊旅行をなすが如きは間違つた考であります。結婚式前は兩名共一層自重すべきであります。

婚約しても結婚式を挙げるまでは夫婦の関係でないことは勿論でありますから、結納交換後と雖も結婚式を挙げるまでは本人同士の單獨交際は之れを慎むべきであります。故に散歩観劇等の際にも年長者の同伴あることが正しい作法であります。一旦結納を交換した以上は男女共一層其の言行を慎み、結婚式を舉行するまでは、假令親類友人と雖も異性と同行して旅行したり、観劇したりする等は平素よりも一層慎まねばならぬ事であります。

(八) 結婚式の日取りを新婦の都合如何をも顧みず、男子側で勝手に定めるのは非禮であります。

結婚式の日取りは、必ず新婦を中心として、其の都合のよい日に定めるのが禮であります。故に媒約人は此の點に注意せねばなりません。

(九) 身分不相應に甚だしきに至つては、負債まで起して豪奢に盛大に結婚式を舉

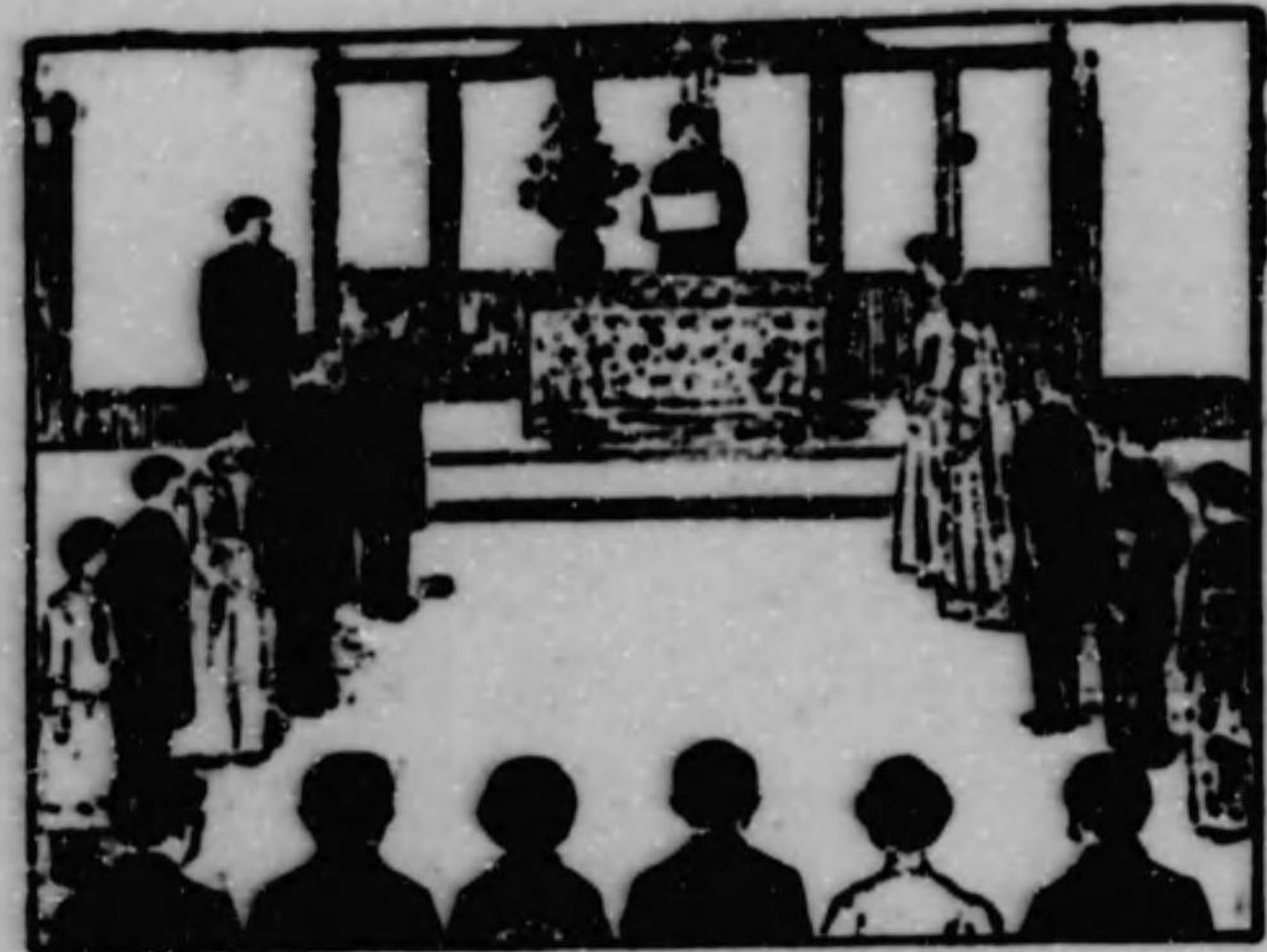
結婚費用の比較

英國年収入の一割
佛國同じく一割
獨逸同じく一割
米國同じく二割
伊國同じく四割
日本同じく二〇割
支那同じく三〇割

行するなどは、大なる間違であります。

結婚式は傳統的の習慣に囚はれず、生活改善の趣旨に基き、精神的に質素簡單にすることが肝要であります。總て其の國の文化の程度は結婚式に要する費用の額に反比例すると云はれて居ります。この意味でも我が國の結婚式は大いに其の費用、手續を節減省略する必要があります。

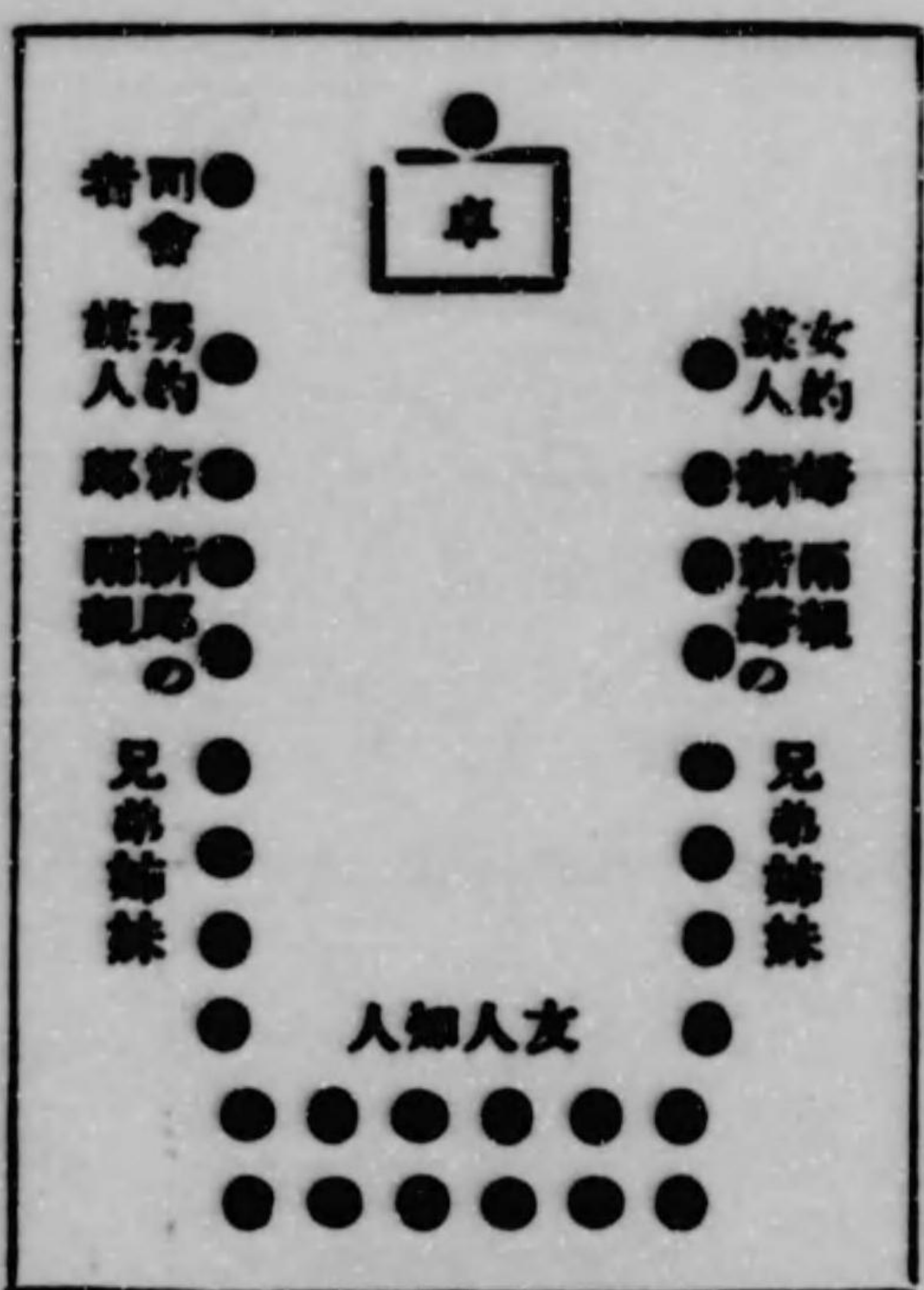
現代の青年男女中には、従來の因襲を脱して、改善された新式結婚法を行はうと



二九、結婚に関する同進つた作法

するものが多くなつて参りました。それには如上の如き經濟的改善と共に一方精神的に深い感銘を受け得るやうにすることが、新式結婚法の條件として要求されるのであります。此處に新式結婚式一名甫守式結婚式の一例を挙げますと、此の式の要旨は精神的に誓約することを眼目とし、一切古來因襲上の形式に拘泥して居りません。其の式場は自宅でも學校でも公會堂でも其の他如何なる場所でも神聖な場所であら

あれば宜しいのであります。(結婚式を料理屋で行ふが如きは誤れるの甚だしきものであります。)そして式場には媒約人兩親兄弟姉妹親戚の外親しい友人知人の立會を求めらるるのも一種新奇な方法であります。上圖の如く式場に一同着席すると、司會者が式開始の旨を告げ、一同敬禮、先づ媒約人が壇上に立ち、左記のやうな



新式結婚式大座

誓詞

東京府士族文學博士藤倉義雄と東京府士族山村正春長女安子と  
敬禮が誓ひましたから、昭和十一年三月六日を吉日と定め故に  
結婚の式を行ひ夫婦の契を結びました。此の後兩人は永久に相  
睦び相親み終生苦樂を共にし、何れにも夫婦の道に違ふことなく  
互に相慰め相助みて幸福なる家庭を經營し子孫の繁榮を計り延  
いては國家社會に貢獻しまして家名を發揚せんことを誓ひます  
媒約人兩親友兩人に代つて此の誓詞を讀みます。

誓詞を新郎新婦の爲めに代讀し、終ると新郎新婦に誓詞に對する誓約の握手を求め、兩人が堅き握手を交すと媒約人は壇上から下ります。此の時司會者は式の終る旨を報告し、一同其敬禮の同約五分間で済むのであります。次ぎに媒約人は親類の紹介を行ひ、最後に記念撮影をします。

従來の結婚式には、神道結婚式、基督教結婚式、佛道結婚式、家庭結婚式等の諸種が

ありますが、其の本人の信ずる所に従つて何れの方法を用ひるも、如上の改善の精神を以つて舉行することが肝要であります。

新郎新婦が結婚式を済ませると引續き、雙方の親類の紹介があつて、親類盃を行ひ、親類の縁を結ぶのが通例であります。因襲的の形式によれば、一つ盃を廻して飲み合ふことになつて居りますか、これは衛生上宜しくないばかりでなく、非常に手間取るものでありますから、これを改善して、盃め盃を親類一同に銘々に配ばつて置き、それに酒を注いで、媒約人の合圖と共に一同同時に乾盃するやうに改めるのが宜しいのであります。

(二〇)結婚式は人生の一大禮でありますから、其の儀式は十分鄭重に舉行して生涯の愉快なる好記念とすることが必要であります。然るに若し其の儀式が豫定時間より遅れることある時は、他人に迷惑を掛け且つ自分自身にも一生の不要を取ることになるのでありますから注意すべきであります。

大神宮其の他結婚式を行ふ會館に於いては、一日十五日土曜、日曜と云ふやうな日には結婚式の申し込みが平日よりも多數であつて、一日に十組以上も行ふことが珍しくありません。斯くの如き日に於いて午前十一時に會館で式を擧げるこ

とに豫定した場合、若し新郎・新婦の内一方が十分遅れて十一時十分に式場に到着したとすれば、其の豫定時間を變更して十一時三十分としなければならぬとしてもそれでは次ぎの挙式豫定時間と衝突する爲め、其の式を其の中間に挿入するわけにゆかず、結局最後の午後五時に廻されるやうな不都合を生ずるのであります。又此の場合披露會を當日他の場所に於いて午後五時より開く豫定となつて居たならば、多數の招待客に對して甚だ迷惑を掛け非禮に陥るのであります。故に斯くの如き點については深く注意すべきであります。

(一) 新郎・新婦二人の結婚の記念寫眞に、向つて右側に新郎が立ち、左側に新婦が立つて居るのは、其の位置を誤つたものであります。



新郎・新婦二人の結婚の記念寫眞に、向つて右側に新郎が立ち、左側に新婦が立つて居るのは、其の位置を誤つたものであります。

新郎・新婦二人の位置は向つて新郎が左、新婦が右であるのが正しいのであります。又よくある誤りは、新郎の服装で、新郎がモニングコートに白のネクタイをつけたら、白革製の手袋を用ひたりすることであ

ります。(服装の部参照) 結婚式に参列者一同が新郎・新婦と共に記念撮影をする場合、新夫婦を中心として中央部に置くべきを、離れ／＼に置いたり、隅に置いたりするのは誤りであります。結婚式の記念撮影は参列者一同が新郎・新婦を中心とし之れを圍んで撮影することが作法であります。

(二) 結婚披露會の席上、新婦が中座して色直しと稱して着換をなすが如きは、作法上から云つても失禮となります。又新婦が角隠しを使用することは無意義であります。一體に婦人が結婚式には必ず高島田に結ぶべきもののやうに考へるのは間違つてあります。

(三) 豪華な披露會を開いて朝野の名士を集めることを誇りとし、新郎・新婦二人の平素深交ある人々を招待しないのは間違つた仕方であり、また披露會は質素にして新郎・新婦の披露を目的とすべきであります。故に披露會は粗末なる茶話會にでも折詰會にても差支ありませんから、なるべく新郎・新婦二人が平素深交ある友人知人等を多數招待して出席を請ふ事が肝要であります。

又披露會とは別に、廣く一般の知友及び出身學校、同窓會、勤務關係等に結婚の挨拶状を差出すことが必要であります。

(一四)披露會に於いて媒約人が新郎・新婦の紹介を行ふに當り、新郎に重きを置いて新婦を軽くするのは誤りてあります。

世間では往々如上の弊に陥り易いのでありますが、新郎・新婦の紹介は均等である事が必要であります。然るに男子側のみを稱揚して女子側に言葉を費すことの少い時は、參會者に恰も新郎のみ卓絶した秀才であつて、新婦がこれに劣るが如く感じさせる憾みがあるのであります。結婚式の改善に於いて注意すべきことの一であります。

(一五)世には結婚式の意義を誤解して、民法の定める所によつて婚姻届をなす事を主とせずして、三々九度とか他の披露の宴會を開く等の事のみを以つて眞の結婚式なるかのごとく考へて居る者が甚だ多いのは遺憾なことであります。

結婚式は如何に盛大に舉行しても、其の式を擧げたのみでは内縁の夫婦であるに過ぎずして、眞の夫婦と言ふことを表向きに認める事が出來ないのであります。故に此等の誤謬に陥らないやうにするには、雙方共結婚式前に戸籍謄本を取り寄せ置き、此等によつて婚姻届を認め置き、結婚式當日これを戸籍役場に届け出る手

續をなす事が結婚法の第一要義であります。(民法の規定によれば、満十七才以上の男子・満十五才以上の女子は其の父母の同意を得て結婚をなし得、猶滿三十才以上の男子・満二十五才以上の女子は父母の同意を得なくても結婚をなし得ることになつて居りますが、道徳上からいへば、年齢の如何に拘はらず、父母の同意を得ることが肝要であります。)極端に云へば、此の法律上の婚姻届の手續さへ完了すれば他の式は行はなくても國家はこれを眞正の夫婦と認めるのであります。

(一六)結婚式後新夫婦が両親に對して結婚の挨拶を行はなかつたり、産土神社や祖先の墓所に參詣してこれを報告することを怠つたりするのは非禮であります。

新夫婦は結婚式後相携へて両親の膝下に至り、結婚の挨拶を述べ、今後の指導を願ふのが肝要な禮であります。然るに親子の間柄であるからと云つて之れを怠るもののあるのは不注意であり、誤りであります。猶両親亡き場合は、其の墓所に至つて報告すべきであります。又産土神社及び祖先の墓所にも參詣して之れを報告することが大切なる禮であります。

(一七)親戚・友人・知人等より結婚の通知を受けた場合、之れに對して満腔の祝意を

表することを忘れて、徒らに祝品を贈ることに苦心するのは本末を顛倒した間違であります。

親戚、知人、友人等の結婚式及び披露會等に招待を受けた時はなるべく都合を繰合せてこれに參會し、真心を籠めて新婚者を祝福する事が禮であります。又招待を受けなくても、其の通知状を受けた時は、之れに對して真心よりの祝意を表すべきであります。然るに親戚、知友より結婚の通知を受けた場合、先づ第一に祝品の贈物に苦心する者が多いやうであります。其の新婚者に對して祝品を贈るとか、贈らないとかに苦慮することは全く別問題なのであります。假令葉書一枚でも祝賀の誠意は立派に通ずる事が出来ず。著者が新婚者に贈る祝詞は何時も繪葉書を以つてし何時も同じ文句であつて、謹みて兩君の結婚を祝し、併せて世界無二の幸福なる家庭を經營されん事を望む。といふ意味を申し贈るのであります。結婚を祝する贈物に高價品を競ひ、虚禮虚飾に陥ることは避けねばなりません。結婚を祝する爲めに若し贈物をするとなれば、金高の多きを主とししないで、其の本人の結婚したる好記念の記憶となるものを選ぶことが肝要であります。それで品物でなくても祝辭でも歌でも詩でも繪畫でも其の趣旨を籠めた物品を贈る事

が一層意義あることでもあります。祝品として不可なるものは、形質の破壊し易きもの、色彩の變じ易きもの等であります。要するに價格は高くなくとも永く保存使用に堪へ得るもので、形質、色彩に變化の少いものを尊ぶのであります。更に言を換へて言へば、金錢の價格は如何に低くとも、誠意、真情の籠つたものが尊い祝品であります。又祝品を受けた新郎、新婦は必ずしもこれに對する返禮をすることを要せずと生活改善同盟會に於いては決議して居る位であります。

結婚式の際記念の撮影をした寫眞は媒妁人は勿論、親類、友人、知人等格別親密なる者に對してこれを贈るのは意義あることでもあります。

(一八) 結婚式に參列したり又は披露會に出席したりした場合には、其の言語を慎まなければ、往々人の感情を害し、失禮に陥ることがあります。

結婚式に參列するとか又は披露會に出席するとかした場合は、當日の忌語として居る、去る、離る、別る、切るのくうすいさめる、無縁返す、戻す等の言葉を發しないやうに注意することが禮であります。然るに此等は要なき迷信的行爲であるとして排斥する者がありますが、斯くの如き何等害なき迷信は先方の感情を害さぬ爲めに之れを守るのを却つて禮とするのであります。

(一九) 結婚の印に寶石の入らないかまぼこ型の指輪を交換したり、結婚式を挙げた記念に寶石入りの指輪を交換したりするのは、共に誤りてあります。結婚や結婚の際、其の印とし或は記念として指輪を交換する風習は、西洋から輸入されたものであります。そして漸次盛んに行はれて來ましたが、我が國では兩者を混同する誤りに陥る者が中々多いのであります。



上は結婚指輪  
下は婚約指輪

結婚指輪は結婚の代りに交換し、寶石入りのものでなければなりません。そして結婚指輪は結婚式の時に交換し、かまぼこ型で石の入らないものであります。兩者共に内側に婚約又は結婚の年月日と自分の名とを彫つて贈るのが正しいのであります。指輪の材料は兩者共に變色しない金か白金を用ひ、又婚約指輪の寶石も途中で變色したり或は光線の加減で絶えず變色するもの(オパールとかアレキサンドル)等を選ける注意が必要であります。

婚約及び結婚記念の指輪を租末に取扱つて紛失したり、又は他の指輪をはめて此等の指輪をはづしたりするのは、非禮であります。此等は夫婦間の愛情に疑を

抱かれても仕方がない行爲であります。

故に婚約及び結婚記念の指輪は生涯の好記念として大切に保管し之れを鄭重に取扱ふべきであります。

(二〇) 新婚旅行に立つ新夫婦に對して其の行先を尋ねたり、これを停車場や波止場等まで見送つたりするのは、間違つた親切であります。

新婚旅行者に對しては其の社會に門出する行動を獨立自由ならしめる爲めに行先を尋ねたり、或は停車場等に見送つたりしないのが禮とされてゐます。

### 三〇、間違つた公衆作法

公德心及び公衆作法に關することは各章に於て其の必要と認めたる場合これに織り込んで記載しましたけれども、其の漏れた事項を特に本章に蒐録しました。但し多少重複する點があるかとも思ひます。此等の場合は互に對照せられるやうにしたいのであります。

時代の進歩に伴ひ社會的公共生活が益々盛になつて來ましたが、これを圓滿に行ふ爲めには國民各自が益々公德心を涵養して、公衆作法の心得を深くすること

が必要であります。我が國民は古來の習慣上個人的の道德觀念に強く且つ個人同志の禮儀作法に醇いのに、反して公德心と公衆作法との觀念に乏しく、これを歐米人に比較して劣つて居る爲めに、歐米人が我が國民を評して日本人の道德觀念の強くして親切心深く、禮儀作法に醇いのは威服に價するけれども、公德心と公衆作法とに缺けて居る點は惜しむべきであると云つたのは遺憾な事であります。故に我が國民がこれ等の缺陷を補正せんとするには、各自が公德心を一層深く涵養し公衆作法の實行に努めることでもあります。他人はどうかあつても自分さへよければ善いといふ考は時代遅れの我が儘な考と云はねばなりません。歐米人は社會生活によく慣れて公衆作法に熟達して居ることは、我が國民のそれよりも勝つて居る點であります。公共の爲めに設けられた建物を始め其の他すべての公共物を尊重愛護する念は甚だ強いのであります。例へば公園を清潔に保つことに注意し、其の中の樹木花卉遊嬉に關する器具又は市内の街路樹等を愛護する等他人の自由幸福を妨げざることに注意して居るのであります。

文部省に於ては公衆作法の精神を普く國民に徹底させん爲め公衆作法綱目(左記)を定めて發布せられた上、公衆作法を骨子とした東京見物と題する映畫を製

作して世に發表し、公衆作法の涵養に勉めて居ります。(著者も其の製作に參與したのであります)而して該映畫は公德心を無視したり間違つた公衆作法のあらん限りを振舞つたことを映畫に表はして其の反省を促がした趣旨のものであります。故に公衆作法を研究せんとする讀者は、該映畫と左記綱目を一覽一讀して參考の資に供せんことを望みます。又之れとは反對に正面から正しい作法の標準たる基本動作を示さん爲め、國民標準作法を映畫に製作(著者亦是等の製作に參與したのであります)して發表せられました。作法研究に志ある讀者は一覽せられるやうに望みます。

生活改善中央會の社交儀禮調査部委員會に於て社交儀禮に關する改善主義の諸綱目を調査研究しました際、著者も亦其の委員の一人でありました關係上、其の決定の事項中公衆作法の綱目を左に記載して參考に供します。

### ○文部省調査公衆作法綱目

#### 第一集 會

一、儀式講演其の他一般集會には相互に時間を尊重し兼め開會の時間を定めて之を勵行し已むを得ざる場合の外開會の挨拶終るまで退場せぬこと

三〇 間違つた公衆作法



- 二、會場に於て着席する際は最前列の席より順次に着席し、妄りに席を譲りて時間を空費し或は先を争うて秩序を亂すやうなことをせぬこと
- 附 司會者は豫め座席を定め置くこと
- 三、儀式講演その他一般集會の席に於ては妄りに戸を開閉し歩行に音を立て或は談笑して静肅を破り殊に惡罵・嘲笑・喧嘩等集會の妨げとなる様なことをせぬこと
- 四、會場内に於ては帽子を戴き或は外套・襟巻等を纏はさること
- 但し特別の場合には此の限りにあらず
- 五、劇場審席等に於ては前項に準じ男女席は嚴重に之を守り風紀を紊さぬやうにすること
- 附 場内に於ては妄りに飲食・喫煙せぬこと

第二 會食に就て

- 一、會食には成る可く食卓を用ひ簡易を旨とすること
- 二、主人又は其の司會者は豫め來會者の席次並に次第等を定め置くこと
- 三、會食には服装及び身體の清潔に注意し且つ容儀を亂さぬやうにすること
- 四、食事中の身邊及び器中を取亂し或は食事に音を立て妄りに他人の前に手を伸して物を取り或は卓上に肘をつく等の行爲を爲さざること
- 五、食事中談話は用語話題等に注意し相手に不快の感を與へぬ様にすること
- 六、盃の交換を廢し舉盃を以て之に代へること
- 七、會食に際し餘興をなす場合には其の選擇に注意し成るべく食前食後に於て之をなすこと

第三 通行に就て

- 一、街路通行の際は規定の側を通り又人道車道の區別ある場合は之に従ふこと
- 二、道路は常に清潔を保ち妄りに痰唾を吐き不用物を棄てぬ様にし掃除はなるべく塵埃を立てぬ様に注意すること

- 三、交通頻繁の場所に兒童を遊ばしめぬこと
- 四、道路に於て妄りに立止まり或は多人數横列にて通行を妨げぬ様にすること

第四 乗船車に就て

- 一、船車に昇降する際は先を争はず順番に従ひ敏速にすること
- 二、船車雜沓の場合には常に弱者を扶け席を譲る様にし譲られたる者は相當の禮を以て受ける様にすること
- 三、船車内に於て妄りに席を廣く取り或は容儀を崩し肌を露はし或は塵埃を起てる等總て他人に迷惑を及ぼし不快を感じしめる様な行爲をなさざること
- 四、船車内に於ては携帶品の整理に注意し且つ身邊を不潔にせぬ様にすること
- 五、船車内に於ては高聲に放歌したり卑猥の談話をなさぬこと
- 六、船車内に於て妄りに喫煙し或は不用物を棄て又は痰唾を吐かぬこと

第五 公共物に就て

- 一、公共物は大切に取扱ひ殊に圖書館の書籍の如きは鄭重にすること
- 二、公園・社寺・會堂等其の他一般に開放されたる場所に於ては清潔を保ち妄りに樹木を折り草木を損し又は禁止されたる土手、芝生等に立入らぬ様にすること
- 三、公共用水道及び用水は濫りに使用して他人に迷惑をかけぬ様にすること
- 四、公衆の浴場に於ては湯水を汚し或は之を濫用する等凡て他人に迷惑を及ぼさざること

○生活改善中央會調查公衆作法綱目

公衆作方に關する事項(生活改善中央會調查決定事項)

- 一、停車場・劇場・寄席等公衆が順々に用を辨すべき場所では嚴重に秩序を重んじ、順番を亂さぬ様にすること
- 二、群衆雜沓の場合には常に弱者を扶け、幼者・老人・婦人等に對して力めて路を避け席を譲る様にすること。
- 三〇、間違つた公衆作法

- 三、汽車・電車・寄席・劇場・會堂等で他人に迷惑を與へ不快を感じしむる如き行爲を慎むこと。
- 四、公衆出入の場所でありに不要物を捨てたり、痰唾を吐いたり、或は禁止の場所で喫煙したりせぬ様にすること。
- 五、集會の時刻は多数者の都合を考へて定め、開會の時刻に掛値せず、且つ時刻に遅れぬこと。
- 六、會食には特に服装及び身體の清潔に注意し、且つ食事に音を立てぬ様にすること。
- 七、儀式・講演等の席では妄りに戸を開閉し歩行に音を立て或は談笑して静肅を破ることなき様心掛けること。
- 八、街路通行の際は車道・人道との區別に従つて必ず左側を通行し、交通頻繁な場所では兒童を遊ばせたり多数横に並んで歩いたりして通行を妨げぬ様注意すること。

公衆作法に關し注意すべき點を左に擧げて見ませう。

(一) 電車・汽車等に乗降するに我先にと他人を押しつけて先を争ふのは自分勝手  
の行動であります。

汽車・電車に乗る時は降りる人を先にして、乗る人は順次に静かにすれば、少しの  
混雑することもなく、却つて時間も早く、お互に氣持よく乗ることが出来ます。

(二) 乗船券・乗車券・劇場其他觀覽物の入場券を求める時又は入場する時順序を  
正さず我先にせんとすること及び釣銭を要する貨幣を差出す如きは我が身  
勝手の行爲であります。

斯くの如き場合は先に來た者から順次に並んで静かにその窓口に至つて求め  
るやうにすれば、混雑を防ぐことが出来ます。又その乗船車券及び入場券料等は

豫め用意して釣銭を要せぬやうにすれば、混雑を防ぐことが出來て自他共に便利  
であります。

(三) 船車内に於いて濡れたり汚れたりした雨具を着た儀他人の席に割り込んだ  
り又は不潔な見苦しい物や臭氣ある物等を携へて他人の前に立塞がるなどして、  
他人の迷惑を省へりみないのは公衆作法を辨へぬ者の行爲であります。

斯くの如き場合は數人の不注意の爲めに同乗者一同に迷惑を掛けますから濡  
れたり汚れたりしてゐる雨具着用者は、之を脱いで手に持つべきであります。其  
の他見悪い物や臭氣ある物や濡れたり汚れたりした物の着用者は、一同の席から  
離れた所に居るか、他人に不快の念を與へぬやうに注意することが大切でありま  
す。

(四) 公園等に設けてある腰掛けや運動器具等の公共物を我が物顔に、我一人何時  
までも専有したり、又亂暴に取扱つたりするが如きは、公德を無視したもので  
あります。

公共の營造物たる公園とか又その中に備へつけてある器具は公共物でありま  
すから、我が個人の所有物よりも一層大切に取扱ふ心掛けがなければなりません。

そして此等の物は公衆相互に共同して使用するやうに、自分一人のみ使用したりせず互に譲り合つて使用するやうにすべきであります。

(五) 神社・佛閣・公會堂その他の壁扉等に落書きしてあるのは、古來の迷信に捉はれた習慣によるものでありませうけれども、現代の人々の眼には極めて不快に映るのみならず、不法であり不道徳であります。

從來我が國民には落書の習慣があつてその落書きすることを不徳義とか不法とか威せないのみならず、却つて記念を残すものかのやうに思つて、神社・佛閣に參詣すればその記念に殊更に自己の住所姓名などを書き残したり、公會堂其他新しく壁や扉等が出来た場合に落書きすることを、一種の楽しみやうに思ふ悪習慣があることは、一日も早く矯正せねばならぬことであります。

(六) 公衆便所共同便所の清潔を缺くことは、その使用する當人が不快を感じるのみならず、其の國民の品位の低いことを現はすものであります。

個人の住宅の便所でも公衆便所或は共同便所でも其の便所内の有様を見れば、その使用者の品位を推し計ることが出来ると云はれて居ります。各自がよく注意して使用すれば此等の缺陷を除くことが出来ませう。故に便所を使用する者

は自分が汚したと他人が汚したとに拘はらず、其の便所を去る前に後の人の便利を考へて慮置することが大切であります。此等の習慣を養ふには幼少年の時代から家庭で注意することが必要であります。

(七) 集會の時間人と面會の時間勤務先に出る時間社交上招待された時間等はよく約束を守り、豫定より遅れて他人に迷惑をかけることのないやうにせねばなりません。

公衆作法の第一着は時間を嚴守することであり、故に定つた時間に遅れる事は不法ばかりでなく先方に迷惑をかけ且つ我が信用を落します。

(八) 我が住宅から向三軒兩隣りを始め其他の近隣同志吉凶に關して同情を共にせざるは間違つた考であります。

近隣同志は相互に日常親切に交際することが肝要であります。「遠い親類より近い他人」と云ふ諺があります。近隣の人々と互に親しく交際をして助け合ふことは必要であります。この理由よりして轉居した場合は戸主が名刺を持つて其の近隣を訪問し挨拶を述べるのが作法であります。又先方から訪問を受けた時は之に對して名刺を持參して答禮の挨拶をすべきであります。引越蕎麥を配る

配らの等は其の地方の習慣によらねばなりません。

(九) 總て近隣の迷惑になる事は自己の慾望を制して慎まねばなりません。

近隣に重病人が有る場合、ラジオ、蓄音器、樂器等を音高く鳴らし、或は高聲で談笑したりすることは遠慮すべきは勿論、假令病人無き場合でも、早朝夜分遅く雨戸の開閉に音を高くさせたり音讀したりするやうなことは、近隣の安眠を防げることでありますから注意することが肝要であります。殊に不幸等のあつた場合は極めて静肅にして哀悼の意を表するのが禮であります。必要ある場合には相當の手傳ひをなすべきであります。餘り用も無いのに押しかけて行つて食事の厄介をかけたりすることは慎まねばなりません。

(一〇) 自家に飼養する鳥獸等の爲めに、近隣に迷惑を掛けるのは心なきことであります。

自家の飼養する鷄、鶩、犬、豚等が近隣の邸内に入つて庭園を荒したり汚したり、迷惑を及ぼした時は、先方から何の苦情を聞かずとも、此等は公衆作法の趣意をよく考へて適當の處置を取るべきであります。

(一一) 諸儀式、講演會、其他諸種の集會に出席した場合、司會者或は係員の指圖を

待たず勝手に所構はず着席するのは不作法であります。(殊に最前列は然るべき人の豫定席となつて居る場合は注意を要します。)されど講演會等の場合司會者の指圖あるに拘はらず前方を多く空席にして後方にのみ集まるのは、却つて禮儀に外れた行爲になります。

本項の如き會場に出席した場合着席する時、司會者或は係員の指圖に従ひ先着者から静かに着席して、空席を存せざるやうに相互に注意して座席を整理すべきであります。然るに妄りに席を譲つて時間を空費したり、又はその反對に先を争つて秩序を亂し、司會者に迷惑をかけその上に一般出席者に、不快を與へるやうな如きことは不作法であります。

殊に最前列に着席することは司會者から特別に指定なき限り遠慮するのが禮であります。(普通の場合には第一列から順次につめて着席しますけれども)何故ならば最前列の席はその會に出席者中高位者若しくは先輩者が着席するやうに指定されることがあるからであります。

(一二) 博物館、博覽會、共進會、展覽會等を觀覽する場合に、其の陳列物に妄りに手を觸れたり汚損したり或は參觀者多數の爲め雑沓したりする場合に、己れ一

人一個所に長く俾つて、他の観覧者の迷惑するのを顧みざるが如きは不作法であります。

本項の如き各種の陳列物品を観覧する場合は、其の陳列の物品に手を觸れたりしないやうに注意すべきは勿論、終始静肅を保ち秩序を乱さぬやうに、又は他人の妨げとならぬやうに注意すべきであります。

(二三) 圖書館に於て借り受けた圖書を汚損したり、書入れしたり、又は圖書を閲覧の際音讀したり、談話したり、高い足音で出入するが如きは、間違つた行爲であります。

圖書館は多數の人が思ひ／＼に各種の圖書を閲覧して、研究の資料に供するを目的とする場所であり、ますから、閲覧中は終始静肅を守り足音高く出入したり、音讀したりする等は注意すべきであります。この意味を擴張すれば頁をまくるにも、鉛筆を削るにも總べて静肅を破らぬ様にすべきであります。歐米の圖書館には如何なる人でも寸暇ある時其所に入り圖書を閲覧して自身の職業位置を向上させる資料に供し、或は高尚なる娛樂として居ます。そして多くの圖書館は殆ど開放の姿で、閲覧者は圖書目録を見て自由に圖書を取り出して、之を閲覧し、讀み終

つた後は再び自ら元の場所に納め置くやうになつて居りますが、その間に圖書の破損紛失などは殆どなく、況んや出入に靴音を立てたり音讀したりするやうな事は、絶対にないと云ふことであります。

(一四) 音楽會、寄席、劇場等に亂雑な服装の儘出席したり、時を構はず我が座席を離れたり、又は其の演藝を賞讃するに、妄りに大聲を擧げたり、或は其の席で飲食したり、化粧をなほしたりするが如きは、何れも不作法であります。

本項の如き場所に於て其の座席に等級があつたり男女の區別が有つたりする場合は之を誤ることなく、靜かに指定の席に着くべきであります。そして服装は如何なる人と隣席してもその近傍の人々の迷惑にならぬやう、相當の服装をなすは勿論、観覽中は終始静肅を守り私語談話等を慎み、殊に大聲を發して、褒めたり、又は時ならぬ折に、妄りに拍手したりするのは慎むのが作法であります。殊に音楽會等に於てはその順序書の紙をまくる音をさせるさへ慎むべきであります。況んや會場内で飲食したり、喫煙したりすることは絶対に慎むべきであります。(一五) 途上聯隊旗及び葬式の通過に出逢つた時は一寸歩行を停めて敬意を表せざる者は非禮であります。

聯隊旗即ち軍旗は我が陸軍の精神であつてこの聯隊旗は長くも 大元帥陛下から賜つたものでありますから、國民一同はこの軍旗の通過に出逢つた場合は、必ず歩行を停め慎んで敬意を表すべきであります。又葬式に出逢つた場合は、其の知るところに拘はらず、その棺に對して靜かに敬意を表することが禮であります。此等の場合に敬意を表せざるは非禮であります。

(一六) 他人の室に人らんとする時は、必ず其の室内の人の許可を得た後にすべきであつて、若し之をせぬ時は非禮となります。

他人の室に入らんとする時それが日本座敷ならば、その室の前で御免下さいとか御免遊ばせとか入りましても差支へございませぬか等の言葉をかけ、室内より應答あるを待つて靜かに入るのであります。又洋室の場合は入口の扉にノックして室内よりの應答を待つて入るのであります。室内から差支へない旨の應答があつたなら、御免下さいとか、御免遊ばせとか言葉をかけて靜かに入るのであります。之は便所に入る場合も、だしぬけに入口の戸を開かず最初ノックして、便所内に人なきを確めて後靜かに入るべきであります。入つた後は内部から鍵をかけるべきであります。浴室に入る時も同様な手続きをして後にすべきであります。

ます。

(一七) 廊下を通過したり階段を昇降する場合に、足音を高くさせたり、疾走したりすることは、野卑な行爲であります。

歩行は途上でも落着いて靜かになすべきであります。殊に室内の廊下や階段等に於ては、高き足音をさせないやうに注意することが肝要であります。

(一八) 船車内で公衆の前をも憚らず婦人が胸を露けたり、哺乳したり、コンバクトを出して化粧をしたりするのは非禮であります。

我が日本人は、幼兒に哺乳する爲め人前で皮膚を現はしたり、鏡を見たりすることを非禮と思はぬ風があります。歐米人はかやうなことを非常に恥辱と思つて居りますからかかる不作法を見ては慥感するのであります。

(一九) 浴場に入浴したり、食堂に入つて食事したり、旅館に宿泊して、世話になつたり、船車の車掌給仕或は自動車の運轉手等に勞をかけたる場合、慰勞感謝の言葉を言ひざるは不作法であります。

紳士淑女は其の事の大小輕重に拘はらず人の世話になつたり、勞をかけたりました場合には、必ず御苦勞とか有難う等の言葉を發するのが禮であります。

(二〇) 宴會の場合に於て主客の挨拶をなすべき時は、その宴會の性質により自然に定つて居るのに、その例によらざるは非常識であり非禮であります。

日本食の宴會の場合は其の座席の全體に配膳が揃つた時に主人は簡単な挨拶をなし、主賓も之に對して相當の挨拶をなし、然る後に始めて箸を取り食事にかかるとあります。

洋食宴會の場合は、主客が食卓に着き食物が各自の食卓に運ばれた時は、愉快に之を食し、デザートコースの場合に至り、主人は起立してその當日の挨拶をのべるのであつて、主賓も同時に之に對して相當の挨拶を陳べるのであります。

支那食の場合にはその宴會に供せられる料理の中最も上等なる肴が出た時に、主人及び主賓が挨拶をするのであります。普通鱸の鰯の料理が運ばれた時にします。鱸の鰯が出ない時は、燕の巢の出た時にすることになつてゐます。

以上の外はその當日主人より特に來客に向つて請求なき場合、來客は演説挨拶等を妄りにしないのが禮であります。

(二一) 食堂に入る時、その前洗面所に、入つて手を淨めなかつたり、頭髮、服裝等を整へなかつたり、又食堂に入つても食事の際にキヨロ／＼周囲を見廻したり、

口や咽喉の音をさせたりするが如き行爲は、何れも非禮とされて居ります。宴會に出席の際食堂に入る前には必ず洗面所に入り手を清め、頭髮を櫛り、服裝を整へることが一般の禮となつて居ります。

また食事中は靜かに談話しながら愉快にすると共に食物を咬む時に口の音をさせたり、吞み下す時に咽喉の音をさせたりせぬやうに注意する事が禮儀であります。

(二二) 官衙、公署、學校、銀行、會社、病院等に職務を持つ者は、各々其の服務規律を守り、誠心誠意を盡くすべきに、苟くも之を怠る者は忠實な精勤者と云ふことは出来ません。

以上の職務にある者は、我が勤務する當該官廳役所、銀行會社等に規定せられたる秘密を嚴守し得る徳操を確實に保つべきは勿論、其の職務は公務なることの責任を理解し、一身を捧げて盡くすべき覺悟決心あることが必要であります。總て何れの職務に従事する者にも、當面の我が職務を最上のもものと自覺し、愉快に一種の興味を持ち、其の職務の成功を無上の樂みとなし、全身全力を傾けて忠實に奮勵すべきであります。

(二三) 前項に勤務する者が一般の民衆に對し尊大の態度で應對することは心得違てあります。

前項勤務者が今尙舊時代の官尊民卑的思想に捉はれ、一般の民衆に對しても兎角官僚主義を發揮し横柄な言動をなす者があります。例へば官衙公署等に民衆の或る者に出頭を求めた場合、其の本人は正確に所定の時刻に出頭して居るに長時間待たせたり、其の應對振りが極めて不親切であることは國利民福を計るべき忠實なる官公吏職務の本旨に違背した行爲であつて速に改善すべきであります。

### 三一、禮儀作法の要旨

如上三十一項は日常の禮儀作法上吾人がうつかりして間違つて居ることや間違ひ易いことを著者が氣附いたまま列擧したのでありますが、本項には正しい禮儀作法の要旨はどんなものであるかを結論として簡単に説明することにしました。

世間には禮儀作法を窮屈なものやうに考へて居る人が中々尠くありません。併しそれは禮儀作法が何であるかといふことをよく理解して居ないからであります。

禮儀作法の眞髓は人を愉快にし、人に便利を與へて之れに満足させるにあります。ですから如何に其の形式が整つて居ても、人に窮屈を感じさせ、不便を與へたならば、それはよい禮儀作法ではありません。

人に愉快と便利とを與へ、満足せしむるには、己れを空しうして他人の爲めに奉仕する高尚な精神がなければなりません。即ち此の犠牲的精神こそ禮儀作法の根本となるものであります。

作法とは吾人が日常生活を正しく行ふことをいふのであります。然るに「私は至つて作法に縁遠いものであります。」とか「私は極く不作法者でございます。」等といつて、作法とは吾人の生活を離れて何か別に一種の高尚な道德か藝術かのやうに考へて居る者がありますけれども、實際はさうではなく、我れ々々が食事する間も歩行する間も物事を研究して居る間も運動する間も遊戯・娛樂する間も寢て居る間も、行住・坐臥何時も作法生活でないものはなく、道德生活でないものはありません。故に今は勉強して居る時だから作法から遠ざかつて居るとか、唯今は休息時間であるから作法から離れてもよいなどと考へるのは間違つて居ります。といつて一言一行行住坐臥寸時の餘裕もなく常に窮屈な作法に縛られて居るな



どと考へることも亦誤りであります。作法は決して人を束縛する形式ではなく、却つて我れ々々の精神を伸びくならしめ、そして我れ々々の生活を便利ならしめ、安樂ならしめ、愉快ならしめるものであります。

人と人とが交際する上に禮儀作法を守らなかつたならば、永く其の圓滿な交際を續けることが出来ないと同様に、社會生活をなす上に公衆作法が正しく行はれなかつたならば、社會の秩序を保ち、人々が愉快に生活することは出来ません。公園に紙屑が散らばつて居たり、公衆便所が汚れて居たり、船車内で傍若無人に振舞ふ者があつたりしたならば、何人も之れを見て不愉快に感ぜぬものはないでせう。かく社會生活が發達して人と人との關係接觸が複雑になればなる程、禮儀作法の必要を痛感するのであります。故に自己の精神を常に明るく快活に持てることは、禮儀作法上眞に大切なことであります。

## 明治天皇の御製に

さしのぼる朝日の如くさはやかに、

もたまほしきは心なりけり。

## 昭憲皇太后の御歌に

朝毎に向ふ鏡にくもりなく、

もたまほしきは心なりけり。

實に此の御製と御歌の如くさはやかにくもりのない高尚爽快な明るい心を常に持つやうにありたいのであります。又ムーデー曰く、「人生第一の寶はニコ／＼した笑顔、即ち輝いた気分は富よりも力強く、ルビーよりも高價な寶である。」と、又曰く、「人間は神が薔薇に刺を持たせたと苦情を云ふが、寧ろ刺に薔薇の花を咲かせたことに對し神に感謝すべきである。幸福の秘訣は明るい方面を見るにある。」と。又米國人が日常生活上の目標として居ることは、知ると知らざるとに拘はらず會ふ時と別れる時とは相互に微笑を交換するといふことであります。之れが爲めに米國人は非常に精神が快活となり、仕事の能率も上るやうになつたこととであります。此の快活な明るい心を以つて人に接すれば、相手の人も必ず愉快に感じ、溢面をつくつて居た者も笑顔をひけるやうになるものであります。作法の秘訣は實に此處に存するのであります。諺に笑顔は人の寶、又笑ふ門に福來るとは味ある語であります。

「氣轉の利く事は作法上の一要素であります。彼の清少納言が一條天皇の後の

宮の「香爐峰の雪は如何に」どの御言葉を承るや直に起つて御前の簾を撥げたるが如きは餘り有名な話であります。之は即ち白樂天の詩に「香爐峰雪撥簾看」あるより思ひ付いた清少納言の氣轉であります。作法上氣轉が利かぬ時は、其の形式に拘泥して人に窮屈を感じしめ、又は先方を赤面せしめることさへあります。故に作法を行ふには氣轉を利かせて何でも相手の者が氣持よく愉快に感ずるやうに、所謂痒い所に手の届くやうにする事、即ち相手の欲する所を推察して其の希望する所を満足させるやうにする事が肝腎であります。

昔太田道灌が野に鷹狩して、驟雨に遭つたとき、民家に入り一少女の琴を弾じたるに簾を借らんと申し込みましたところが、其の少女は我が庭園に咲いて居た山吹の花一枝を盆に載せて言葉もなく道灌の前に捧げ、七重八重花は咲けども山吹のみの一つだになきぞかなしきの古歌の意を以つて答へたといふ話は、禮儀作法上よりみても亦一訓話となるのであります。即ち道灌と一言をも交へずして一枝の山吹の花を以つて答へた少女の行爲は、貴人に對して直接話し掛けることの失禮であることと同時に男女間の慎みを示した禮節に厚い行爲であります。大槻磐溪の詩に「孤鞍衝雨叩茅茨、少女爲贈花一枝、少女不言花不語、英雄心緒亂如絲」。

とあるのは實に當時の實況を寫し得た妙言であります。

作法は精神を修養して沈着な氣風を養ふことが大切であります。精神が落着いて居ないと知つて居ることでも間違ひ易く又粗忽をすることがあります。而して精神を落着けるには、偉人名士英雄豪傑賢婦烈女等の精神を籠めて作つた詩歌を吟詠するのが最も宜しい方法の一つであります。

先年高松宮殿下同妃殿下歐米御外遊の際は、畏くも高松宮殿下には我が日本の紳士道を、同妃殿下には淑女道を世界各国國民の眼前に御發揮あそばされ、世界中の賞讃の的と成りあそばされたのであります。就中妃殿下の御高尚にして奥床しくしかも御快活なる御態度は萬人の尊敬景慕を御一身にお集めあそばされると共に、印度洋の荒浪にも更にひるませたまはず、平素と變ることなき麗はしき御けしきを拜し奉つたといふ其の御修養の深い御立派な御態度は、世界各国國民の齊しく驚嘆し奉り、實に淑女の模範と賞讃し奉つた次第であります。妃殿下御外遊の新年勅題に對し、あらしにもなみにもたへておほいはの、うごかぬすがたをしかりけり。」と御詠じ遊ばされましたが此の御歌の通りに印度洋上に於いて御實行遊ばされた御事と拜察し奉るのであります。

我れ々々は生後もの心覺えてから棺の中に入るまで、一分間も油断なく修養して人格を向上せしむることと其の人格を美しく外部に發表する上に作法を洗練する事とは一生の最も大切な責任であります。語に「桃栗三年柿八年達磨は九年我れは一生」とあるを深く服膺すべきであります。而して紳士淑女とは學徳が兼備して居ると共に作法を辨へた圓滿な人格を有する人を指すのでありますから如何に其の精神が高尙であつても之れを正しく外部に發表する作法を心得ない時は、其の言動が野卑になり、圓滿な人格と言ふことは出来ないのであります。

作法の要は實行にあるを以つて、口で言ふよりも我が誠意眞情を優美快活なる言語動作によつて發表することが肝要であります。故に其の精神なくして形式のみを行ふ作法は虚禮であり、死禮であると云ふべきであります。

作法の要は優美に快活に實行するにあるから朝夕の一言一行と雖も眞善美聖の理想に外れないやうに注意することが肝要であります。そして其の作法は吾人が生活上當然なすべきことを行ふに過ぎないのであります。併しこれを敏捷に上手に美しく行ふのを尊ぶのであります。

常にニコ／＼として愛嬌と快活の情に満ち、同情の念深く、他人と歩調を同一に

なし得る人は作法がよく分つて居る人であります。ガンヂー曰く「人は同胞の福祉の爲めに盡くす度合に應じて人格が偉大となるものである云々」と。又ガンヂーは、人に對する場合、サンクチュ(有難う)ゾリース(何卒)ソリース(氣の毒)の三つの精神を常に念頭に置きと言つて居りますが、此の三つの精神こそ即ち作法を行ふ上に忘れてはならないものであります。何人に對してもつねに親切丁寧で同情の念に富むといふことは實に作法の出發點ともいふべき大切な心得であります。此の精神があつて始めて相手の人を眞に愉快にすることが出来るのであります。人生最高の美は婉麗なる容貌にあらず、寶石にあらず、美服にあらずして、立派に修養した人格と圓熟した作法とにあるのであります。而して此は一朝一夕に修得することは出来ません。即ち日常修養した精神を一層研磨し何時も玲瓏玉の如く光輝燦然たらしむるやうにすることが大切であります。

作法上分らないことがあつたならば、何でも之れを人に問うて行ふのが宜しいのであります。然るに人に問ふことを恥とするのは、却つて作法の精神に反するのであります。孔子も大廟に入つては事毎に問うて後行はれたのであります。之れが即ち大禮の趣旨に適つて居る仕方であります。



此の御製を拜し奉りて誰か感激し奉らざる者あらんや我れ々々九千餘萬の國民は此の有り難き大御心の御趣旨を遵守し奉りて世界優秀の立派な國民となり、進んで我が大日本帝國が一躍五大洲に雄視することが一日も早く實現するやうに義勇奉公の至誠を捧げ奉ることを無上の光榮とすべきであります。

間違つた作法・間違ひ易い作法〔終〕

昭和十一年五月三十日 印刷  
昭和十一年六月五日 發行

有所權版



間違ひ易い作法奥付

〔定價 貳圓五拾錢〕

編者	南 守 謹 吾
發行所	東京市本郷區元町二ノ二一 生地 龍 太 郎
印刷所	東京市芝區新堀河原三十一番 山 村 印 刷 所
發行所	東京市本郷區元町二ノ二一 啓 文 社 電話小石川五五二九番 振替東京三八七七六番

家事及教授法 林 勇記 生先 著 ◆四六判 定價二・五〇 十送料

# 日本家事教育及教授法

一 本書は現代日本の家事教育の内状に最も通曉する者によりて立案された唯一のものである。  
 二 本書は現代日本の家事教育の活問題を無偏し之に公正批判を興へてゐる。  
 三 本書は現代日本の家事教育に就いて其の進路を示し活路を興へてゐる。  
 四 本書は最も進歩せる家事科の進路に於て多くの研究問題を投げてゐる。  
 五 本書は日本家事教育の實行的進歩に對して卓抜な指針を興へてゐる。

第一編 日本教育と新家事教育  
 第二編 日本女子生活と女子教育  
 第三編 女子生活と女子教育  
 第四編 女子生活と女子教育  
 第五編 女子生活と女子教育  
 第六編 女子生活と女子教育  
 第七編 女子生活と女子教育  
 第八編 女子生活と女子教育  
 第九編 女子生活と女子教育  
 第十編 女子生活と女子教育

（附録）  
 第一編 日本教育と新家事教育  
 第二編 日本女子生活と女子教育  
 第三編 女子生活と女子教育  
 第四編 女子生活と女子教育  
 第五編 女子生活と女子教育  
 第六編 女子生活と女子教育  
 第七編 女子生活と女子教育  
 第八編 女子生活と女子教育  
 第九編 女子生活と女子教育  
 第十編 女子生活と女子教育

東京普振 文啓 區港本市東京 六七八三 一ノ二町元

高一用・高二用  
 新家事教科書の  
 教材解説並に  
 日案兼用の指導書

★齋田コト著  
 ★四六判上製函入美本  
 ★高一用 定價二・〇〇  
 ★高二用 定價二・五〇  
 送料各十二錢

# 新家事教材並指導法の研究(高一用)

好評

小學校に於ける家事教育を如何にするべきか、其の教材を如何なる程度に授くべきかは實際家の等しく難關とする所であるがこれを適確に解決したものが即ち本書である。その内容は各教材に互に教材の目的、教材観、要項及時間配當、指導の準備、教材の研究、指導上の注意等に分けて一々詳細なる解説と其指導方法を述べ、更に指導者の誰れもが最も苦心する家事科細目編成上に、又、日々の指導案作成の爲めに指導案に就て多くの實際例を示すなど實際的好著である。實に本書こそ著者永年の研究途上の體驗に基いた力作である。されば從來難關とせられたる家事科の教授も本書の出現により氷解する事と信する。速に一本を備へよ。

茨城縣女子師範教員 齋田コト生著

四六判上製 定價金貳圓 送料十二錢

熱狂的文 忽五版

# 小學校に於ける 生きてきた作法教育

德育の不振——修身教授の不徹底を叫ぶことは既に久しい。而して現代思想界の混亂と生活諸相の動搖とは新の問題を更に新しい意味に於て提唱せねばならない。然も修身科の具體的方面である作法教育が單に附帶的の意義を脱して、生活革新の實際的使命を果すべく更生さるゝことは教育的乃至社會的の要望である。この時に當り先に本社より「小學校に於ける手藝教材並に指導法研究」を公刊して其の革新の所懐を世に問ふた著者が、更に現代社會生活を根柢として生活改善に着眼し郷土教化に重きを置き理想に走らず中正に生きて新作法教育の眞髓を闡明詳述し其の實際化を提唱したものが即ち本書である。國定修身教科書に準據せることは勿論無得に細密なる要項を記し眞に兒童生活の殊相を洞見し作法教育の學術的理論を背景とした著者十數年來の實際的研究を披瀝したものである。其の實際案たるや新しく、正しく、活用自在なる生きてきた指導書である。作法教授に當る者、修身科の徹底を期する者は必ず一本を備へ速かに活用せられよ。

次目内容

第一章	修身科と作法との關係	第二章	作法實習の指導方法
第二章	修身科の意義と價值	第三章	生活としての作法指導
第三章	修身科の起原及發達	第四章	作法教育の努力點
第四章	修身科の歴史及發達	第五章	作法教育の實際化
第五章	修身科の起原及發達	第六章	作法教育の實際化
第六章	修身科の起原及發達	第七章	作法教育の實際化
第七章	修身科の起原及發達	第八章	作法教育の實際化
第八章	修身科の起原及發達	第九章	作法教育の實際化
第九章	修身科の起原及發達	第十章	作法教育の實際化
第十章	修身科の起原及發達	第十一章	作法教育の實際化
第十一章	修身科の起原及發達	第十二章	作法教育の實際化
第十二章	修身科の起原及發達	第十三章	作法教育の實際化
第十三章	修身科の起原及發達	第十四章	作法教育の實際化
第十四章	修身科の起原及發達	第十五章	作法教育の實際化
第十五章	修身科の起原及發達	第十六章	作法教育の實際化
第十六章	修身科の起原及發達	第十七章	作法教育の實際化
第十七章	修身科の起原及發達	第十八章	作法教育の實際化
第十八章	修身科の起原及發達	第十九章	作法教育の實際化
第十九章	修身科の起原及發達	第二十章	作法教育の實際化
第二十章	修身科の起原及發達	第二十一章	作法教育の實際化
第二十一章	修身科の起原及發達	第二十二章	作法教育の實際化
第二十二章	修身科の起原及發達	第二十三章	作法教育の實際化
第二十三章	修身科の起原及發達	第二十四章	作法教育の實際化
第二十四章	修身科の起原及發達	第二十五章	作法教育の實際化
第二十五章	修身科の起原及發達	第二十六章	作法教育の實際化
第二十六章	修身科の起原及發達	第二十七章	作法教育の實際化
第二十七章	修身科の起原及發達	第二十八章	作法教育の實際化
第二十八章	修身科の起原及發達	第二十九章	作法教育の實際化
第二十九章	修身科の起原及發達	第三十章	作法教育の實際化
第三十章	修身科の起原及發達	第三十一章	作法教育の實際化
第三十一章	修身科の起原及發達	第三十二章	作法教育の實際化
第三十二章	修身科の起原及發達	第三十三章	作法教育の實際化
第三十三章	修身科の起原及發達	第三十四章	作法教育の實際化
第三十四章	修身科の起原及發達	第三十五章	作法教育の實際化
第三十五章	修身科の起原及發達	第三十六章	作法教育の實際化
第三十六章	修身科の起原及發達	第三十七章	作法教育の實際化
第三十七章	修身科の起原及發達	第三十八章	作法教育の實際化
第三十八章	修身科の起原及發達	第三十九章	作法教育の實際化
第三十九章	修身科の起原及發達	第四十章	作法教育の實際化
第四十章	修身科の起原及發達	第四十一章	作法教育の實際化
第四十一章	修身科の起原及發達	第四十二章	作法教育の實際化
第四十二章	修身科の起原及發達	第四十三章	作法教育の實際化
第四十三章	修身科の起原及發達	第四十四章	作法教育の實際化
第四十四章	修身科の起原及發達	第四十五章	作法教育の實際化
第四十五章	修身科の起原及發達	第四十六章	作法教育の實際化
第四十六章	修身科の起原及發達	第四十七章	作法教育の實際化
第四十七章	修身科の起原及發達	第四十八章	作法教育の實際化
第四十八章	修身科の起原及發達	第四十九章	作法教育の實際化
第四十九章	修身科の起原及發達	第五十章	作法教育の實際化
第五十章	修身科の起原及發達	第五十一章	作法教育の實際化
第五十一章	修身科の起原及發達	第五十二章	作法教育の實際化
第五十二章	修身科の起原及發達	第五十三章	作法教育の實際化
第五十三章	修身科の起原及發達	第五十四章	作法教育の實際化
第五十四章	修身科の起原及發達	第五十五章	作法教育の實際化
第五十五章	修身科の起原及發達	第五十六章	作法教育の實際化
第五十六章	修身科の起原及發達	第五十七章	作法教育の實際化
第五十七章	修身科の起原及發達	第五十八章	作法教育の實際化
第五十八章	修身科の起原及發達	第五十九章	作法教育の實際化
第五十九章	修身科の起原及發達	第六十章	作法教育の實際化
第六十章	修身科の起原及發達	第六十一章	作法教育の實際化
第六十一章	修身科の起原及發達	第六十二章	作法教育の實際化
第六十二章	修身科の起原及發達	第六十三章	作法教育の實際化
第六十三章	修身科の起原及發達	第六十四章	作法教育の實際化
第六十四章	修身科の起原及發達	第六十五章	作法教育の實際化
第六十五章	修身科の起原及發達	第六十六章	作法教育の實際化
第六十六章	修身科の起原及發達	第六十七章	作法教育の實際化
第六十七章	修身科の起原及發達	第六十八章	作法教育の實際化
第六十八章	修身科の起原及發達	第六十九章	作法教育の實際化
第六十九章	修身科の起原及發達	第七十章	作法教育の實際化
第七十章	修身科の起原及發達	第七十一章	作法教育の實際化
第七十一章	修身科の起原及發達	第七十二章	作法教育の實際化
第七十二章	修身科の起原及發達	第七十三章	作法教育の實際化
第七十三章	修身科の起原及發達	第七十四章	作法教育の實際化
第七十四章	修身科の起原及發達	第七十五章	作法教育の實際化
第七十五章	修身科の起原及發達	第七十六章	作法教育の實際化
第七十六章	修身科の起原及發達	第七十七章	作法教育の實際化
第七十七章	修身科の起原及發達	第七十八章	作法教育の實際化
第七十八章	修身科の起原及發達	第七十九章	作法教育の實際化
第七十九章	修身科の起原及發達	第八十章	作法教育の實際化
第八十章	修身科の起原及發達	第八十一章	作法教育の實際化
第八十一章	修身科の起原及發達	第八十二章	作法教育の實際化
第八十二章	修身科の起原及發達	第八十三章	作法教育の實際化
第八十三章	修身科の起原及發達	第八十四章	作法教育の實際化
第八十四章	修身科の起原及發達	第八十五章	作法教育の實際化
第八十五章	修身科の起原及發達	第八十六章	作法教育の實際化
第八十六章	修身科の起原及發達	第八十七章	作法教育の實際化
第八十七章	修身科の起原及發達	第八十八章	作法教育の實際化
第八十八章	修身科の起原及發達	第八十九章	作法教育の實際化
第八十九章	修身科の起原及發達	第九十章	作法教育の實際化
第九十章	修身科の起原及發達	第九十一章	作法教育の實際化
第九十一章	修身科の起原及發達	第九十二章	作法教育の實際化
第九十二章	修身科の起原及發達	第九十三章	作法教育の實際化
第九十三章	修身科の起原及發達	第九十四章	作法教育の實際化
第九十四章	修身科の起原及發達	第九十五章	作法教育の實際化
第九十五章	修身科の起原及發達	第九十六章	作法教育の實際化
第九十六章	修身科の起原及發達	第九十七章	作法教育の實際化
第九十七章	修身科の起原及發達	第九十八章	作法教育の實際化
第九十八章	修身科の起原及發達	第九十九章	作法教育の實際化
第九十九章	修身科の起原及發達	第一百章	作法教育の實際化

振替貯蓄金庫 啓文社出版 東京市本郷區 元町二の六六番

★ 齋田コト生 著

四六判上製 定價二〇〇 送料十二錢

## 小學校に於ける 手藝教材並に指導法の研究

小學校に於ける手藝教授の立場からして、本科教授の理論と實際とを適切に述べたるものは、殆んど皆無と言つてよい。本書は著者が年來女子師範附屬學校に於て自ら研究し或は實地教授に経験したところに基づいて、小學校に於ける本科教授の方針を定め、刺繡・編物・袋物・染物・マクラメの五種につき専ら兒童に適切なる教材を挙げ、且つその指導方法を懇切に解説して實際に適應せしめんことを期したものである。今や小學校に於ける唯一無二の良参考書として好評噴々忽ち重版出來。

### 要次目

第一章	手藝の教育的價值	第二章	手藝教授の方針
第二章	手藝の起原及發達	第三章	手藝教材の概要
第三章	手藝の起原及發達	第四章	手藝教材の起原及發達
第四章	手藝の起原及發達	第五章	手藝教材の起原及發達
第五章	手藝の起原及發達	第六章	手藝教材の起原及發達
第六章	手藝の起原及發達	第七章	手藝教材の起原及發達
第七章	手藝の起原及發達	第八章	手藝教材の起原及發達
第八章	手藝の起原及發達	第九章	手藝教材の起原及發達
第九章	手藝の起原及發達	第十章	手藝教材の起原及發達
第十章	手藝の起原及發達	第十一章	手藝教材の起原及發達
第十一章	手藝の起原及發達	第十二章	手藝教材の起原及發達
第十二章	手藝の起原及發達	第十三章	手藝教材の起原及發達
第十三章	手藝の起原及發達	第十四章	手藝教材の起原及發達
第十四章	手藝の起原及發達	第十五章	手藝教材の起原及發達
第十五章	手藝の起原及發達	第十六章	手藝教材の起原及發達
第十六章	手藝の起原及發達	第十七章	手藝教材の起原及發達
第十七章	手藝の起原及發達	第十八章	手藝教材の起原及發達
第十八章	手藝の起原及發達	第十九章	手藝教材の起原及發達
第十九章	手藝の起原及發達	第二十章	手藝教材の起原及發達
第二十章	手藝の起原及發達	第二十一章	手藝教材の起原及發達
第二十一章	手藝の起原及發達	第二十二章	手藝教材の起原及發達
第二十二章	手藝の起原及發達	第二十三章	手藝教材の起原及發達
第二十三章	手藝の起原及發達	第二十四章	手藝教材の起原及發達
第二十四章	手藝の起原及發達	第二十五章	手藝教材の起原及發達
第二十五章	手藝の起原及發達	第二十六章	手藝教材の起原及發達
第二十六章	手藝の起原及發達	第二十七章	手藝教材の起原及發達
第二十七章	手藝の起原及發達	第二十八章	手藝教材の起原及發達
第二十八章	手藝の起原及發達	第二十九章	手藝教材の起原及發達
第二十九章	手藝の起原及發達	第三十章	手藝教材の起原及發達
第三十章	手藝の起原及發達	第三十一章	手藝教材の起原及發達
第三十一章	手藝の起原及發達	第三十二章	手藝教材の起原及發達
第三十二章	手藝の起原及發達	第三十三章	手藝教材の起原及發達
第三十三章	手藝の起原及發達	第三十四章	手藝教材の起原及發達
第三十四章	手藝の起原及發達	第三十五章	手藝教材の起原及發達
第三十五章	手藝の起原及發達	第三十六章	手藝教材の起原及發達
第三十六章	手藝の起原及發達	第三十七章	手藝教材の起原及發達
第三十七章	手藝の起原及發達	第三十八章	手藝教材の起原及發達
第三十八章	手藝の起原及發達	第三十九章	手藝教材の起原及發達
第三十九章	手藝の起原及發達	第四十章	手藝教材の起原及發達
第四十章	手藝の起原及發達	第四十一章	手藝教材の起原及發達
第四十一章	手藝の起原及發達	第四十二章	手藝教材の起原及發達
第四十二章	手藝の起原及發達	第四十三章	手藝教材の起原及發達
第四十三章	手藝の起原及發達	第四十四章	手藝教材の起原及發達
第四十四章	手藝の起原及發達	第四十五章	手藝教材の起原及發達
第四十五章	手藝の起原及發達	第四十六章	手藝教材の起原及發達
第四十六章	手藝の起原及發達	第四十七章	手藝教材の起原及發達
第四十七章	手藝の起原及發達	第四十八章	手藝教材の起原及發達
第四十八章	手藝の起原及發達	第四十九章	手藝教材の起原及發達
第四十九章	手藝の起原及發達	第五十章	手藝教材の起原及發達
第五十章	手藝の起原及發達	第五十一章	手藝教材の起原及發達
第五十一章	手藝の起原及發達	第五十二章	手藝教材の起原及發達
第五十二章	手藝の起原及發達	第五十三章	手藝教材の起原及發達
第五十三章	手藝の起原及發達	第五十四章	手藝教材の起原及發達
第五十四章	手藝の起原及發達	第五十五章	手藝教材の起原及發達
第五十五章	手藝の起原及發達	第五十六章	手藝教材の起原及發達
第五十六章	手藝の起原及發達	第五十七章	手藝教材の起原及發達
第五十七章	手藝の起原及發達	第五十八章	手藝教材の起原及發達
第五十八章	手藝の起原及發達	第五十九章	手藝教材の起原及發達
第五十九章	手藝の起原及發達	第六十章	手藝教材の起原及發達
第六十章	手藝の起原及發達	第六十一章	手藝教材の起原及發達
第六十一章	手藝の起原及發達	第六十二章	手藝教材の起原及發達
第六十二章	手藝の起原及發達	第六十三章	手藝教材の起原及發達
第六十三章	手藝の起原及發達	第六十四章	手藝教材の起原及發達
第六十四章	手藝の起原及發達	第六十五章	手藝教材の起原及發達
第六十五章	手藝の起原及發達	第六十六章	手藝教材の起原及發達
第六十六章	手藝の起原及發達	第六十七章	手藝教材の起原及發達
第六十七章	手藝の起原及發達	第六十八章	手藝教材の起原及發達
第六十八章	手藝の起原及發達	第六十九章	手藝教材の起原及發達
第六十九章	手藝の起原及發達	第七十章	手藝教材の起原及發達
第七十章	手藝の起原及發達	第七十一章	手藝教材の起原及發達
第七十一章	手藝の起原及發達	第七十二章	手藝教材の起原及發達
第七十二章	手藝の起原及發達	第七十三章	手藝教材の起原及發達
第七十三章	手藝の起原及發達	第七十四章	手藝教材の起原及發達
第七十四章	手藝の起原及發達	第七十五章	手藝教材の起原及發達
第七十五章	手藝の起原及發達	第七十六章	手藝教材の起原及發達
第七十六章	手藝の起原及發達	第七十七章	手藝教材の起原及發達
第七十七章	手藝の起原及發達	第七十八章	手藝教材の起原及發達
第七十八章	手藝の起原及發達	第七十九章	手藝教材の起原及發達
第七十九章	手藝の起原及發達	第八十章	手藝教材の起原及發達
第八十章	手藝の起原及發達	第八十一章	手藝教材の起原及發達
第八十一章	手藝の起原及發達	第八十二章	手藝教材の起原及發達
第八十二章	手藝の起原及發達	第八十三章	手藝教材の起原及發達
第八十三章	手藝の起原及發達	第八十四章	手藝教材の起原及發達
第八十四章	手藝の起原及發達	第八十五章	手藝教材の起原及發達
第八十五章	手藝の起原及發達	第八十六章	手藝教材の起原及發達
第八十六章	手藝の起原及發達	第八十七章	手藝教材の起原及發達
第八十七章	手藝の起原及發達	第八十八章	手藝教材の起原及發達
第八十八章	手藝の起原及發達	第八十九章	手藝教材の起原及發達
第八十九章	手藝の起原及發達	第九十章	手藝教材の起原及發達
第九十章	手藝の起原及發達	第九十一章	手藝教材の起原及發達
第九十一章	手藝の起原及發達	第九十二章	手藝教材の起原及發達
第九十二章	手藝の起原及發達	第九十三章	手藝教材の起原及發達
第九十三章	手藝の起原及發達	第九十四章	手藝教材の起原及發達
第九十四章	手藝の起原及發達	第九十五章	手藝教材の起原及發達
第九十五章	手藝の起原及發達	第九十六章	手藝教材の起原及發達
第九十六章	手藝の起原及發達	第九十七章	手藝教材の起原及發達
第九十七章	手藝の起原及發達	第九十八章	手藝教材の起原及發達
第九十八章	手藝の起原及發達	第九十九章	手藝教材の起原及發達
第九十九章	手藝の起原及發達	第一百章	手藝教材の起原及發達

★ 柚木卯馬 生 著

★ 四六列上製  
★ 圖版多数入

定價 一・二〇

送料 十二

# て出来る家庭化粧品の作り方

現代の婦人にとつては生命とも言はれる化粧品のいろ／＼を、學校で容易に手に入る藥品や、家庭に  
備らでもある材料で、極めて純良なものな、ごく手軽に作れるやう、親切にその秘法を公開されたのが  
本書です。内容は著者が永年高等科の女生徒に家事科の一作業として一々作らせた實地體驗を基として  
述べられたもので、學校でも、家庭でも、少しも經驗なき御婦人は勿論小學校の子供にも容易に作れるや  
う、材料の分量や配合方法から、作り方の順序まで、詳細に述べ、その上使用する注意まで、徽に入り、  
細にわたつて懇切に示されたもので、今迄にない簡単な化粧品製造の手引です。論より證據、先づ本書  
によつて何品でも一つ作つて見て下さい、たちどころに本書の眞價を御認め下さることでせう。

- 一、へちま化粧水……………
  - 二、胡瓜化粧水……………
  - 三、林檎化粧水……………
  - 四、レモン化粧水……………
  - 五、オキシフル化粧水……………
  - 六、ベルツ水……………
  - 七、あせしらす……………
  - 八、薬用化粧水……………
  - 九、乾性クリーム……………
  - 十、日やけどめクリーム……………
  - 十一、コールドクリーム……………
  - 十二、無鉛水おしろい……………
  - 十三、無鉛れりおしろい……………
  - 十四、ふけとり香水……………
  - 十五、純植物性ボマード……………
  - 十六、養毛液……………
  - 十七、香油……………
  - 十八、髪的美洗粉……………
  - 十九、ミルク洗粉……………
  - 二十、色々な洗粉……………
  - 二十一、乳白化粧水……………
  - 二十二、日やけどめ……………
  - 二十三、ソバカス防ぐ法……………
- 化粧品を作る者の喜び





